

1954年の無国籍者の地位に関する条約下における

無国籍者の保護に関する ハンドブック

日本語版付属資料:無国籍に関するガイドライン第 4 号・第 5 号

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所



1954年の無国籍者の地位に関する条約下における

無国籍者の保護に関する ハンドブック

日本語版付属資料:無国籍に関するガイドライン第4号・第5号

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

目次

日本語	版へ	の序	1
まえが	き		3
はじめ	に		5
A. 無国	籍者	地位条約の背景	5
B. UNH	ICR	と無国籍	6
C. この	ハン	ドブックの範囲	······ 6
D. 無国	籍と	事実上の無国籍	····· 7
E. 無国	籍者	の認定	8
F. 無国	籍者	の地位	9
第一章	:無	国籍を定める基準	11
A. 定義			11
B. 一般	的考	憲事項	12
C. 用語	の解	积	13
(1)	ΓLA	ずれの国によっても」	13
(1)		- どの国について検討する必要があるのか	
		国とは何か	
(2)			
(2)		法 の意味	
		国の法および実務に基づき、ある者が「国民と認められていない」場合 …	
	(,	(i) 自動的および非自動的な方式による国籍の取得または取消し	
		(ii) 権限ある当局を特定する	
		(iii) 国籍の取得および取消しについて非自動的方式がとられている 場合における権限ある当局の証拠の評価	16
		(iv) 国籍の取得または国籍喪失につき自動方式がとられている 場合における権限ある当局の証拠の評価	17
		(v) 国家実行が自動的な国籍取得方式に違反している場合の考慮事項	18
		(vi) 権限ある当局の見解に関する証拠が存在しない場合の国籍の評価	
		(vii) 領事機関の役割	18

(viii) 権限ある当局への照会	19
(ix) 権限ある当局による一貫性を欠く取扱い	20
(x) 錯誤によりまたは悪意で取得された国籍	20
(xi) 不服申立/再審査手続きの効果	
(xii) 時期の問題	
(xiii) 国籍の自発的放棄	23
(xiv) 国籍の概念	23
第二章:無国籍者を認定するための手続き	27
A. 一般的事項	27
(1) 概要	27
(2) 無国籍の認定および国籍への権利	27
B. 認定手続きの設置	29
(1) 認定手続きの設計と位置付け	29
(2) 手続きへのアクセス	30
(3) 手続き的保障	30
C. 難民認定と無国籍認定の調整	33
D. 証拠の評価	34
(1) 証拠の種類	34
(2) 立証の問題	36
(3) 立証責任	36
(4) 立証基準	37
(5) 証拠の価値	38
(6) 旅券	38
(7) 外国の当局への照会と回答	38
(8) 事情聴取	39
(9) 信憑性の問題	39
E. 追加の手続き的考慮事項	41
(1) 集団認定	41
(2) 拘禁	42
(3) UNHCR の役割	44

(4) 外国での解決策の模索	44
(5) 特定の集団への追加の手続き的および証拠上の保障措置	44
F. 無国籍者地位条約が適用されない国における無国籍認定	46
第三章:国内における無国籍者の地位	······ 47
A. 国際法と無国籍者の地位	47
(1) 難民と無国籍者の地位の類似点	47
(2) 無国籍者地位条約が求める待遇基準の概観	48
(a) 条件に応じて段階的に保障される権利	49
(3) 国際人権法	52
B. 国際移動の状況にある個人	54
(1) 無国籍認定の結果を待っている個人	54
(2) 無国籍と認定された個人-在留権	······ 54
(3) 他国で保護を受けられる場合	56
(a) 無国籍が国籍の喪失/剝奪またはその誠実な 自発的放棄によるものである場合	
(b) 無国籍が便宜上のまたは自らの選択による 自発的な国籍放棄によるものである場合	58
(c) 現地との結びつきの考慮	59
C.「自国」にいる個人	59
D. 無国籍者地位条約が適用されない無国籍者の地位	60
【付属資料】	
無国籍に関するガイドライン第4号:無国籍の削減に関する 1961年の条約第1条ないし第4条によるすべての児童の国籍取得権の確保	63
l. はじめに	64
A. 概観	64
B. 無国籍削減条約の解釈に関する一般的考慮事項	65
C. 国際人権規範が無国籍削減条約に及ぼす影響	65
II. 無国籍削減条約上、「国籍を付与しなければ無国籍となる者」というのは どのような場合か	68
a) 無国籍削減条約上の「無国籍」の定義	68
b) 児童の置かれている境遇を中心に	
c) 外国のいかなる国籍も保持していないことの認定	69

d)児童を「国籍未確定」と分類すること	70
e) 登録により親の国籍を取得する可能性	71
f) 児童の難民が置かれた特別な立場	72
III. 締約国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍となる	
者に対する国籍の付与(無国籍削減条約第1条第1項〜第1条第2項)	
a)第1条と第4条の関係	
b) 無国籍削減条約上の義務に合致する国籍付与の選択肢	
c) 出生時又は出生後可能な限り早い段階での国籍取得	74
d)申請に基づく国籍取得に関して許容される条件 (無国籍削減条約第1条第2項)	··········· 75
IV. 締約国の国民を親として国外で出生した者であって国籍を付与しなければ 無国籍となるであろう者に対する国籍の付与 (無国籍削減条約第1条第4項、第1条第5項及び第4条)	79
V. 無国籍削減条約第1条及び第4条におけるその他の義務	80
a) 適切な情報	80
b) 手数料	80
c) 出生登録の重要性	80
d) 国内法における条約上の義務の実施	81
VI. 父母がともに知れない児童(foundling)	81
VII. 船舶又は航空機内で出生した児童に対する保障措置の適用	83
VIII. 経過規定	84
付属文書	85
無国籍に関するガイドライン第5号:無国籍の削減に関する 1961年の条約第5条ないし第9条に基づく国籍の喪失及び剝奪	86
I. はじめに	87
A. 概観 ······	87
B. 無国籍削減条約の解釈に関わる一般的考慮事項	
C. 国籍の喪失及び剝奪の定義	89
II. 無国籍の削減に関する 1961年の条約の基準	90
A. 無国籍の削減に関する1961年の条約第5条ないし第9条の概観	90
B. 国籍の喪失	91
C. 国籍の剝奪	
D. 他国の国籍を保持又は取得の判断	111
III. 国際法上の国籍に対する権利及び国籍の恣意的剝奪の禁止	113
A. 国籍に対する権利	113
B. 国籍の恣意的剝奪の禁止	115

	C. 国際人権法における他の関連の規定	121
付録 1:	: 1954年無国籍者の地位に関する条約	129
付録 2:	: 1961年無国籍の削減に関する条約	142
付録 3:	1954年の無国籍者の地位に関する条約・ 1961年の無国籍の削減に関する条約の締約国一覧	150
付録 4:	国連総会決議抜粋	153
付録 5:	UNHCR 執行委員会結論抜粋	155

日本語版への序

現在、世界中で430万人以上が無国籍または国籍未確定の状態にあります。これらの人々は、どの国からも国民として認められておらず、世界で最も目に見えにくい存在です。これらの人々は、出生を登録したり、身分証明書を得たり、学校に行ったり、医師の診察を受けたり、仕事に就いたり、銀行口座を開設したり、結婚したり、といったことができないことが多くあるうえ、身柄を拘束されることさえあります。UNHCR は、無国籍を把握・防止・削減し無国籍者を保護するための各国の努力を後押しするという任務を、国連総会によって与えられています。

UNHCR が 2010 年に無国籍関連条約加入のためのキャンペーンを再開して以来、無国籍者の地位に関する 1954 年条約の締約国数は 65 カ国から 96 カ国に、無国籍の削減に関する 1961 年条約の締約国数は 33 カ国から 78 カ国に、それぞれ増加しました (2022 年 10 月末時点)。無国籍を解決することの重要性は、2018 年に採択された難民と移民に関する 2 つの国連グローバル・コンパクトでも認識されており、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) を達成して「誰一人取り残さない」ようにするためにも最重要な課題です。2014 年、UNHCR は 2024 年までに無国籍をなくすことを目標とした 10 年間の「#IBelong」キャンペーンを開始しました。それ以来、27 カ国で40 万人が国籍を取得しまたは国籍確認を受け、12 カ国が新たに無国籍認定手続きを設置しています。

日本政府は2018年に、国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー(UPR)の際に行われた、無国籍への対処に特化した上記2つの国際条約への加入の検討を求める勧告について、フォローアップすることに同意しました。2019年には、無国籍に関するハイレベルセグメントの場で、無国籍をゼロにするためのUNHCRの活動を支援するというコミットメントが日本から表明されました。

本ハンドブックは、第一義的には、1954年無国籍者地位条約の適切な解釈適用によって無国籍者の保護を行うためのものです。また、日本語版の付属文書として、1961年無国籍削減条約の解釈適用を通じた無国籍の防止・削減に関する UNHCR の2つのガイドライン、すなわちガイドライン第4号(国籍を取得するすべての子どもの権利の保障について)とガイドライン第5号(国籍の喪失と剝奪について)も掲載されています。

本ハンドブックおよびガイドラインに掲げられた指針と国際基準は、日本を含め、2つの条約を締結していない国にとっても高い関連性があるものです。それは特に、世界人権宣言(UDHR)第15条で保障されているところの国籍をもつ権利は基本的

人権であること、また無国籍の防止およびそれに関連した国籍の恣意的剝奪の禁止 は国際法の基本原則であることについては強力な国際的合意があるからです。これ らの原則は国際慣習法規範になっているという学説も、有力に主張されています。

国籍に対する子どもの権利は、国際人権文書、なかでも特に、いずれも日本が締約国となっている子どもの権利条約(CRC)の第7条・8条と市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)の第24条でも保護されています。日本の出入国管理及び難民認定法の規定のいくつかは無国籍者の保護のためにすでに効果的に活用されてきました。また国籍法には、日本で生まれて父母が知れない・父母が無国籍である子どもに日本国籍を出生時に付与したり、日本で生まれ住所を有する無国籍の子どもの帰化の要件を緩和したりと、無国籍の防止と削減を目的とした規定が含まれています。そのため、本ハンドブックとガイドラインは、日本の政府、議員、裁判所、法律実務家、NGO その他の関係者にとっても、関連する国内法および国際法文書の解釈適用を通じて無国籍に対処する取り組みにおいて、有用な参考資料となることが期待されます。

末筆ながら、本書の翻訳・編集の過程でご尽力頂いたすべての皆様、特にハンドブックと無国籍者地位条約の翻訳監修をしてくださった明治学院大学教授の阿部浩己先生、ガイドライン第4号・5号および無国籍削減条約の監修をしてくださった早稲田大学名誉教授・弁護士の木棚照一先生に厚く御礼を申し上げます。

「#IBelong」キャンペーンの終了年である2024年が近づく中、UNHCR駐日事務所は、本ハンドブックおよびガイドラインの日本語版発行が、無国籍ゼロに向けた世界をあげての取り組みにおいて日本が果たせる役割についての、政府、議員、市民社会および無国籍者自身の活発な議論を促進し、その指針を示す上で有用なものとなることを、願ってやみません。

2022 年 12 月 20 日 国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所 代表 カレン・マデリーン・ファルカス (Karen Madeline Farkas)

まえがき

この10年の間に、国連難民高等弁務官(UNHCR)事務所の後押しを得て、無国籍者の苦境に対処しようとする気運が国際社会であらためて高まってきました。世界人権宣言で明確にされている通り、すべての人には国籍をもつ権利があります。国籍がなければ、個人は不確実性と疎外経験に満ちた生活に直面します。無国籍者は世界で最も脆弱な立場に置かれた集団のひとつであり、法の前の平等、働く権利、教育または医療ケアなどの権利の享受を否定されることも少なくありません。国籍法改正などの措置を通じて無国籍を防止・削減しようとする多くの国の行動にもかかわらず、無国籍の新たな事例は生じ続けています。無国籍者は、ほぼすべての国で見出すことができます。それどころか、何世代にもわたって無国籍のままの家族も存在します。

無国籍者の地位に関する1954年の条約(「無国籍者地位条約」)は、無国籍者保護のための国際的体制の中心に位置するものです。同条約は、「無国籍者」の世界共通の定義を確立するとともに、その処遇に関する一連の中核的原則を定めています。同条約の枠組みは、現在でも条約採択の時と同じように重要なものであり、国際人権法の発展によって補完されてきました。無国籍の削減に関する1961年の条約(「無国籍削減条約」)が無国籍根絶のための一連の手段を包括的に定めている一方、無国籍者地位条約は、無国籍である人々が尊厳と安全のない生活を送らざるを得なくても済むようにするものです。条約採択60周年にあたってこのハンドブックを刊行できることを、UNHCR は嬉しく思います。

本書の刊行時点で80か国が無国籍者地位条約の締約国となっています。UNHCRの無国籍キャンペーンをきっかけとして、この3年間に多数の国が加入を果たしました。無国籍への注目の高まりは、無国籍認定手続きを設けた国の増加からも見ることができます。このような手続きは、世界の無国籍者の中でも少数の国際移動の状況下にある人々にとってのみ適当なものかもしれませんが、にもかかわらずきわめて重要であり、無国籍者地位条約と国際人権法双方の基準に合致した地位を得る道筋を提供するものです。自国におり、その国との(例えば出生または長期の居住を通じた)深いつながりを自認している無国籍者の場合、異なるアプローチが求められます。各国は、このような人々に国籍を付与するための法律上・政策上の改革を行うことが、対象者個人にとってのみならず、社会の安定と結合全般にとっても利益となることを、ますます認識するようになっています。

UNHCR は、その任務として委ねられた、無国籍に対応する責任に従ってこのハンドブックを発行するものです。これらの責任は当初、UNHCR事務所規程第6条A(II)および難民の地位に関する1951年の条約第1条(A)(2)に定められた難

民である無国籍者に限定されていました。それ以降、この任務は、一連の国連総会決議、特に無国籍者全般についての責任を UNHCR に委ねる 1995 年の決議 50/152 および 2006 年の決議 61/137 によって拡大されてきました。 UNHCR の責任は無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護に及んでいます。

このハンドブックの内容は、3つの UNHCR ガイドライン(それぞれ無国籍者の定義、無国籍を認定するための手続きおよび国内法上の無国籍者の地位に関するもの)として、2012年に最初に発表されたものです。このハンドブックはこれらのガイドラインに代わるものですが、本文にはその内容をほぼそのまま掲載し、主として重複への対応および UNHCR の刊行物への参照注の更新を目的とする最低限の修正を行うに留めています。ガイドラインの発表以降に明らかになった軽微なギャップにも対応しました。このハンドブックは、ガイドラインと同じように、無国籍の削減に関する 1961 年の条約採択 50 周年を背景として実施された一連の専門家会合[†]の成果です。本書では、無国籍の防止および削減については考慮していません。これについては、代わりに別のガイドラインで取り上げています。

このハンドブックは、政府職員、裁判官および実務家ならびに無国籍への対応に 従事する UNHCR 職員等の指針となることを企図したものです。このハンドブック が、無国籍の認定と、無国籍者の保護に関する法令および政策の策定・実施の両方 にとって貴重なリソースとなることを希望します。

> フォルカー・テュルク (Volker Türk) UNHCR 国際保護総局長 (当時) ジュネーブ、2014 年 6 月

^{*} UNHCR, Guidelines on Statelessness No. 1: The definition of "Stateless Person" in Article 1 (1) of the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons, 20 February 2012, HCR/GS/12/01, http://www.refworld.org/docid/4f4371b82.html; UNHCR, Guidelines on Statelessness No. 2: Procedures for Determining whether an Individual is a Stateless Person, 5 April 2012, HCR/GS/12/02, http://www.refworld.org/docid/4f7dafb52.html; and UNHCR, Guidelines on Statelessness No. 3: The Status of Stateless Persons at the National Level, 17 July 2012, HCR/GS/12/03, http://www.refworld.org/docid/5005520f2.html http://www.refworld.org/docid/5005520f2.html https://www.refworld.org/docid/5005520f2.html https://www.refworld.org/docid/5005520f2.

^{**} UNHCR, Expert Meeting - The Concept of Stateless Persons under International Law ("Prato Conclusions"), May 2010, http://www.refworld.org/docid/4calae002.html; and UNHCR, Expert Meeting - Statelessness Determination Procedures and the Status of Stateless Persons ("Geneva Conclusions"), December 2010, https://www.refworld.org/docid/4d9022762.html https://www.refworld.org/docid/4d9

はじめに

A. 無国籍者地位条約の背景

- 1. 無国籍が生ずる状況は多様である。国際移動の状況においても、例えば一部の国外居住者が常居所国の国籍を取得することなく国籍を喪失しまたは剝奪された場合などに無国籍が生ずることもある。しかし、ほとんどの無国籍者は一度も国境を越えたことがなく、「自国」「にいる人々である。そのような無国籍者の苦境は、本来の居場所において (in situ)、すなわち長期間居住してきた国、多くの場合は出生した国において生じている。このような個人にとって、無国籍とは、国籍法の制定と実施における問題の結果として生じたものであることが多い。
- 2 第2次世界大戦後、無国籍者および難民を保護する国際的行動の必要性が浮き 彫りになった。従って、無国籍者の地位に関する1954年の条約(「無国籍者地 位条約」)は難民の地位に関する1951年の条約(「難民条約」)と同じ起源を有 している。無国籍者地位条約は当初、難民条約の議定書案として構想されてい たものである。しかしながら、難民条約が採択された際、議定書は草案の形式 のまま残され、別の交渉会議に付託されて、無国籍者に関する独立の条約へと 変更された。無国籍者地位条約の本文および締約国一覧は、それぞれ付録1と3 に掲載している。
- 3. 無国籍者地位条約は、無国籍者の待遇の基準について特に定めることを目的とした国際条約として、依然として唯一のものである²。従って、脆弱な立場に置かれたこの集団の保護を確保する上で、同条約は決定的重要性を有している。

^{1 「}自国」(own country) という表現は、市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条(4)からとったものであり、国連・自由権規約委員会の解釈に一致する形で用いている。

² 無国籍の削減に関する 1961 年の条約は、主として国籍法における保障措置を通じて無国籍を回避することにより、時間をかけてこの現象を削減することに関わるものである。無国籍に関する 1930 年の特別議定書 (2004 年発効) は、待遇の基準については取り上げておらず、従前の国籍国の具体的義務について定めている。同議定書の締約国はごく少数である。

B. UNHCRと無国籍

4. UNHCR は、無国籍に対処する任務遂行上の責任に従ってこのハンドブックを発行する。UNHCR の責任の下に入るのは、当初は、UNHCR 事務所規程第6条A(II) および難民条約第1条(A)(2)に定められた難民である無国籍者に限定されていた。このような立場で、UNHCR は無国籍者地位条約の起草に関わった。無国籍の削減に関する1961年の条約(「無国籍削減条約」)第11条および第20条で想定されている職務を遂行するため、1974年の国連総会決議3274(XXIX)および1976年の同決議31/36によりUNHCRの任務は拡大され、同条約に定められた者についても対象とすることとなった。UNHCR事務所は、UNHCR執行委員会結論第78号を支持する1995年の国連総会決議50/152によって、無国籍者全般についての責任を委ねられた。国連総会はその後、2006年の決議61/137において、UNHCRが責任を負うべき4つの広範な分野(無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護)について定めた執行委員会結論第106号を支持するに至った。関連する総会決議および執行委員会結論からの抜粋は、それぞれ付録4と5に掲載されている。

C. このハンドブックの範囲

- 5. 無国籍者地位条約の規定は、「無国籍者」の定義を定めたもの、無国籍者の権利 義務に関するもの、ならびに、条約への加入および締約国の UNHCR との協力 といった事項を定めた最終条項という3つのカテゴリーに分類される。このハ ンドブックでは、前二者のカテゴリーに分類される規定についての指針を示す。
- 6. このハンドブックは、無国籍者地位条約の受益者の特定と適切な待遇を促進するため、同条約の解釈および適用に関して政府、政策立案者、行政審査官、裁判所、NGO、法律実務家、UNHCR 職員その他の関係者を援助することを目的としている。加えて、このハンドブックは、「無国籍者」、「無国籍」その他の関連用語に言及しているもののその定義を明らかにしていない他の国際文書の解釈など、他の一連の状況においても有意性をもつことになろう。この点において、無国籍者地位条約は難民条約および他の人権条約と同一の批准/加入水準にないことが留意される。そのため、無国籍者地位条約の適用についての国家実行(国内裁判所の裁判例を含む)は、とりわけ第1条第1項の解釈に関して、限られている。とはいえ、このハンドブックで示す指針は、無国籍者地位条約の締約国の現在の実行を踏まえたものであり、またUNHCRが開催した一連の専門家会合の成果をまとめたものである。

D. 無国籍と事実上の無国籍

無国籍者地位条約は、第1条第1項で「無国籍者」の普遍的な定義を定めている。 第1条第1項の適用を受ける者は、時に「法律上の」(de jure) 無国籍者と呼ば れることがある。条約そのものではこの用語が使用されていないにもかかわら ずである。これに対し、無国籍削減条約最終文書では「事実上の」(de facto) 無 国籍者への言及が見られ、また無国籍者地位条約最終文書にも黙示的な言及が ある3。第1条第1項で定義されている「無国籍者」とは異なり、事実上の無国籍 という用語はいずれの国際文書でも定義されておらず、このカテゴリーの者に 特化した条約体制も存在しない(無国籍削減条約最終文書における言及は限定 的であり、非拘束的な性格のものである)4。無国籍者地位条約第1条第1項に基 づき「無国籍者」としての資格を有する者が無国籍者と認められ、誤って事実 上の無国籍者と言及されることがないよう配慮しなければならない。さもなけ れば、無国籍者地位条約で保障された保護を受けられないおそれがあるためで ある。このハンドブックでは無国籍者地位条約第1条第1項の定義する無国籍 者の特定と保護に関わる一連の問題を扱うが、これらの者を法律上の無国籍者 と称することはしない。法律上の無国籍者という用語は、条約それ自体ではど こにも使用されていないからである。

³ 無国籍者地位条約最終文書の第3段落は、事実上の無国籍の位置付けについて対処するために特に起草されたものである。この勧告は、国籍国の保護を放棄する正当な理由を有していたと国が認める者に対しても同条約の利益を及ぼすよう要請している。無国籍削減条約最終文書についていえば、定義はされていないものの、事実上の無国籍者が無国籍削減条約の条項の利益を享受し、「実効的国籍」を取得できるようにすべきことが勧告されている。

⁴ 事実上の無国籍については、例えば UNHCR「国際法上の無国籍者の概念に関する専門家会合・プラート 結 論 (Expert Meeting on the Concept of Stateless Persons under International Law (Prato Conclusions)」、http://www.refworld.org/docid/4calae002.html) の II.A. 参照: (1) 事実上の無国籍は伝統的に実効的国籍の概念と結びつけられてきており、参加者の一部は、ある者の国籍は当人の国籍国の内外で非実効的なものになりうるとの見解であった。この見解によれば、ある者は当人の国籍国内にあってさえ事実上の無国籍となりうる。しかし他の参加者が広く支持したのは、当該会合のために用意された討議用文書に記されたアプローチであった。これは、国際法における国籍の主要な機能のひとつである、在外自国民に対する国家の保護の提供に基づいて、事実上の無国籍者を定義しようとするものである。(2) その定義は以下のとおりである。事実上の無国籍者とは、国籍国の保護を受けることができない者又は正当な理由によりその国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。ここでいう保護とは、自国民のいずれかに対して行われた国際違法行為の救済のために国籍国が行使する外交保護権、並びに、外交的及び領事的保護・援助一般(国籍国への帰還に関するものを含む)をいう。

E. 無国籍者の認定

- 8. 無国籍者地位条約は、「無国籍者」の国際法上の定義と無国籍者が受けることができる待遇の基準を定める一方で、無国籍者を特定するためのいかなる仕組みも定めてはいない。しかしながら、無国籍者地位条約は、無国籍者に適切な待遇を与え条約上の約束を遵守するため、国がその管轄の下にある無国籍者を特定しなければならないことを黙示的に求めている⁵。このハンドブックでは、無国籍認定手続き設置のあり方(そのような仕組みの中で生じる証拠に関する問題を含む)について助言を行う。その際、このハンドブックでは、ある個人が無国籍であるかどうか決定することを――それのみではないにしても――特に目的とした手続きについて取り上げる。さらに、ここで焦点を当てるのは、無国籍者地位条約の定義する無国籍者の認定と、同条約の締約国が負っている義務である。同条約に拘束されない国と、事実上の無国籍者の特定についても若干検討する。
- 9. 無国籍認定手続きを設けている国は比較的少数であり、そのすべてにおいて厳密な規制がなされているわけでもない。こうした仕組みを導入することに対する関心は高まりつつある。無国籍であることは、国際法上、法的に意味のある事実である。そのため、無国籍の認定は、特に、安定した法的地位へのアクセスと無国籍者地位条約に基づき無国籍者に与えられる諸権利の享受を通じ、無国籍者の人権の尊重を強化する上で重要な役割を果たす。
- 10. 無国籍認定手続きを設置することは国家の利益にもなる。そうすることにより、 無国籍者地位条約上の義務を尊重する国家の能力が強化されるのである。難民 と移民が混在した人の国際移動の中で無国籍が生じている国々では、無国籍認 定手続きは、政府が領域内の無国籍人口の規模と性質を評価し、政府によるど のようなサービスが必要とされているかを判断する上でも役に立つ。加えて、 無国籍の特定は、無国籍の根本的原因と新たな傾向を明らかにすることにより、 無国籍を防止する手助けともなり得る。

⁵ 各国は、難民条約がこの問題について何ら触れていないにもかかわらず、難民認定手続きを定めることとの関連でこのことを認めてきた。執行委員会結論第 8 号(XXVIII、1977 年)a、執行委員会結論第 11 号(XXIX、1978 年)h、執行委員会結論第 14 号(XXIX)f および執行委員会結論第 16 号(XXXI、1980 年)h 参照。UNHCR「難民の国際的保護に関する執行委員会結論集: 1975 年 - 2009 年(結論第 1 号 - 第 109 号)(Conclusions Adopted by the Executive Committee on The International Protection of Refugees, 1975 - 2009(Conclusion No.1 - 109))」(2009 年、https://www.unhcr.org/en-my/578371524.pdf)参照。

F. 無国籍者の地位

- 11. 無国籍者は一般的に、さまざまな人権の享受を否定され、社会への完全参加を 妨げられている。無国籍者地位条約は、無国籍者に対して中核的な一系列の権 利を付与することにより、そのような疎外状況に対処しようとするものである。 同条約の規定は、適用可能な国際人権法の基準とともに、無国籍者地位条約の 締約国にいる無国籍者が有する最低限の権利義務を定めている。締約国におい て無国籍者に与えられる地位、すなわち無国籍者が有する国内法上の権利義務 は、これらの国際基準を反映したものでなければならない。
- 12. このハンドブックは、各国を援助することにより、無国籍者がその管轄内で無国籍者としての地位を認められることを確保することを目的としている。このハンドブックでは、無国籍者地位条約に基づいて国が無国籍と認定した者の待遇と、無国籍認定手続きの結果を待っている個人の立場の両方について取り上げる。また、無国籍者地位条約を締結していない国における無国籍者の立場と、事実上の無国籍と認められる者の立場についても検討する。すべての無国籍者が国際基準に従った待遇を受けられなければならない一方で、その地位は、無国籍が生じた文脈を反映して異なり得る。そこで、このハンドブックではまず関連する国際法の基準について取り上げ、その後、無国籍者の地位の範囲を、国際移動の状況にある諸個人と「自国」にいる諸個人。についてそれぞれ検討する。加えて、難民と無国籍者との関係についても検討する。ある個人が同時に無国籍者地位条約上の無国籍者および難民条約上の難民であることもあり得るが、無国籍である難民は、最低限、難民条約および国際難民法の保護を享受できなければならない。

⁶ 後掲 142 段落では、市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条第4項を敷衍して、「自国」に留まる個人の権利の性格について検討している。

第一章:無国籍を定める基準

A. 定義

13. 無国籍者地位条約第1条第1項は、無国籍者を次のように定義している。

「この条約の適用上、『無国籍者』とは、いずれの国によってもその法の運用において国 民と認められていない者をいう。」

本条約は第1条第1項に対する留保を認めていないことから、この定義は条約の全締約国を拘束する。加えて、国際法委員会は、第1条第1項の定義は慣習国際法の一部をなすと結論づけている 7 。このハンドブックでは、「無国籍者」の定義に該当する者がこの条約の保護から除外される事情を定めた第1条第2項については取り上げない。

⁷ International Law Commission, Articles on Diplomatic Protection with commentaries, 2006, 49 頁参照。 そこでは、第1条の定義が「慣習法の性質を獲得したとすることに疑いの余地はない」と述べられている。同コンメンタリーは http://www.refworld.org/docid/525e7929d.html で閲覧可能である。無国籍者地位条約第1条第1項は、「外交的保護に関する条文(Articles on Diplomatic Protection)」でも無国籍者の定義として用いられている。

B. 一般的考慮事項

- 14 無国籍者地位条約第1条第1項は、文脈に照らし、かつ条約の趣旨および目的を考慮しながら、条約文の通常の意味に従って解釈しなければならない⁸。前文と準備作業から明らかなように、無国籍者地位条約の趣旨および目的は、無国籍者がその人権を可能な限り広範に行使できるよう確保するところにある⁹。起草者は、無国籍者の地位を規律することによってその立場を向上させることを意図していた。それでもやはり、一般には、国籍を保持するほうが、無国籍者として認定・保護されるより望ましい。従って、無国籍者地位条約の適用対象であるすべての者が条約規定から利益を得ることを確保するよう努めるにあたっても、国籍を有する個人がそのように認定され、誤って無国籍とされないよう注意することが重要である。
- 15. 第1条第1項は、国際移動の状況と非国際移動の状況のいずれにおいても適用される。一度も国境を越えたことがなく、生涯を通じて同じ国で生活してきた無国籍者もいるだろう。しかし一部の無国籍者は、難民であるか、補完的保護を受ける資格を有している場合もある¹⁰。難民条約の適用対象である無国籍者は同条約上の保護を受けることができるが、この問題については第三章でさらに論ずることにする。
- 16. 個人は、無国籍者地位条約第1条第1項の条件が満たされた時点で無国籍者となる。従って、個人が第1条第1項の基準を満たしているという国またはUNHCRの判断は宣言的なものであり、創設的なものではない¹¹。

⁸ 解釈の一般規則を定めた、条約法に関する1969年のウィーン条約第31条第1項参照。第31条ではさらに、条約の規定の解釈に関連するその他の要素が定められており、他方、第32条では解釈の補足的手段が列挙されている。

⁹ 前文の第2段落および第4段落参照。 「国際連合が様々の機会に無国籍者に対して深い関心を明らかにし、無国籍者に対してこの基本的人権 及び自由のできる限り広範な行使を確保する努力をしていることを考慮し、…… 国際的合意によって無国籍者の地位を規律し、改善することが望ましいことを考慮し、……」(「基本的 人権及び自由」とは、前文第1段落で言及されている世界人権宣言を指す。)

¹⁰ このような無国籍者は、例えば、「第三国国民又は無国籍者の難民又は国際的保護を必要とする者としての資格及び地位並びに付与される保護の内容についての最低基準に関する EU 理事会指令 2004/83/EC (2004年4月29日)」で定められた、欧州連合の補充的保護制度の適用対象となる場合がある。より一般的には、補完的形態の保護に関する UNHCR 執行委員会結論第103号 (LVI) (2005年)を参照。(http://www.unhcr.org/43576e292.html で閲覧できる。)

¹¹ 認定手続きが有する停止効、および無国籍の認定結果を待っている者の待遇との関連でこのことがどのような意味を持つかについては、第二および三章で扱う。

17. 第1条第1項の掲げる定義は、「いずれの国によっても」および「その法の運用において国民と認められていない」という2つの構成要素に分解して分析できる。第1条第1項の無国籍者の認定に際しては、最初に「いずれの国によっても」にかかる問題を検討するのがもっとも実用的であることが多い。これにより、個人が結びつきを有している諸国への調査の範囲が狭まるだけでなく、国際法上の「国家」の概念に適合しない実体を最初の段階で検討から除外できる可能性があるためである。実際に、ある個人にとって関連のある結合を有する唯一の実体が国家でないときなど、場合によってはこの要素を検討するだけで決定的結論を出せることもある。

C. 用語の解釈

- (1) 「いずれの国によっても」
- (a) どの国について検討する必要があるのか
- 18. 第1条第1項の定義は否定形の表現(「いずれの国によっても……国民と認められていない」)であるが、いずれかの者が無国籍であるかどうかに関する調査は、その者が、特にその領域における出生、血統、婚姻、養子縁組または常居所により、関連のある結合を有している国に限定して行われる。これによって、調査の範囲がひとつの国(あるいは国家でない実体)に限られる場合もある¹²。

(b) 国とは何か

19. 第1条第1項における「国」の定義については、この文言が国際法においてたどってきた一般的発展が手がかりとされる。国の権利および義務に関する1933年のモンテビデオ条約の基準は、この点で依然として妥当する。同条約によれば、ある実体は、永住的住民、確定した領域、実効的政府および他国と関係を取り結ぶ能力を有している場合に国家となる。その後、国際法学において挙げられてきた国家性にかかる他の要素には、当該実体の実効性、自決権、武力行使の禁止、当該領域を支配していた国の同意などがある¹³。

¹² 何が関連のある結合にあたるのかという点については、無国籍を証明するために必要な立証基準との関係で、このハンドブックの第二章でさらに取り上げる。

¹³ ある実体が新たな国家であると主張するものの、その成立態様がユス・コーゲンスに反するものであった場合、その実体に国家としての資格があるかどうかの問題が生ずる。ユス・コーゲンスとは、強行的性格を有すると認められる慣習国際法の原則であり、他のいかなる義務(慣習法上の義務か条約上の義務かは問わない)にも優越し、すべての国を拘束し、かつ他の強行規範によらなければ無効とすることができない。ユス・コーゲンスの例としては、武力行使の禁止および自決権などがある。

- 20. 第1条第1項の適用上、ある実体が「国」とされるためには、他国から普遍的にもしくは広範に国家として承認されている必要も、国際連合の加盟国である必要もない。とはいえ、承認または加盟は国であることの強力な証拠となる¹⁴。特定の実体が国家性を備えているかどうかについて、国際社会で見解の相違が生じる場合もある。これは、部分的には、関連する基準の一部およびその適用のあり方が複雑であることの反映である。ある実体が客観的には前掲段落で触れた基準を満たしているように見える場合でも、政治的な理由から当該実体の国家承認を控え、または積極的に不承認の姿勢をとる国があるかもしれない。第1条第1項の認定に際し、認定審査官は、特定の実体の法人格に関する自国の公式見解を参照する傾向にあるかもしれない。しかしこのようなアプローチは、国際法における当該実体の立場よりも、認定を行う国の政府がとる政治的立場の影響を受けた決定につながりうる。
- 21. 国家がいったん成立すると、その政府の実効性にかかわらず、国際法上は、当該国の存続について強力な推定が働く。従って、ある国で国内紛争のために実効的な中央政府が存在しなくなったとしても、第1条第1項の適用上、その国は依然として「国家」であり続ける。

(2)「その法の運用において、国民と認められていない」の解釈

(a) 「法」の意味

22. 第1条第1項における「法」は、議会制定法のみならず、政省令、規則、命令、(判例法主義の国においては)裁判所の判例、および適当な場合には実務慣行も包含するものとして、広く解するべきである¹⁵。

(b) 国の法および実務に基づき、ある者が「国民と認められていない」場合

23. 法の運用上、ある個人が国民と認められていないかどうかを確定するためには、 国が個別事案において国籍法を適用する実際のやり方、および、当人の地位に 影響を及ぼした可能性のある再審査/不服申立の決定を、注意深く分析する必 要がある¹⁶。これは事実と法が混在する問題である。

¹⁴ ただし、国家承認が創設的性質のものであるか宣言的性質のものであるかをめぐる積年の論争を参照。 前者の説では承認行為が国家としての地位の前提とされるのに対し、後者の説では、承認は国際法に基 づいて国家としての地位が認められていることの証拠として扱われるにすぎない。このようなアプロー チの違いは、一部の事案で、ある実体が国家であるかどうかの決定を複雑にする一因となっている。

¹⁵ 国籍に関する欧州条約 (1997年) 第2条 (d) でも同様のアプローチが用いられている。

¹⁶ このアプローチは、国籍法の抵触についてのある種の問題に関するハーグ条約(1930 年)第 1 条および第 2 条に定められた一般的原則を反映するものである。

24. 個人の立場を検討するこのアプローチを実際に適用してみると、ある国の国籍 法が個別事案にどのように適用されているかについて純粋に形式主義的な分析 をした結果導かれる結論とは異なる結論が出される場合がある。国は、実際に は法の文言に従わず、その内容を無視さえするかもしれない。従って、第1条 第1項に定められた無国籍の定義で言及される「法」とは、書かれた法が実施 される際に実質的に変更される場合も含む。

(i) 自動的および非自動的な方式による国籍の取得または取消し

- 25. 大多数の国は、国籍の取得、放棄、喪失または剝奪等によって国籍を変更させるために、自動的および非自動的な方式を併用している¹⁷。ある者がいずれかの国の国民と認められるかあるいは無国籍であるかを判断する際には、個人の国籍上の地位に自動的または非自動的な仕組み・方式の影響が及んでいるかどうかを確定することが有用である。
- 26. 自動的方式とは、国籍上の地位の変更が法の作用により (ex lege) 生ずる場合をいう¹⁸。自動方式によれば、国籍は、法に定められた基準 (国の領域における出生または国民である親からの出生など) が満たされれば直ちに取得される。これに対し、非自動的方式の場合には、個人または国の当局の行為を経なければ国籍上の地位の変更は生じない。

(ii) 権限ある当局を特定する

27. 国がある個人を自国民と認めているかどうかを確定するには、当該個人が関連のある結合を有している国で国籍問題を担当している権限ある当局がどの機関なのかを特定することが必要である。この文脈における権限ある当局とは、個人に対して国籍を付与しもしくは個人の国籍を取り消すこと、または国籍が自動的に取得されもしくは取り消される場合には国籍上の地位を明らかにすることについて責任を有する当局を指す。権限ある当局は国によって異なっており、また多くの場合に複数の権限ある当局が関与することになろう¹⁹。

¹⁷ 喪失および剝奪の用語は、ここでは無国籍削減条約と同義に用いられていることに留意されたい。「喪失(loss)」とは法の作用による (ex lege) 国籍の取消しを、「剝奪(deprivation)」とは国の当局が主導して行う国籍の取消しをいう。

¹⁸ これとの関連で、第1条第1項にいう「その法の運用において (under the operation of its law)」は「法の作用により (by operation of law)」と同義ではないことに留意されたい。後者は (例えば無国籍削減条約でも用いられている) 専門用語であり、自動的性質の仕組みを表している。無国籍者の定義で問題となる国籍には、自動的はもとより、非自動的な仕組みを通じて取得されまたは取り消された国籍も含まれる。

¹⁹ 従って、国籍上の地位を宣する権限を有しない国の機関の見解は無関係である。

- 28. 国籍に関連する問題を統括する単一の中央機関を設けている国の場合には、国籍上の地位の分析に関しては当該機関が権限ある当局となる。しかし、国籍決定を行うことのできる当局を複数設けている国もあり、この場合には、状況に応じていずれの機関も権限ある当局と認められる可能性がある。従って、権限ある当局が中央の国家機関である必要はない。地方行政機関も権限ある当局となり得るほか、領事館も同様²⁰であり、多くの場合に地方政府の下級係官が権限ある機関を構成することになろう。このような係官の決定が後に上級係官によって覆される可能性があることそれ自体では、第1条第1項の分析に際して前者を権限ある当局として扱わない理由とはならない。
- 29. 権限ある当局を特定するには、国籍に関するいずれの法規定が個別事案において関連性が高く、かついずれの当局が当該規定を適用するのかを確定しなければならない。関連法規定を判別するには、個人の履歴の評価と、国の国籍法(国籍法が実際にどのように解釈・適用され、または場合によっては適用されないかも含む)についての理解の両方が必要である。
- 30. 特定の事案においていずれの機関が権限ある当局となるかは、特に以下の要因 による。
 - 国籍の取得、放棄または取消しに関する自動的または非自動的な方式について検討する必要があるかどうか。および、
 - •国籍に関連する複数の出来事を検討する必要があるかどうか。
 - (iii) 国籍の取得および取消しについて非自動的方式がとられている場合における権限ある当局の証拠の評価
- 31. 国籍上の地位の変更について非自動的方式がとられている場合の権限ある当局の特定は、比較的簡単である。国の機関の行為または決定による仕組みの場合には、当該機関が権限ある当局となる。
- 32. 例えば、帰化申請についての決定を行う政府部局は、この仕組みにおける権限ある当局となる。その当局の見解は、一般に決定的である。国の行為を伴う非自動的方式には、担当係官にいっさいの裁量の余地がないものもある。法の定める要件を個人が満たしていれば、当該係官は、国籍を付与しまたは取り消す行為を遂行するよう要求される²¹。

²⁰ 後掲 39-40 段落参照。

²¹ ある個人が国民であるか(または国籍を剝奪されたか)どうかはこのような手続きが完了するまで確定 できないことに留意されたい。後掲 50 段落参照。

33. 国籍の取得について国の行為が必要とされる非自動的方式においては、当該行為を記録した文書(市民権証明書など)が存在するのが一般的である。この文書は、国籍の証明を決定づける。そうした証拠が存在しない場合には、必要な行為がなされておらず、国籍は取得されていないと推認することができる²²。市民権が取得されていないというこの推認は、国籍が実際に付与されたことを示す権限ある当局によるその後の陳述、行為または証拠によって覆すことができる。

(iv) 国籍の取得または国籍喪失につき自動方式がとられている場合における権限ある当局の証拠の評価

- 34. 国籍の取得または喪失が自動的に行われる場合、国のいかなる機関も地位の変更に積極的に関与することはなく、個人が積極的に措置をとることも要求されない。このような変更は、定められた基準が満たされたとき、法の作用により (ex lege) 生じる。ほとんどの国では、国籍は領域における出生または血統のいずれかを通じて自動的に取得される。国家承継の影響を受けたほとんどの個人も、国籍を自動的に取得する²³。一定の条件(定められた期間国外に居住していたこと、あるいは定められた期間内に登録または宣言を行わなかったことなど)が満たされた場合に、国籍の自動的喪失を規定している法もある。
- 35. 国籍が自動的に取得される仕組みの場合、通例、国家はその一環として文書を発行することはない。このような場合、一般的には出生登録が出生地および親子関係の証明となる。これは、国籍取得の正式な根拠というより、生地主義 (jussoli) または血統主義 (jussoli) のいずれかを通じて国籍が取得されたことの証拠となるものである 24 。
- 36. 自動的方式による国籍の取得または喪失について検討する場合、国籍の付与または取消しについての決定ではなく、個人の国籍上の地位の明確化という意味での認定を行ういずれの国家機関も権限ある当局となる。そのような機関の例としては、旅券発給機関のほか、国の数は限られているが身分登録担当官(国籍が身分登録行為、特に出生登録において表示される場合)がある。指定された活動の過程で多数の機関が個人の国籍に関する見解を示す法律上の権限を有

²² 帰化申請書、または非自動的な国籍申請手続きを通じて提出されたその他の文書は、当該個人の国籍上 の地位に関する国家の決定についての十分な証拠とは認められない。

²³ ただし一部の国家承継においては、承継国の国籍が自動的に取得されず、代わって非自動的な国籍取得 方式が採用されることもある。国家実行の概要は、International Law Commission, *Articles on the* Nationality of Natural Persons in relation to Succession of States with commentaries, 3 April 1999参照。 http://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html で閲覧できる。

²⁴ 生地主義 (jus soli) と血統主義 (jus sanguinis) は国家の法制度において国籍の取得を規律する 2 つの主要な原則であり、それぞれ出生地および国民から受け継いだ血統を根拠とする。

していることもあるため、特定の事案においては権限ある当局が複数浮上する ことも考えられる。

(v) 国家実行が自動的な国籍取得方式に違反している場合の考慮事項

37. 個人が、その国の法の運用において自動的な国籍取得の基準を満たしていると思われるにもかかわらず、権限ある当局が当該個人を国民ではない者として扱う場合、国がそのような個人を国民と認めていないと結論づける上で決定的要因となるのは、法の文言ではなく権限ある当局の立場である。このような状況は、特定の集団に対する差別が政府部局で広がっている場合や、実際に出生時の自動的な国籍取得を定めた法が組織的に無視されており、代わって個人が国家との追加的つながりを証明しなければならない場合に、しばしば生ずる²⁵。

(vi) 権限ある当局の見解に関する証拠が存在しない場合の国籍の評価

38. 個人が国の権限ある当局と一度も接触したことがない場合もありうる。国籍の取得が出生時に自動的に行われる場合であって、当該個人が公共サービスの提供されていない地域に住んでおり、かつ身分証明書や旅券を一度も申請したことがないときなどである。このような場合、同様の状況にある者の国籍上の地位について当該国が一般的にどのような態度をとっているか、評価することが重要である。当該国が、関連法の適用範囲にあると思われるすべての者について、差別的ではないやり方で国籍上の地位を認めてきた実績が(例えば身分証の申請の取扱いなどから)十分にある場合、これは当人が当該国によって国民と認められていることを示すものかもしれない。しかし、国民のみを対象とする身分証明書の発行が、当該個人が属する集団の構成員に対して拒否されることが常態化している場合、これは当人が国によって国民と認められていないことの表れと考えられる場合がある。

(vii) 領事機関の役割

39. 領事機関の役割は、特別な検討に値する。領事館は、非自動的な国籍取得の仕組みにおいて必要な措置をとる権限ある当局である場合がある。例えば、国の法により、外国で出生した自国民の子が親の国籍を取得する必要条件として領事館への登録が要求されている場合などがそうである。このような場合、その子の出生国に置かれた領事館が権限ある当局となり、その子の国籍に関する当

²⁵ 国の法で国籍の自動的取得が定められているものの、実際には国が個人に対して国籍取得のための追加 的要件を課している場合、これによって当該国籍法の自動的性質が無効になるわけではない。このこと はむしろ、当該国家が、実務上、これらの法の枠外に定められた要件を満たしていない個人を国民と認 めていないことを示すものであり、このような個人は第1条第1項上の定義に基づき無国籍とされる可 能性がある。

該領事館の見解が決定的であって、その後の仕組みについては検討の必要がないと推認される。個人がそのような登録を拒否され、または登録の申請を妨げられている場合には、第1条第1項の適用上、当人は国民とは認められていない。

40. 領事館は、他の面でも権限ある当局として特定される可能性がある。例えば旅券の更新または国籍上の地位の確認を目的として領事館に援助の要請があった場合、領事館は、領事的保護の権限の範囲内で当該個人の国籍について見解を表明するよう当然に要求される。その際、領事館は権限ある当局として行動することになる。個人の国籍上の地位に関する他国からの照会に領事館が回答した場合も同様である。領事館が、個人の国籍上の地位についての見解を表明する唯一の権限ある当局である場合、通常はその見解が決定的となる。個人の国籍上の地位について他の権限ある機関からも見解が表明されているときは、その見解を領事機関の見解と比較検討しなければならない²⁶。

(viii) 権限ある当局への照会

41. 場合により、個人または国家が権限ある当局に対し当該個人の国籍上の地位の 確認を求めることがある。このような確認が必要となる典型的状況は、国籍の 取得または喪失について自動的方式がとられている場合、または、個人が非自 動的な仕組みを通じて国籍を取得しもしくは剝奪された可能性があるものの、 これを証明する書類がまったく存在しない場合である。このような照会に対し、 権限ある当局が沈黙をもって応え、または回答を拒否することもありうる。無 回答が何を意味するかについての結論は、合理的期間が経過した後に初めて下 すべきである。そのような要請にはいっさい回答しないという一般的方針を権 限ある当局がとっている場合、回答がなかったからといって、無回答のみを根 拠とするいかなる推論も導くことはできない。逆に、国家が日常的にそのよう な問い合わせに回答している場合、回答がなければ、一般的には当該個人が国 民ではないことの強い確証となる。権限ある当局が照会に対して形式的回答を 行うのみで、個人の立場に関わる特有の事情について検討していないことが明 らかなときは、当該回答にはほとんど重みがない。いずれにせよ、国籍上の地 位の照会に関する権限ある当局の見解は、個別事案に関係している他の権限あ る当局の見解と比較検討する必要がある²⁷。

²⁶ 国籍上の地位を記載する身分証明書の発行を委ねられた機関の見解が相対的に重視されることについて、後掲 44 段落参照。

²⁷ 国籍上の地位の非自動的変更のために国の行為が必要とされる場合、国の行為の一環として通常発行される文書の存在(または欠如)が国籍の確認において決定的となることに留意されたい。前掲 33 段落 参照。

(ix) 権限ある当局による一貫性を欠く取扱い

- 42. 権限ある当局の見解の評価は、個人が国のさまざまな機関から一貫しない取扱いを受けてきた場合、複雑になる。例えば、法令上も実務上も国民のみを対象としている公的給付の受給を認められながら、成年に達した段階で旅券の発給を拒否される場合である。一貫性を欠く取扱いは、事案の具体的事実関係により、国民の権利が侵害されている事例か、当人がその国の国籍を取得していなかったことの帰結か、または個人が国籍を剝奪されもしくは喪失したことの結果であったりする。
- 43. 個人が、国の機関の行為による非自動的な仕組みを通じて国籍を取得した証拠がある場合、その後、国民に対して一般的に付与されている諸権利が国の他の機関によって否定されれば、当該個人の権利が侵害されているということになる。ただし、一定の状況においては、その後の待遇の性質により、国が当該個人の国籍上の地位に関する見解を変更した、または国籍の撤回が生じたと解される可能性もある。
- 44. 国籍の取得または取消しが自動的にまたは個人の形式的行為を通じて行われた場合でも、その後、国の当局が国籍の取得または取消しを確証することは多い。一般的に、これは身分証明書の発行手続きを通じて行われる。自動的にまたは個人の形式的行為を通じて行われる国籍の取得または取消しの仕組みとの関連では、旅券、国籍証明書、身分証(国民に対してのみ発行される場合)など、国籍の証明となる身分証明書の発行を担当する権限ある当局の見解をいっそう重視することが適当である²⁸。

(x) 錯誤によりまたは悪意で取得された国籍

45. 非自動的な仕組みにおける権限ある当局の措置が錯誤(例えば適用されるべき 法についての誤解)によりまたは悪意でとられた場合でも、それ自体で、取得 された個人の国籍上の地位が無効になるわけではない。このような解釈は、無 国籍者地位条約第1条第1項で用いられている用語の通常の意味から導かれる。 個人の国籍上の地位が、個人による虚偽の申請、または重要な事実に関する誤 りが不注意により記載された申請の結果として変更された場合にも、同様である。第1条第1項の定義の適用上、非自動的な仕組みに基づく国籍の付与は、 たとえ当該付与の法的根拠がなくとも有効と見なされる²⁹。ただし、場合によっては、問題の国籍付与手続きに錯誤または悪意があったことを発見した国が、

²⁸ 実際、他の当局も、個人の国籍に関する見解をとる際にこのような権限ある当局と協議する場合がある。

²⁹ この状況は、国民ではない者が国籍を有する者と同等の待遇を特権的に受けている状況とは区別されなければならない。

その後、当該個人から国籍を剝奪する措置をとっていることもあり、個人の現 在の地位に関する国の見解を判断する際にはこの点を考慮する必要もある。

46. 国籍の取得における詐欺または錯誤の効果は、国籍の証拠として提示される文書の詐欺的取得とは区別して考えられなければならない。これらの文書は、個人について実際に適用される国籍付与の仕組み(自動的か非自動的かは問わない)とはなんら関係ないことが多いため、必ずしも国籍認定の裏づけとはならない。

(xi) 不服申立/再審査手続きの効果

- 47. 個人の国籍上の地位が、司法機関によるものか他の機関によるものかにかかわらず再審査または不服申立手続きの対象とされている場合、その決定も考慮されなければならない。法の支配が一般的に尊重されている国³⁰ においては、不服申立/再審査機関の決定は、第1条第1項の適用に関わる個人の国籍についての国の見解となるのが通例である(国内法上、当該機関の決定が行政府を拘束するとされている場合)³¹。従って、当局がその後、再審査機関による国籍の認定に一致しないやり方で個人を取り扱った場合、当該個人が国民ではないことではなく、国民の権利が尊重されていないことを示す事例となる。
- 48. 行政府が司法機関その他の再審査機関の見解を(たとえそれが法的には拘束力を有するとしても)無視することができ、それに対する処罰が行われない国では、異なるアプローチをとることも正当化できる場合がある。例えば、特定集団を差別する慣行が諸制度を通じて広く行われている国がこれに該当しよう。このような場合、当該集団の国籍上の権利を支持する司法当局の見解よりも、当該集団は国民ではないという国の当局の見解が決定的となる。
- 49. 当該個人に直接関係するものではない事件における裁判所の判決が、それにもかかわらず、当人の国籍上の地位にとって法的意味を持つ状況も生じうる。国内法上、その判決によって国籍上の地位が修正される場合、一般的にはこれが当人の国籍に関する終局的判断となろう(ただし、ひとつ前の段落で述べた法の支配に関する制限に従うことを条件とする)。例えば、特定の事件において示

^{30 「}法の支配 (Rule of Law)」については、国連事務総長の報告書 (2004年) で次のように説明されている。 「……公に発布され、平等に執行されかつ独立の立場から審理される、人権に関する国際的な規範および基準に一致した法律に対し、官民を問わずすべての者、制度および主体(国そのものを含む)が責任を負う、統治の原則……」

UN Security Council, The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies: Report of the Secretary-General, 23 August 2004, S/2004/616」の段落 6 を参照。http://www.refworld.org/docid/45069c434.html から閲覧可能である。

³¹ 例外としては、国内法上、司法判断が勧告にすぎず、当局を拘束する性質のものでない場合があろう。

された、国籍の自動的取得の仕組みに関する規定の解釈により、ある集団全体が、 当該集団に属する者または政府によるいかなる行為も要さずに当該規定の対象 とされる効果が発生する場合に、このような状況が生じうる³²。

(xii) 時期の問題

50. 個人の国籍に関する評価は、無国籍者地位条約上の資格を認定する時点で行うべきものである。これは過去の経緯の問題でも将来の予測の問題でもない。答えるべき問いは、ある個人が、第1条第1項についての認定を行う時点で当該国の国民であるかどうかである。従って、個人が国籍取得の手続きを途中まで進めていても当該手続きがまだ終了していない場合、無国籍者地位条約第1条第1項の適用上は、その者を国民と認めることはできない33。同様に、国籍の喪失、剝奪または放棄に関する要件が部分的にしか充足されておらず、またはこれに関する手続きが部分的にしか終了していない場合、当該個人は、無国籍者の定義の適用上は依然として国民である。

³² 例えば、特定の日より前に領域内で出生した個人による自動的国籍取得について定めた国籍法の規定が、 政府の説明に反して、ある民族集団全体に適用されると裁判所が裁定した場合に、これが該当する。

³³ 当該個人が、国籍の否定または取消しに関わる救済措置を追求しておらずまたは尽くしていない場合にも、同じアプローチが適用される。

(xiii) 国籍の自発的放棄

51. 自発的放棄とは、個人が自由意思により自己の国籍上の地位を放棄する行為を いう。口頭または書面による宣言の形式をとるのが一般的である。その後の国 籍の取消しは、自動的に行われる場合もあれば、当局の裁量による場合もあ る34。一部の国では、国籍の自発的放棄が、個人を第1条第1項の適用範囲から 除外する根拠として扱われている。しかし、このような対応は無国籍者地位条 約では認められない。無国籍者による人権の享有を促進するという同条約の趣 旨および目的は、国籍の非自発的取消しの事案のみならず、自発的取消しの事 案においても平等に妥当する。事実、多くの場合、放棄は正当な目的(例えば 他の国籍を取得するための条件の充足)を追求して行われ、当該個人はごく短 期間の無国籍状態を想定していたにすぎないかもしれない。個人の自由選択の 問題は、第1条第1項に基づいて無国籍の認定を受ける資格があるかどうかの 判断には無関係である。ただし、その後どのような待遇を与えられるかの問題 には関連してくる場合がある。自己の国籍を自発的に放棄した者は、他の無国 籍者とは異なり、放棄した国籍を再取得できるかもしれない。他国で保護を受 けられる場合、認定と同時に与えられる地位に影響が生じる可能性もあるため、 この問題については第三章で検討する。

(xiv) 国籍の概念

52. 国家の国籍法を評価する際には、「国民」(national)を表すために用いられる用語法が国によってさまざまであることを念頭に置いておくのが重要である。例えば、国民としての地位に適用される可能性がある用語としては、citizen、subject、フランス語の national、スペイン語の nacional などがある。さらに、ひとつの国の内部でもさまざまなカテゴリーの国籍が存在し、名称および関連する権利がそれぞれ異なる場合もある。無国籍者地位条約の関心は、人権保護制度の基本的側面、すなわち国民 – 国家関係の存在という条件を満たさない個人に対する、尊厳および安全に関わる悪影響を軽減することにある。従って、第1条第1項における無国籍者の定義に編入された国民の概念は、個人と特定の国との間に存在する、政治的および法的性質の正式な結合を反映したものである。これは、宗教的、言語的または民族的集団の構成員であることに関わるnationalityの概念35とは異なる。従って、無国籍者地位条約における国民の概念は、国際法におけるこの用語の伝統的理解——国が、国籍を根拠として自国の

³⁴ 自発的放棄は、形式的要件を遵守しなかったこと (当該個人が関連の要件を了知していながらなおそれ を無視することにした場合も含む) による国籍の喪失とは区別されなければならない。

³⁵ このような意味における nationality の使用例は、例えば、1951 年難民条約第 1 条 A (2) に掲げられた 難民の定義に見出すことができる(「人種、宗教、nationality……を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」(下線引用者))。

管轄権(不当な取扱いに関する他国への請求権を含む)が及ぶと考えている者 ——に合致したものである。

- 53. 国が、居住形態ではなく国籍による結合を根拠に自国の管轄権が及ぶと認めている一定の集団に法的地位を付与する場合、このカテゴリーに属する者は、無国籍者地位条約の適用上、「国民」となる。このような地位に関連する形で、少なくとも当該国の領域に入り、再び入りおよび居住する権利が認められるのが一般的であるが、歴史的理由から、国の非本土地域への入域しか認められない状況もありうる。ある国の内部で複数のカテゴリーの国籍が設けられており、それぞれについて異なる権利が付与されているからといって、第1条第1項の適用上、当該国籍の保有者が「国民」として扱われないことにはならない。中には、国籍との関連で認められる権利が他国の国民が享受するものより少なく、それどころか国際人権法上の義務の観点から求められる水準に達していない国もあるが、この場合も同様である36。権利の縮減の問題は、国籍の実効性および国際人権法上の義務違反に関わる問題を提起することはあるにせよ、無国籍者地位条約における無国籍者の定義を適用する際には関連性を有しない37。
- 54. 第1条第1項における「国民」の概念は、「真正な」または「実効的な」結合を要件としていない³⁸。国籍は本来的に、国家と個人との間の結びつき(領域における出生または国民から受け継いだ血統を根拠とすることが多い)を反映しており、このことは、ほとんどの国の国籍取得基準においてしばしば明らかである。ただし、国籍を有するとされる国において出生せず、常居所を有しておらずとも、第1条第1項の適用上、その者がなお「国民」である場合もありうる。
- 55. 国際法上、国家は国籍の付与および取消しについて広範な裁量権を有している。この裁量権は、条約により制限される場合もある。特に、人種等を理由とする差別については普遍的および地域的人権条約で多数の禁止規定が設けられており、当該禁止は国籍の付与、喪失および剝奪にも及ぶ39。慣習国際法上の禁止に

³⁶ 関連するのは国籍との関連で一般的に認められている諸権利であり、特定の個人の経験においてこれら の権利が実際に遵守されているかどうかではないことに留意されたい。

³⁷ 歴史的には、国際法上、国籍が個人の権利の観点から特定の内容を有していなければならないという要件が設けられたことはないように思われる。これに対し、国籍が一定の国家間の義務を創設することはある。

³⁸ これらの概念は外交的保護の分野で生成されてきたものである。外交的保護は、権利および利益を他国によって損なわれた自国民のために当該他国に対し外交的その他の措置をとる国の権利について規律する慣習国際法の領域を成す。国際法委員会は最近、これらの概念が限られた一定の状況以外で適用されるべきではない理由を強調した。前掲注釈でいる。15 にもある同委員会による Articles on Diplomatic Protection with commentaries の 33 頁参照。

³⁹ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する1979年の条約第9条が一例である。そこでは、子に 国籍を付与する能力について、および、(一般的には外国人と婚姻した際の)自己の国籍の取得、変更 または保持に関し、すべての女性が男性と平等の権利を有することが保障されている。

ついてはそれほど明確ではないものの、人種を理由とする国籍の剝奪はひとつ の例であろう。

56. 国際法上の義務に違反して行われる国籍の付与、拒否または取消しは、容認されてはならない。しかし国際法上の違法性は、第1条第1項の適用には一般的に無関係である。そうでなければ、国際法に違反するやり方で国籍を奪われた者が、それにもかかわらず、第1条第1項の適用上は「国民」と認められることになろう。このような状況は無国籍者地位条約の趣旨および目的と矛盾している⁴⁰。

⁴⁰ この一般的アプローチの例外としては、国際法違反が国際法の強行規範の違反にあたる事態が考えられる。このような事情があるとき、国は、当該違反から生ずる事態を合法と認めてはならない義務を負う場合がある。これには、国籍上の地位を(おそらくは当該地位が第1条第1項の認定においてどのように扱われるかも含めて)承認しないことも含まれよう。慣習国際法上のこの義務の精確な射程は、依然として議論の対象である。

第二章:無国籍者を認定するための 手続き

A. 一般的事項

(1) 概要

57. 国籍が日常生活で果たす重要な役割を反映し、政府の係官はさまざまな状況において人が無国籍かどうかという問題に直面することになろう。例えば、個人が旅券または身分証明書を申請する場合、合法的な居住および公共部門での雇用を求める場合、投票権の行使を欲する場合、兵役に就く場合、あるいは行政サービスを利用しようとする場合において、国籍上の地位の検討が関わってくる。国籍と無国籍の問題は、国に滞在する個人の権利が国外退去手続きの中で争われる場合に発生し得る。難民認定手続きでは、個人が主張する追害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を評価すべき国を特定する上で国籍は鍵となることが多い。無国籍の評価は、無国籍削減条約で定められた保障措置の適用を個人が求める場合に必要となる。これらの例は、無国籍の認定が広範な司法上および行政上の手続きにおいて必要とされることを示す。しかしながらこのハンドブックでは、個人が無国籍であるかどうかの決定を(もっぱらではないにしても)特に目的とした手続きを扱う。

(2) 無国籍の認定および国籍への権利

58. 無国籍認定手続きは、一般に、各国が無国籍者地位条約上の義務を果たすことに寄与する。しかしながら無国籍認定手続きの適用は、一定の無国籍の人々には適切でない場合がある。無国籍は国際移動の状況とそうでない状況の両方で起こりうる。特定の国での無国籍の実情は、そのいずれかに当てはまる場合もあるだろうし、また、両方の状況が混在している場合もあるかもしれない。国際移動を伴わない状況にある無国籍の人々の中には、「自国」にとどまったままで、本来の居場所にいる人々と称することができる者がいる⁴。こうした国々と長期的に確立した結びつきがあるこのような集団には、無国籍者としての地位を取得するための認定手続きは適切でない。無国籍削減の分野における既存の国際基準や国家実行に基づくと、そのような結びつきは、長期の常居住または

^{41 「}自国」(own country) という言葉は市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR) 第12条(4)と自由権規約委員会による同規約の解釈から引用している。

国家承継時における居住を含む。問題となる人々の事情によっては、国が、無 国籍認定手続きではなく、対象を絞った国籍キャンペーンや国籍確定の努力を することが必要になるかもしれない⁴²。

- 59. 対象を絞った国籍取得キャンペーンは、無国籍という地位を与えるために無国籍であると同定するよりは、国籍を与えることで無国籍の状況を解決することを目的になされる。多くの国は、時には UNHCR の支援を受けて領域内の長期無国籍者を視野に入れてそのようなキャンペーンを行ってきた。国が国籍取得キャンペーンを行う場合であっても、特定の国における無国籍者の実情は時間の経過やさまざまな事情の混在で変化することがあるため、本来の居場所にいる無国籍者というカテゴリーに入らない無国籍者のために認定手続きを設置することは、依然として有益である。
- 60. 国籍確定手続きは、国籍上の地位の証拠を入手することが困難な領域にいる諸個人を支援する。そのような手続きは、他国の国籍を含む既存の国籍を記録するための利用しやすく、迅速で簡潔な作業を伴う。
- 61. 国籍取得キャンペーンと国籍確定の手続きに必要なものは、現行の無国籍者認定に類似したものである。国の中で入手可能な証拠の形態や、国籍上の地位を証明する際に申請者が直面する困難を反映する必要があるからである。証拠書類は必ず必要というわけではなく、領域における出生や国民の子孫である等、個人が国籍法の関連基準を満たしているというコミュニティ構成員による宣誓証言で十分な場合もある。

⁴² UNHCR Action to Address Statelessness: A Strategy Note, March 2010 の 50 段落を参照: https://www.refworld.org/docid/4b9e0c3d2.html :

^{「…}現実的で差し迫った目標がそうした人々による国籍の取得、再取得または確認である場合、資源は 正式な無国籍認定をすることに向けられるべきでない。当該集団の人々すべてが居住国のみと重要な結 びつきを有する長期化した状況では、通例そうである。」

B. 認定手続きの設置

(1) 認定手続きの設計と位置付け

- 62. 無国籍者地位条約が何も規定していないため、国は、無国籍認定手続きを設置し、 運用するにあたり、広範な裁量権を有する。無国籍者の推定規模や多様性など の地域的な要因が、検討すべき法的および証拠にかかる問題の複雑さと並んで、 採用されるアプローチに影響を与えることになろう。もっとも、そのような手 続きが実効的であるためには、無国籍者の認定は当該仕組みの唯一ではなくと も一つの明確な目的とされなければならない。
- 63. 国の行政組織における無国籍認定手続きの位置付けについて、現在の国家実行は、各国特有の問題を反映して多様である。国は、中央に統一した手続きか地方の当局による手続きを選択することができる。中央に統一した手続きの方が、地位の認定を行う担当官に必要な専門的知見が育まれる見込みがより高いため、好ましい。国内のさまざまな地域に所在する申請者のための簡便なアクセスの確保は、さまざまな方策を通して促進できる。例えば、後に中央の認定機関に送付される書面申請を地方の当局に提出することを許可することである。そうすることで、申請者の事情聴取を含め、関連事実の適切な検討を地方において調整し、進めることができる。
- 64. 人が無国籍かどうかを確定するのは複雑で難しいことだが、認定手続きができる限り簡便で、公正かつ効率的であることは、国と無国籍者のどちらにとっても有益である。この目的のために、既存の行政手続きを調整し、無国籍認定を取り入れることを検討する国もあるかもしれない。行政の対応能力、無国籍問題に関しての既存の専門的知見、無国籍人口の推定規模および実情なども考慮すべき要因である。いずれの合同手続きにあっても、無国籍の定義が明確に理解され、適切に適用され、手続き上の保障措置や証拠基準が守られることが必要不可欠である。
- 65. 入国管理機関の権限に無国籍認定手続きを組み込むことを選択する国もあるかもしれない。あるいは、帰化申請や国籍の確定など、国籍問題を扱う責任のある機関に無国籍認定手続きをおく国もあろう。これは、関係個人が当該国に長期的に滞在しているとみられる場合に特に適切であろう。
- 66. 無国籍者の中には難民である者もいるため、国は無国籍者と難民の認定を同じ 手続きに組み込むことを検討することもできる。無国籍認定手続きの形式と位

置付けがどうあれ、庇護申請者や難民による申請について秘密保持の要件は尊 重されなければならない⁴³。

67. 財政的であれ人的であれ、資源の問題を考慮することは、無国籍認定手続きを設計する際に重要になる。無国籍認定手続きがある国は、申請者の数が少ないという事態を経験している。無国籍認定手続きに要する経費は、他の在留資格の申請等、無国籍者が利用することのある他の行政手続きを省くことで生まれる余裕と釣り合いがとれる。

(2) 手続きへのアクセス

- 68. 手続きが公正で効率的であるためには、それらへのアクセスを確保しなければならない。必要な場合に対象を定めた広報活動により情報を発信し、手続きに関するカウンセリングを行うことは、無国籍者による手続きの利用を促進する。個人が無国籍認定手続きを知らず、あるいは無国籍の地位の申請を躊躇することがあるため、国の機関が手続きを開始できる保障措置が含まれていると有益である。
- 69. 国の領域内にいる何人も無国籍認定手続きを利用できなければならない。無国籍認定手続きの申請者が国に合法的にいることを要求する根拠は条約にはない。 国籍がないことにより多くの無国籍者がいずれかの国に合法的に入国しまたは 居住するのに必要な証拠書類そのものを拒否されていることを考えると、そのような要件を設定するのは適切でない。
- 70. 無国籍の地位の申請に時間的制限を設ける根拠は条約上にない。そのような時間的制限は無国籍者地位条約の保護から個人を恣意的に排除する場合がある。

(3) 手続き的保障

71. 無国籍認定手続きは法律によって定められるべきである。立法により無国籍認定手続きを設置することで、公正性、透明性、明確性が確保される。手続き的保障は、無国籍認定手続きの基本的要素である。難民認定手続きを含む行政手続きに組み込まれるべき適正手続きの保障は、このような文脈で必要である。従って、国は以下の保障措置を取り入れることが奨励される。

⁴³ 難民認定と無国籍認定手続きに関する詳細は後掲 78-82 段落を参照。

- 資格基準、認定手続き、無国籍認定に関わる権利についての情報が当局によって幅広い言語で発信されること。すべての申請者に、その理解する言語で手続きに関するカウンセリングが提供されること。
- ・認定審査官による事情聴取を受ける権利があること。
- 申請が書面で提出され、必要であればこれに関する支援が提供されること。
- •書面の申請と事情聴取に関して、通訳/翻訳の支援が利用可能であること。
- •独白の申請を行うことが、家族のすべての構成員の権利であること。
- ・扶養されている子どもの代わりに大人が申請をすることができ、保護者のいない子ど ものための特別な手続き的保障が利用可能であること。
- •自己の意見を形成しおよび表明する能力がある子どもは、聴取される権利を有すること。
- ・申請者が法的カウンセリングを受けることができること。無料の法律扶助が利用可能 な場合には、資力を欠く申請者に提供されること。
- ・関係国の国内法および実務に関する情報を参照し、個々の申請の本案についての判断がなされること。その情報には、検討中の事案に関連する過去の法令および実行に関するものが含まれること。
- •司法の場で認定が行われる場合、手続きは対審主義ではなく、糾問主義のものである こと。
- ・決定が、理由を付した書面でなされること。
- •決定が、合理的な期間内になされかつ通知されること。
- •不服を申し立てる権利があること。
- •UNHCR へのアクセスが保障されていること。
- 72. 国は、手続きの公正さと実効性を確保するため、無国籍認定手続きの結果が出るまでの間、個人を領域から退去させることを控えるべきである。
- 73. 事情聴取を受ける権利および手続き中における必要な翻訳/通訳の支援は、申請者が自己の事案を十分に説明し、主張にとって重要な情報を提供しおよび明確化するために不可欠である。また、これらの手続き的保障によって、認定審査官は個別の事案においてあいまいな点を明らかにすることもできる。

- 74. 証拠を収集するために利用できる合理的な時間があることを条件として、無国籍認定が可能な限り迅速に行われることは、すべての当事者の利益となる。認定機関が無国籍申請の決定のために時間的制限を設けている国がある。明確な証拠が即座に入手でき、無国籍の主張の根拠が明らかに十分にある申請については、公正で効率的な手続きは最終的な決定までに数か月しか要さないであろう。
- 75. 一般的には、申請が提出されてから6か月以上を過ぎて第一次審査の結果が示されることは好ましくない。申請者が不安定な立場にある時間が延びるからである。しかし、例外的な状況下では、個人の国籍上の地位に関する照会を他国に行う時間を提供するため、期間内に適切な対応がなされる見込みがある場合は、手続きを12か月までかけて行うことを認めることが適切な場合もある4。
- 76. 申請が退けられた第一次審査の決定に対して不服を申立てる実効的な権利は、 無国籍認定手続きにおける必須の保障措置である。不服申立手続きは独立した 機関が行うべきである。申請者は法的カウンセリングを受けることができ、無 料の法律扶助は、利用可能な場合には資力を欠く申請者に提供されるべきであ る。
- 77. 第一次審査で証拠の評価を誤る場合があることから、不服申し立ては事実と法の両方の問題について可能でなければならない。不服申立審査機関が無国籍者地位条約に基づく資格審査を自ら行うことができるか、または、第一次審査の結果を単に取り消し、決定機関に事案を差し戻すかどうかは、国の裁量権内にある。その選択は、国の法/行政システムでそのような問題に対してどのようなアプローチを一般的にとるかを反映する傾向がある。また、国は司法審査をさらに認めることができるが、法に関する問題に限り、また司法制度上の手続き規則によって制限を受ける場合がある。

⁴⁴ これは、申請者が認定手続きを受けている間に、適切な待遇基準を受けることの重要性を強調している。 詳しくは後掲第三章を参照。

C. 難民認定と無国籍認定の調整

- 78. 申請者が難民と無国籍の両方の主張を行う場合には、それぞれの主張が評価され、両方の地位が明示的に認められることが重要である。これは、難民条約が無国籍者地位条約よりも一般に手厚い権利を国内で保障しているためである。それにもかかわらず、国籍を取得することなく難民の地位が終止し、当人が無国籍者として国際的保護を必要とする場合がある。
- 79. 無国籍者は、難民または補完的形態の保護を受ける資格を有している場合もあることから⁴⁵、国は無国籍者でもありうる難民のための秘密保持の要件が、無国籍認定手続きで確実に守られるようにしなければならない。無国籍認定手続きにおけるすべての申請者は、難民に関連する事項がある場合にはそれを提起する必要があることを、手続きの最初に告知されるべきである⁴⁶。難民または庇護申請者の身元は、当該個人の出身国の当局に明らかにされてはならない。下記96-99の段落で触れるように、無国籍認定を行う担当係官は、難民および庇護申請者の有する秘密保持の権利を損なうおそれのある照会を外国当局に行う必要に迫られるかもしれない。その場合には、難民認定審査を行い、無国籍の審査は停止すべきである。
- 80. 難民認定と無国籍認定が別個の手続きで行われ、無国籍認定が出身国の当局に 連絡を取らずに行うことができる場合、両手続きは並行して行うことができる。 しかし、効率性を最大化するため、一方の手続きで明らかになった事実が他方 の手続きでも活用できるときは、難民認定手続きで初めに事情聴取を行い、出 身国情報を収集し評価することが適切であるかもしれない。
- 81. 同様に、難民認定と無国籍認定の合同手続きにおいて申請者が両方の主張を行う場合には、審査官が難民認定と無国籍認定をともに行うことが重要である⁴⁷。 外国国家の当局に連絡をとらずに個人が無国籍であると結論付けるには情報が 不十分である場合には、難民の地位の認定が行われなくてはならない。

⁴⁵ 補完的形態の保護に関する、2005 年 UNHCR 執行委員会結論 103 (LVI) 参照。 http://www.unhcr.org/refworld/docid/43576e292.html にて入手可能。

⁴⁶ 同様に、難民申請者は、無国籍者認定を申請できることも教示されるべきである。

⁴⁷ 難民認定には、個人の迫害の恐怖を評価するため、個人の国籍国か、無国籍者であれば常居所を有していた国を特定することが必要となる。UNHCR の『難民認定基準ハンドブック【難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き】』およびガイドライン (Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status) の 87-93 段落、101-105 段落(HCR/1P/4/ENG/REV.3, December 2011年再出版)を参照。https://www.refworld.org/docid/4f33c8d92.html で入手可能。(日本語訳注:日本語訳もハンドブックは https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2017/06/HB_web.pdfで入手可能であるほか、国際保護に関するガイドラインの日本語訳文も駐日事務所の資料のページ https://www.unhcr.org/jp/protection material で入手可能。)

- 82. 別個の手続きにおいても合同手続きにおいても、状況によっては、停止されて いた無国籍の審査を個人が再開させることが可能でなければならない。無国籍 の主張についての審査は、次の場合に再開させることができる:
 - 難民申請が退けられた場合
 - 難民の地位が認定されたが、その後難民でなくなった場合
 - 難民条約第1条A(2)の該当基準が満たされなかったことから難民認定が取り消された場合⁴⁸または、
 - 個人が無国籍であるという追加的な証拠が生じた場合

無国籍の地位と補完的形態の保護の両方を申請する個人についても、同様の考慮が妥当する。

D. 証拠の評価

(1) 証拠の種類

- 83. 無国籍認定には、事実と法の双方に関する評価が必要とされる。そのような事案は、国籍法令のみの分析では解決することができない。無国籍者の定義は、政府の係官が裁判所の決定をどこまで尊重しているかというところまで含め、実務におけるこれらの法令の適用状況を評価しなければならないからである⁴⁹。 関連する可能性のある証拠は、二つのカテゴリーに分けられる。個人的事情に関する証拠と、当該国の法令およびその他の事情に関する証拠である。
- 84. 個人の経歴に関する証拠により、申請の国籍上の地位を決定するにあたっていずれの国および国籍手続きを考慮する必要があるかを特定することができる⁵⁰。 網羅的ではないが、以下の証拠の種類の目録は、いかなる事案においても適切であろう。
 - •申請者の証言 (例:申請書類、インタビュー)
 - •申請者の国籍上の地位に関しての照会に対する、外国当局からの回答

⁴⁸ UNHCR, Note on the Cancellation of Refugee Status, 22 November 2004 (「難民地位の取消しに関するノート」) 参照。https://www.refworld.org/docid/41a5dfd94.html で入手可能。

⁴⁹ この点については前述の 48 段落において議論されている。

⁵⁰ 後掲 92 段落参照。

- 身分を証明できる書類 (例:出生証明書、住民登録からの抜粋、国の身分証、有権者 登録証)
- ・旅行証明書 (期限切れのものも含む)
- ・国籍の取得または国籍証明書の取得のための申請に関する書類
- 帰化証明書
- 国籍放棄証明書
- •申請者の国籍についての照会に対する各国からの以前の回答
- 婚姻証明書
- 兵役記録 / 除隊証明書
- 在学証明書
- 医療機関による証明書 / 記録 (例:出生時に病院で発行された証明書、予防接種手帳)
- •親、配偶者および子どもの身分証明書ならびに旅行証明書
- 常居所を有する国の居住許可等の在留証明書
- •居住国に関するその他の文書(雇用証明書、財産証書、賃貸借契約書、在学記録、洗 礼証明書等)
- •近隣住民やコミュニティ構成員による口頭での宣誓証言の記録
- 85. 検討する国の事情に関する情報には、国籍法その他の関連法令、関係国による その実施と実行に関する証拠、ならびに、行政機関による裁判所の決定の尊重 という観点から、それらの法域における一般的な法環境が含まれる。情報は、 政府および非政府の、多様な情報源から得ることができる。国籍法とその実務 が特に複雑な国の場合は、専門家の鑑定を求めることを検討してもよい。
- 86. 国に関わるこうした情報が正確に扱われるためには、なるべく二つ以上の信頼できる、偏りのない情報源から入手することが必要である。そのため、関係国の国籍の仕組みに直接に関わる国の機関またはそのような問題を監視し、調査することに専門性を持つ非国家主体から得た情報が望ましい。国に関わる情報が継続的に更新され、関係国の国籍法と実務の変更が考慮されることが重要である。ただし、国について依拠する情報は、当該事案において検討する国籍にかかる出来事と同時代のものであるべきである。加えて、国籍法令の適用について担当係官の実務が地域によって異なると思われる場合には、国に関わる証拠に依拠するにあたり、この違いを考慮しなければならない。

(2) 立証の問題

- 87. 無国籍認定手続きを行う機関は、個人の主張に関する入手可能な口頭および書面の証拠を、すべて考慮する必要がある。
- 88. 無国籍者地位条約第1条第1項における無国籍者の定義は、人が、いずれの国によってもその法の運用において国民と認められていないという否定の証明を求めている。これは、申請者にとって相当な難題であり、また、無国籍者認定手続きにおいて証拠規則がいかに適用されるべきかを指し示している。

(3) 立証責任

- 89. 法手続きにおける立証責任は、いずれの当事者が請求または主張について証明する責任を負うかという問題である。一般に、行政または司法手続きにおいては、請求する者がまず、その主張内容を具体的に明らかにする責任を負う。無国籍認定の事案では、証拠提出責任*は原則的に分担され、申請者と審査官は協力して証拠を入手し、事実を認定しなければならない。手続きは協働作業であり、申請者が無国籍者地位条約の範疇に入るかどうかを明確にすることを目的としている。そのため、申請者には、真実を提示し、その立場に関してできる限り十分な供述を行い、合理的に入手可能な証拠はすべて提出する義務がある。同様に、認定機関には、合理的に入手可能なすべての関連証拠を入手しおよび提示し、申請者の地位を客観的に決定できるようにすることが求められる。この非当事者対抗アプローチは、無国籍認定手続きを既に実施している多くの国の実務に見られる。
- 90. 無国籍問題の特性からして、無国籍の地位の申請者は、主張内容を具体的に明らかにする際、全くではないにしろ、多くの証拠書類を提出できないことが多い。 無国籍認定機関はこのことを考慮し、適当な場合には、一定の種類の証拠がないことに関する弁明に好意的な配慮を払う必要がある⁵¹。

^{*} 日本語訳注:原文は burden of proofであるが、「原則的に分担され」という文言等からして、この文脈では、証拠を収集し提出する責任が誰にあるかに言及すると思われる。訴訟において一定の事実の存否が確定されない場合に、それにより不利益を負うのはいずれの当事者かという意味合いで日本法において通常使用される「立証(証明)責任」「挙証責任」を指すという誤解を避けるため、ここでは「立証(証明)責任」という訳語を使用していない。

⁵¹ 申請者が、外国の当局により発行され、適切な認証を受けているか、公印が押してある書類を入手する のが難しい場合は、いっそう柔軟な取扱いが正当化される。

(4) 立証基準

- 91. 立証責任の場合と同様に、無国籍の認定に必要な立証基準または証明度については、誤って申請を退けた場合の帰結に特に鑑み、無国籍の立証に特有の難しさがあることを考慮しなければならない。無国籍の立証について高い基準を要求することは、無国籍者地位条約の趣旨および目的を損なう。国は、それゆえ、難民の地位の認定で求められるのと同じ立証基準を採用するのがよい。すなわち、無国籍の認定は、申請者がいずれの国によってもその法の運用において国民と認められていないことが「合理的な程度」まで証明される場合に正当化される52。
- 92. 国籍の欠如は、世界のすべての国との関係で証明する必要はない。一般的には、領域での出生、血統、婚姻、養子縁組または常居所に基づき、申請者が関連する結合を有している国についてのみ検討する必要がある⁵³。しかしながら、申請者が特定の国の国民であるという明確な証拠を認定機関が指摘できる場合、無国籍は合理的な程度に証明されることはない。そのような国籍の証拠には、例えば、他国において帰化の決定について責任を有する権限ある機関からの、申請者が帰化によってその国の国民となったことについての書面による確認、および、他国の国籍法および実務において、申請者が自動的に国籍を取得したことを証明する情報がある⁵⁴。
- 93. 申請者が、その身元を決定しうる情報を故意に提供しないこと等により事実の証明に協力しない場合には、認定機関が国籍を特定する明確な証拠を提示できなくとも、申請者が無国籍であることを合理的な程度まで証明できない場合がある。この場合に当該申請は退けられることがあり得るが、ただし、入手可能な証拠によって、それにもかかわらず無国籍が合理的な程度まで証明される場合はこの限りでない⁵⁵。ただし、この事案は、申請者が、裏付けとなる証拠および/またはその経歴に関する証言を提出することができない場合(提出することを望んでいない場合ではない)とは区別する必要がある。

⁵² UNHCR の難民認定手続きおよび基準ハンドブックとガイドライン (2011 年再刊) 42 段落参照。難民 認定の場合、その出身国での居住を継続すれば定義にあるような理由で申請人が耐え難いような状況に なったであろうことを「合理的な程度」に立証すれば、申請人は迫害を受ける十分に理由のある恐怖を 主張することができる。

⁵³ 前掲 18 段落参照。

⁵⁴ 前掲20段落から37段落、領事館を含む他国からの証拠の取り扱いについて参照。

⁵⁵ 信憑性の問題についての下記(9)を参照。

(5) 証拠の価値

94. 無国籍認定手続きにおいて、個人の経歴に関する真正な証拠資料が提示される場合、この証拠は、一般に、無国籍に関する結論を導くにあたり、申請者の証言に優位する。しかし、申請者の個人的事情に関する証拠資料が限られているか全くない場合には、申請者の口頭および/または書面による証言、入手可能な国別情報、および関係国への追加照会の結果が重みを増す。無国籍の認定において通例検討される一定の種類の証拠の価値に関する下記段落の指針は、この点に関して記した第一章の指針とあわせて読まれなければならない。

(6) 旅券

95. 真正な、有効期限内の旅券は、その所持人が当該旅券発給国の国民であるという推定をもたらす。しかし、この推定は、個人が実際は国の国民として認められていないことを示す証拠がある場合には覆される。例えば、その文書が便宜旅券(passport of convenience)である場合や、旅券が国籍問題を決定する権限のない機関によって錯誤により発給された場合である。この場合、当該旅券は、当人が国民であるという国の見解の表明にはならない。偽造された旅券その他の不正に発給された旅券の場合には、国民であるという推定は働かない⁵⁶。

(7) 外国の当局への照会と回答

- 96. 外国の当局により提供される情報は、無国籍認定手続きにおいて時に中心的重要性を持つが、他に適切な証拠がある場合にはこの限りでない。いかなる状況においても、個人が難民でもなく補完的形態の保護を受ける資格もないと確定的に結論付けられていない限り、当人が迫害を受ける十分に理由のある恐怖を有していると主張する国の機関に連絡をとるべきではない。
- 97. 個人が特定の国の国民かどうかを確認するため外国の当局に連絡をとる手続きについては、柔軟さが必要になる場合がある。他国による直接の照会を受理する外国の当局もあれば、個人による照会についてしか回答しないことを示す機関もあるだろう⁵⁷。

⁵⁶ これらの問題については、前掲 45-46 段落を参照。

⁵⁷ 国籍照会を行うため、各国は二国間または多国間の取り決めを行うことを望むかもしれない。その一例として、1999年のConvention on the Issue of a Certificate of Nationality がある。International Commission on Civil Status、欧州連合、欧州評議会の加盟国は加入することができる。

- 98. 無国籍認定機関が個人の国籍または無国籍の地位について外国の当局に照会を 行う場合は、当該国からの回答または回答がないことの重みを考慮しなければ ならない⁵⁸。
- 99. 外国の当局からの回答に、現地法を事案の事実に適用する際の誤りまたは事実 認定の誤りを伴うと思われる推論が含まれていた場合、その回答内容は額面通りに受け取らなくてはならない。無国籍者の定義の適用上、個人が他国の国民であるかどうかを決定するのに最も重要なのは、当該他国の主観的立場である⁵⁹。無国籍認定機関は、時間の許す限り、個人の国籍上の地位をさらに明確化することを期待して、外国の当局にこの関心を伝えることができる。実際に、その結果として、外国の当局が、個人がその国民であることまたは国籍を取得できることを遅まきながらも認めるかもしれない。

(8) 事情聴取

100. 申請者の事情聴取は、認定審査官が提出された証拠に関する問題について問い正すことができる重要な機会である。当事者対抗的でない雰囲気の中で自由回答形式の質問を行うことにより、"信頼の土壌⁶⁰"を作り出し、申請者に可能な限り十分な供述を奨励することができる。申請者は、事情聴取のはじめに、手続きに協力をする義務があることを告げられなければならない⁶¹。とはいえ、申請者は可能な限りにおいて返答することのみが期待され、例えば出生地や出生登録がなされたか等の基本的な情報ですら知られていないことも多くある。通常は申請者の過去の経歴を明らかにするには一回の事情聴取で十分であるが、時には追加で事情聴取を行う必要がある場合もある。

(9) 信憑性の問題

101. 国に関わる関連情報に照らして評価された利用可能な証拠書類に基づき認定を 行うことができる場合には、無国籍認定手続きにおける申請者の供述の信憑性 は問題とならない。しかし、ほとんどまたは全く証拠書類が入手できない場合、 無国籍認定機関は申請者の証言に大いに依存せざるを得ず、申請者の供述の信 憑性の問題が生じるかもしれない。供述を信用できるか評価する際に、認定審

⁵⁸ この問題に関してのガイダンスは前掲 41 段落で見ることができる。

⁵⁹ 前掲 <u>45-46</u> 段落に、申請人の案件への現地法の適用に関しての誤りは、国家の立場決定とは無関係であるということが記してある。

⁶⁰ UNHCR, Handbook and Criteria for Determining Refugee Status, 段落 200、前掲の注釈 47 を参照。

⁶¹ 一般的な事情聴取の技術については UNHCR『難民申請者を面接する』(1995 年) で扱う: <a href="https://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain/opendocpdf.pdf?reldoc=y&docid=51b9bafc4また。UNHCR『BEYOND PROOF EU 庇護制度における信憑性評価』(2013 年 5 月) https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2018/07/Beyond_Proof_Full_JPN-2nd-edition.pdf 24 項も参照。

査官は客観的な信憑性評価指標を考慮することができる。すなわち、明確性および十分な具体性、申請者の供述(書面および口頭の陳述を含む)の一貫性、申請者と証人または家族の陳述の整合性、出身国情報との整合性、ならびに供述が自然かつ合理的であること、である。

- 102. 申請者に期待できるのは、その教育水準および関連する出来事が起きた時点の 年齢等の要因を考慮し、合理的な程度の知識を有していることのみである。国 内法およびその実務は複雑でありうる。特定の決定が当局によってなされた理 由について、または当該国における国籍実務の実情について、申請者が必ずし も明確に説明できるとはかぎらない。申請者の民族的出自が認定にとって重要 な場合に当人の文化的実践および言語に関する知識を調べるときは、とりわけ 教育および伝統の理解の程度が多様なことを考慮しなければならない。鍵とな る質問を理由もなく一貫して回避する場合は、当然に個人の供述のこの側面の 信憑性について疑問が生じる。一定の質問に対して何ら理由を述べずに回答を 拒否した場合には、なおさらそうである。
- 103. 認定審査官は、申請者の供述の信憑性を判断するにあたり、提示された話それ 自体の整合性がとれているかを評価しなければならない。また、提示された話は、 関係国の国籍法およびその実務に関する信頼できる情報ならびに書面その他の 入手可能な証拠により補強されるかどうかに関する情報とも整合していなけれ ばならない。申請者の供述における些細な矛盾は、特に当人の主張にとって重 要でないかまたは何年も前に起きた出来事に関するものである場合、信憑性を 損なわない。申請者の証言が、当該国に関する証拠と矛盾するように見受けら れる場合には、その国の担当係官による国籍にかかる仕組みの適用に地域によ る違いや所属する政党、民族、宗教その他の理由に基づく差別的な実務がない ことを確かめることが重要である。
- 104. 申請者の態度は、信憑性に関する信頼できる指標ではない。無国籍者は、国籍がないことで重大な差別に耐えてきたため、事情聴取の際に不安、寡黙または防御的な態度を示すこともありうる。申請者と認定審査官の間の文化的な違いもまた特定の態度を正確に解釈することを妨げる。
- 105. 申請者がその供述における一見した相違、矛盾もしくは食い違いについて適切 な事情聴取の場で説明しまたは明確にする機会を与えられなかった場合には、 否定的な推断をすべきでない。
- 106. 主張にとって重要な事実についての信憑性は、申請者が信憑性の問題に対して 提供する合理的な説明を考慮し、かつ、個別の事情に相当の注意を払った上で、 信憑性の指標を参照して認められる。申請者の供述およびその他の入手可能な

すべての証拠を十分考慮した上で、それでもなお、申請者の主張する関連事実の信憑性について疑わしい要素が残り、かつ、その事実を裏付ける証拠がない場合、認定者は「疑わしきは申請者の利益に(benefit of the doubt)」の原則を適用するのが適当であるかどうかについて検討すべきである⁶²。

107. 申請者の供述の重要な要素に信憑性が欠けると分かった場合であっても、無国籍の認定が妨げられるわけではない。個人の供述は、無国籍の判断をなお支えることのある関係国の情報など、他のあらゆる証拠に照らして評価されなければならない⁶³。

E. 追加の手続き的考慮事項

(1) 集団認定

- 108. 無国籍の特性を考慮すると、個別の手続きにより、申請者の個人的事情を調査できるようにするのが標準的である。無国籍認定手続きをこれまで設置した諸国は、このアプローチを採用している。無国籍者地位条約の締約国がほとんどであり、国際移動の状況におかれている個人について、国籍/無国籍を評価している。
- 109. しかしながら、完全な形での個別認定を実施せずとも、「一応の (prima facie) ⁶⁴」 基準に基づいて集団内の個人に無国籍者の地位を付与することはできる。これ は、集団の構成員が国籍を欠いており、無国籍者地位条約第1条第1項の無国籍者の定義に「一応」合致することについて一見して明らかな、客観的情報がある場合に適当であろう。従って、反証がない場合には、個人が条約に基づいて保護される資格は、当該個人が第1条第1項の定義を満たす特定の集団の構成員であるかどうかによる。
- 110. 「一応の」認定は補充的なカテゴリーでも劣った地位でもなく、むしろ無国籍者 地位条約に基づく認定をもたらす証拠の効率的な評価を反映したものである。 無国籍者は、その地位が終止するまで当該地位に伴う権利の利益を享受する。

^{62 「}疑わしきは申請者の利益に」に関して異なる文脈での検討は、Beyond Proof, Credibility Assessment in EU Asylum Systems: Summary、前掲注釈 61、特に 44 頁を参照。

⁶³ 同様のアプローチが難民認定にも適用される。UNHCR『難民認定基準ハンドブック』(2011 年再刊) 42 段落を参照。https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/HB_web.pdf より入手可能。前掲注釈 47。無国籍者の定義の特性を考慮すると、信憑性の問題が無国籍であるという認定を妨げることは、難民認定より少ない傾向にある。

^{64 「}一応の (prima facie)」基準は難民認定の、特に集団に対して使われる技術である。しかしながら、個人の認定にも使用されてきた。

個別認定の仕組みと同様に、集団に属する個人に対しても、地位の問題に関する「一応の」不認定について不服申立てを行う効果的な法的救済手段がなければならない。

111. 集団認定は、無国籍者地位条約第1条第2項の定める除外条項の検討を個人ごとに認めるものでなければならない。第1条第2項に該当する者は、同条約第1条第1項における無国籍者の定義に該当したとしても、無国籍者地位条約上の保護を受ける資格を持たない⁶⁵。

(2) 拘禁

112 無国籍を理由に保護を求める個人の常態化した拘禁は恣意的である⁶⁶。無国籍であることで、その特性上、国民が通常所持している基本的な身分証明書や旅券を持つことを厳しく制限される。さらに、無国籍者はいずれの国においても適法な在留資格を持たないことが多い。よって、正式書類がなく、必要とされる在留許可を持たないことをもって、無国籍者の拘禁を一般的に正当化することはできない。自由権規約第9条は身体の自由および安全についての権利を保障するものであり、違法な拘禁および恣意的拘禁を禁止している。拘禁が合法になるためには、国内法による規制が必要であり、最大限の制限を設け、定期的な司法審査の対象となることが望まれる。拘禁が恣意的なものにならないようにするためには、各個人の個別の事例のあらゆる状況において合理的であり、

⁶⁵ 第1条第2項は保護を受ける他の方法が存在すること、あるいは態度が原因で、保護を望まない人々に関するものである。

^{「2} この条約は、次の者については、適用しない。

⁽i) 国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護又は援助を現に受けている者。ただし、それらの者が当該保護又は援助を受けている間に限る。

⁽ii) 居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務を有していると認められる者

⁽iii) 次のいずれかに該当すると考えられる重大な理由のある者

⁽a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。

⁽b) 避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く)を行ったこと。

⁽c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。」

⁶⁶ 一般的な移住・移動者の収容に関しては、国連恣意的拘禁に関する作業部会が取っている立場を参照。「58.…移住・移動者収容は段階的に廃止されるべきであると考える。非正規の状況下にいる移住者は何一つ犯罪を犯してはいない。非正規の移住を有罪とすることは領土を保護し非正規の移住の流れを規制する国家の合法的な利益を超えるものである。59.行政上の拘禁が必要であるならば、均衡性の方針が最後の手段でなければならない。厳しい法的制限と監視、司法上の保障措置が提供される必要がある。非正規の移住者の身元確認が必要であるから、退去命令が出された非正規の移住者の追放を容易にするためなどといった、拘禁を正当化するために国家が提示する理由は、明確に定義され、徹底的に法令内で列挙されなければならない。」2010 年 1 月 18 日の国連恣意的拘禁に関する作業部会人権委員会への報告書(A/HRC/13/30)は http://www.refworld.org/docid/502e0fa62.html より入手可能。特に無国籍者に関しては、「無国籍であるからという理由のみで無国籍者を拘禁しないように国家に求め、国際人権法に従って扱うよう呼びかける…」無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する2006 年の UNHCR 執行委員会結論第 106 号(LV1)を参照。http://www.unhcr.org/453497302.html にて入手可能。

適当であり、差別的になされていないことが求められる。無期限の拘禁と全件 収容主義はそれ自体で恣意的である⁶⁷。

- 113. 従って拘禁は最終手段であり、その他のより侵害的または強制的でない措置が 検討され、かつ、拘禁によって達成しようとしている政府の合法的な目的を保 護するのに不十分であると判断された場合においてのみ正当化できる。拘禁の 代替措置(出頭の条件、保釈金制度、組織化したコミュニティによる監視、ケー スマネジメントプログラム等)は、拘禁の必要性および比例性の評価において 検討される。拘禁に関する一般原則は、通例、いかなる事情においても拘禁さ れてはならない子どもに対してはなおさら当てはまる。
- 114. 無国籍の認定を待つ者は、有罪判決を受けた者または裁判に付される者と共に 拘束されてはならない⁶⁸。さらに、拘禁については司法的監視が常に求められ、 被拘禁者は、資力のない者のための無料相談を含む、弁護士へのアクセスが保 障される必要がある。
- 115. 無国籍者にとって、身元あるいは国籍を確定するための地位認定手続きが存在 しないことは、長期的または無期限の拘禁に繋がる可能性がある。従って、無 国籍認定手続きは長期化する/恣意的拘禁の危険性を軽減する重要な仕組みで ある。

⁶⁷ 自由権規約人権委員会・見解 van Alpen v Netherlands(文書第 305 号 /1988), 1900, A v Australia(文書第 560 号 /1993), 1997, そして Danyal Shafiq v Australia(文書第 1342 号 /2004), 2006 のそれぞれ 5.8, 9.4, および 7.3 段落を参照。難民の状況に関しては、1986 年の執行委員会結論第 44 号(XXXVII)に、拘禁は通常は回避されるべきであるが、必要な場合、拘禁は、身元を確認し、難民の地位もしくは庇護の申請の基礎となる要素を確定し、難民もしくは庇護希望者が庇護を申請しようと意図する国の機関の判断を誤らせる目的で旅行・身分証明書を破棄しもしくは不真正文書を使用した場合に対処し、または、国の安全もしくは公の秩序を保護するために、法律で定められた理由にもとづいてのみ行われるべきである、と述べられている。UNHCR, Guidelines on the Applicable Criteria and Standards relating to the Detention of Asylum-Seekers and Alternatives to Detention, 2012, http://www.unhcr.org/505b10ee9.html を照。

⁶⁸ 庇護希望者の拘禁に関する類似の手引き(同上)を参照。

(3) UNHCRの役割

116. UNHCR は無国籍に関する任務を遂行するため、多様な方法で各国への支援を行っている⁶⁹。さまざまな国における無国籍認定手続きの比較的豊富な知識と、無国籍および国籍の評価を行ってきた経験を利用し、UNHCR は新たな無国籍認定手続きの設置と現行手続きの強化の両面において助言を提供することができる⁷⁰。さらに、UNHCR は無国籍認定機関による他国の当局への照会を促進することができ、国内法および実務に関する情報源となることができる⁷¹。申請者がUNHCR にアクセスできることは、認定手続きの公正さを確保する上でも重要な役割を果たしている。UNHCR は、必要な場合には、個別および/または集団レベルの無国籍認定を独自に実施することもある。

(4) 外国での解決策の模索

117. 無国籍認定手続きの申請者の中には、場合によっては国籍の取得または再取得により、他国に入国または再入国するという現実的な展望を持つ者も存在するであろう。こうした事例は、個人が国際移動の状況で無国籍認定を求めている場合に生じやすく、最適な解決策を見出すために国家間協力という問題が浮かび上がる。入国または再入国を確保するための努力は正当なものかもしれないが、無国籍認定の後に行われる必要がある。個人の無国籍の認定は当該個人に付与される権利の完全な保護を確保するために必要であることから、この状況下において認定手続きを停止することは適切でない。

(5) 特定の集団への追加の手続き的および証拠上の保障措置

118. 一定の集団は、国籍上の地位を確定する上で特別の困難に直面する場合がある。 年齢、性別および多様性を考慮すると、公正な無国籍の認定を確保するため、 個人によって追加的な手続き的および証拠上の保障措置の提供を求められる場 合がある。

⁶⁹ 具体的には国連総会決議 61/137 にある。前掲 4 段落や付録 4 を参照。

^{70 2006} 年の結論第 106 号(LVII)で発表されたように、執行委員会は UNHCR に対し「情報を積極的に 普及し、無国籍者を認定し、記録し、地位を付与するための適切な仕組みについて政府内の該当機関に 適宜指導すること」そして「無国籍者地位条約の実施に関する技術的な助言を締約国に提供し、同条約の条項が一貫して実施されることを保障する」よう求めている((t) および(x)段落)。また付録 5 を 参照。

⁷¹ 各国はまた、UNHCR の Refworld (www.refworld.org より入手可能) などの情報源、あるいは European Union Democracy Observer, EUDO (日本語版訳注:現在は欧州大学院 European University Institute, the Global Citizenship Observatory [GLOBALCIT]) の国籍法データベース https://globalcit.eu/nationalcitizenship-laws/ より入手可能) や Africa Governance Monitoring and Advocacy Project, AfriMAP (日本語版訳注: www.afrimap.com が現在リンク切れ) を活用して、国籍のデータベースを参照し調べることが推奨される。

- 119. 子ども(特に付き添いのない子ども)は、その国籍に関する基本的事実を伝えるにあたり重大な困難に直面する場合がある。無国籍認定手続きを設けている国は、子どもの国籍上の地位および子どもの無国籍としての保護の必要を考慮するとき、子どもの最善の利益を追求する原則に従わなければならない⁷²。子どもの申請者に対する追加の手続き的および証拠上の保障措置には、申請の優先的処理、適切に訓練を受けた法定代理人、事情聴取担当者および通訳者の用意、さらに立証責任の多くを国が負担することも含まれる。
- 120. 状況によっては、国籍上の地位に関する情報を伝えるのに支障がある障害者⁷³ に対しても同様の考慮をすることができる。認定審査官は、差別により、障害者が身分証明書その他の書類を所持しにくい可能性を考慮する必要がある。
- 121. 申請者と性別が同一の事情聴取担当者および通訳者を割り当てられる選択肢がすべての申請者に提供されることが望ましい。事情聴取担当者および通訳者は、文化的もしくは宗教的敏感さ、または年齢および教育水準等の個人的要因を認識し、これらに対応できるべきである。女性は、差別の結果、国籍上の地位の証明に関わる出生証明書その他の身分証明書等の関連書類の取得に際し、さらなる障害に直面するかもしれない。

⁷² 付き添いのないまたは離別したすべての子どもには最善の利益を認定する手続きへのアクセスが与えられるべきである。無国籍認定手続きの結果は、難民認定の結果と同様に、最善の利益の認定の一部である。難民申請手続きおよび最善の利益の認定に関しては、国連難民高等弁務官事務所、子どもの最善の利益の公式な決定に関するガイドライン(UNHCR Guidelines on Determining the Best Interests of the Child, May 2008、http://www.refworld.org/docid/48480c342.html より入手可能)を参照。

^{73 2006} 年障害者権利条約は「障害が、発展する概念であり、並びに障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」ことを認めている(前文(e)段落)。

F. 無国籍者地位条約が適用されない国における無国籍認定

- 122. 無国籍者地位条約上の定義に該当する無国籍者の多くが、同条約の締約国ではない国に滞在している。しかしながら、多くの非締約国は何らかの形で無国籍認定手続きを導入し、国際人権法から発生する義務に基づき、自国の領域内にいるこうした人々の状況に対処しようとしている。国際人権法に関して言えば、無国籍は法的に意味のある事実であり、例えば恣意的拘禁からの保護(自由権規約第9条第1項)、国籍に関し女子を男子と平等に扱う権利(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する1979年条約第9条)、そしてすべての子どもが国籍を取得する権利(自由権規約第24条第3項および児童の権利1989年条約第7条第1項)と関連している。
- 123. 「事実上の (de facto)」無国籍者も無国籍者地位条約の保護の範囲から外れている⁷⁴。一部の国は、事実上の無国籍(必ずしもこの名称ではなくとも、実質として)の概念を無国籍認定手続きに組み入れ、無国籍者地位条約の基準と並行して保護を受ける資格を検討している。
- 124. 国は、無国籍者地位条約における無国籍者に加え、事実上の無国籍者にも保護を提供するよう奨励される。事実上の無国籍者は、国籍国に戻ることができないために、非正規の状況や長期化した拘禁状態にあることが多い。事実上の無国籍を認定する手続きの型式を決める際、国はさまざまな要素を考慮に入れるだろう。一つの考慮事項は、申請者の見解においても、当該個人が無国籍者地位条約上の無国籍であるか、事実上の概念の範囲内であるかが最初ははっきりとわからないことである。事実上の無国籍がどこで認められるかにかかわらず、その手続きは個人が難民としてまたは無国籍者地位条約上の無国籍者としての保護を求める妨げとなってはならない。この認定は事実上の無国籍者としての認定よりも、国際法上、より重い義務を国に生じさせるためである。

⁷⁴ 前掲7段落にある通り、事実上、無国籍の国際的な定義はない。the Prato Conclusions の II.A. では、この用語について次の運用上の定義が提案されている。

[「]事実上の無国籍者とは、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者 または正当な理由によりその国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。ここでいう保護とは、自 国民のいずれかに対して行われた国際違法行為の救済のために国籍国が行使する外交的保護ならびに一 般的な外交的および領事的保護および援助(国籍国への帰還に関するものを含む)を受ける権利を指す。」

第三章:国内における無国籍者の 地位

A. 国際法と無国籍者の地位

(1) 難民と無国籍者の地位の類似点

- 125. 無国籍者地位条約で無国籍者について定められている地位は、難民条約で難民のために確立された地位を雛型とするものである。両条約の文言を比較対照すると、無国籍者地位条約の多数の規定が、対応する難民条約の規定からそのまま、または最小限の修正を加えてとられたものであることがわかる。これは主として、難民条約と無国籍者地位条約が起草過程を共有しており、いずれの条約も、1949年に経済社会理事会が任命した「無国籍および関連の諸問題に関するアドホック委員会」75 の作業から生まれたものであるためである。そのため、無国籍者地位条約の解釈に際しては難民条約の準備作業がとりわけ関連してくる76。
- 126. 難民条約の場合と同様に、無国籍者地位条約に掲げられた権利は、国または UNHCR による認定を受けて無国籍と認められた個人に限られるものではない。 無国籍者地位条約上の定義の基準を満たした時点からその者は無国籍なのであって、この事実をどのように認定しようとそれは宣言的なものに留まる。そのかわり、同条約に基づいて個人にどのような権利が付与されるかは国における当該個人の滞在の性格と関連しており、これは当該受け入れ国との結合の度合いの観点から評価される。
- 127. 2つの条約が全般的には同一のアプローチをとっているにもかかわらず、無国籍者地位条約には難民条約との重要な違いがいくつか含まれている。ルフールマンの禁止(難民条約第33条)はなく、不法な入国に対する刑罰からの保護(難民条約第31条)も定められていない。さらに、職業への権利および結社の権利

^{75 1949} 年 8 月 8 日の決議 248 (IX) (B)。当初、無国籍者の保護については議定書で扱い、難民条約に掲げられたほとんどの実体的権利を準用することが意図されていたものの、その後、独立の文書として無国籍者の地位に関する条約を採択することが決定された。起草過程についてのさらなる情報は、UNHCR Travaux Préparatoires の準備作業について詳細にまとめた Convention Relating to the Status of Stateless Persons: Its History and Interpretation - A Commentary by Nehemiah Robinson, 1955 を参照。(https://www.refworld.org/docid/4785f03d2.html。以下"Robinson Commentary to the 1954 Convention")。

⁷⁶ 無国籍者地位条約締約国への定着の度合いにより、無国籍者に対して付与される権利が段階的に異なってくることについて、特に後掲 132-139 段落参照。

のいずれについても、これに対応する難民条約の規定よりも低い水準の待遇が 定められている 77 。追放からの保護の範囲も、2つの条約間では異なっている。

128. 無国籍者が同時に難民である場合もある⁷⁸。この場合、それぞれの主張について 評価が行われ、かつ無国籍者および難民としての地位が明示的に認められるようにすることが重要である。同様に、補完的形態の保護に関する待遇の基準 (ルフールマンからの保護を含む)が定められている場合、国は、当該保護を受ける資格のある無国籍者に対してこれらの基準を適用しなければならない⁷⁹。

(2) 無国籍者地位条約が求める待遇基準の概観

- 129. 無国籍者地位条約第12条~32条は、国が無国籍者に付与すべき広範な市民的、経済的、社会的および文化的権利を定めている。無国籍者地位条約は、これらの権利を以下のカテゴリーに分類している。
 - •法律上の地位(属人法、財産権、結社の権利および裁判所へのアクセスを含む)
 - •賃金が支払われる職業(賃金が支払われる職業、自営業、および自由業へのアクセスを含む)
 - •福祉(配給、住居、公の教育、公的救済、労働法制および社会保障を含む)
 - ・行政措置(行政上の援助、移動の自由、身分証明書、旅行証明書、公租公課、資産の 移転、追放および帰化を含む)
- 130. 無国籍者地位条約は最低基準を定めたものである。難民条約と同様に、無国籍者地位条約は、国がその受益者を以下の段階に従って待遇するよう要求している。
 - 国民または他の外国人に与える待遇にかかわらず、無国籍者に対して与えるべき待遇
 - 国民と同一の待遇
 - ・できる限り有利な待遇であって、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人 に対して与える待遇よりも不利でない待遇

⁷⁷ ただし、難民条約と同様に、無国籍者地位条約は各国に対し、「賃金を支払われる職業に関して、すべての無国籍者の権利を……自国民の権利と同一のものとすることについて好意的考慮を払う」よう求めている。無国籍者地位条約第17条第2項参照。

⁷⁸ 前掲 15 段落の通り、無国籍者地位条約上の無国籍者の定義と難民条約上の難民の定義は相互に排他的なものではない。

⁷⁹ 難民、補完的保護および無国籍に関する主張の評価を無国籍認定手続きにおいてどのように行うべきか、 また必要な秘密保持をどのように保障するべきかについて、さらに詳しくは、前掲 78-82 段落参照。

•一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇

131. 国は、無国籍者の地位と国民の地位がいっそう同等になることを促進する裁量権を有しており、実際に、そのような対応をとる国際人権条約に基づく義務も負っている場合がある。無国籍者地位条約上の権利を尊重し、促進しおよび充足する国の責任は、同条約第2条の定める、無国籍者が滞在する国の法令を遵守する義務との間で均衡がとられている。

(a) 条件に応じて段階的に保障される権利

- 132. 無国籍者地位条約の定める諸権利は、国との定着の度合いに基づいて無国籍者に及ぼされる。無国籍者地位条約における「無国籍者」の定義を満たしており、かつ締約国の管轄の下にあるか締約国の領域にいるいずれの個人に対しても適用される規定もある。しかしそれ以外の諸権利は、個人が締約国の領域に「合法的にいる」、「合法的に滞在する」または「常居所を有する」ことを条件として無国籍者に付与されるものである。従って国は、無国籍と認定された個人に対し、認定手続きが係属中の個人に保障される権利よりも包括的な権利を付与することができる。とはいえ、後者にも無国籍者地位条約上の権利の多くを享受する資格がある。これは、難民条約に基づく庇護希望者の待遇と同様である。
- 133. 無国籍者地位条約に掲げられた諸権利のうち、個人が締約国の管轄の下にある場合に保障されるものとしては、属人法(第12条)、財産(第13条)、裁判を受ける権利(第16条第1項)、配給(第20条)、公の教育(第22条)、行政上の援助(第25条)および簡易帰化(第32条)等がある。個人が現に締約国の領域内にいる場合に生じる追加的権利としては、宗教の自由(第4条)および身分証明書に対する権利(第27条)がある。
- 134. 無国籍者地位条約は、締約国に「合法的にいる」(フランス語では se trouvant régulièrement)無国籍者が一連の追加的権利を享受できることを想定している。「合法的にいる」ことに基づく権利としては、自営業に従事する権利(第 18 条)、締約国内における移動の自由(第 26 条)および追放からの保護(第 31 条)などがある。
- 135. 無国籍者が締約国に「合法的にいる」とされるためには、その在留が国によって許可されている必要がある。この概念は、在留が明示的に認められていること、および、当該個人のあらゆる事情を考慮し、その在留が了知されておりかつ禁

じられていないことの両方を含んでいる⁸⁰。在留期間は一時的であってもよい。無国籍者地位条約の用語をこのように解釈することは、無国籍者がそこに掲げられた権利をできる限り広範に行使することを確保するという、同条約の趣旨および目的に合致している。従って、同条約の起草過程からも確認されるように⁸¹、無国籍者としての地位を求めて認定手続きを申請した者は締約国の領域に「合法的にいる」ことになる⁸²。これに対し、その国での在留資格をなんら有しておらず、かつ無国籍認定手続きを申請する機会も利用しようとしない者は、その国に「合法的にいる」ことにはならない。

136. 無国籍者地位条約は、締約国に「合法的に滞在する」(フランス語では résidant régulièrement) 無国籍者に対し、さらに一群の権利を付与している。無国籍者 地位条約の掲げる「合法的滞在」に基づく権利には、結社の権利(第15条)、労働の権利(第17条)、自由業への従事(第19条)、公営住宅へのアクセス(第

難民条約も、難民に対して特定の権利を付与するにあたり、国とのさまざまな度合いの定着を条件とし ている。UNHCR「国際的保護に関する覚書」29段落参照(UNHCR, Note on International Protection, 7 September 1994, A/AC.96/830, https://www.refworld.org/docid/3f0a935f2.html で入手可能)。Robinson Commentary to the 1954 Convention (前掲注釈 75) によると、「この〔無国籍者地位条約〕で用いられ ている『合法的に国内にいる』という表現は、難民条約の表現と同じ意味であると考えられる | (第15 条のコメンタリー、5段落)。難民条約の適用上、「合法的」滞在の概念は次のように解釈されてきており、 難民条約と無国籍者地位条約が起草過程を共有していることに照らせば、これは無国籍者地位条約の解 釈にも適用されるものである。「……『合法的』の評価は、通例、有効な国内法令に照らして行われる。 とはいえ、合法性に関する判断においてはすべての一般的事情が考慮されるべきであり、これには、当 該滞在が了知されておりかつ当人の不安定な事情を理由に禁じられていない(すなわち容認されている) ことも含まれる」。この『合法的にいる』を巡る議論の関連で、UNHCR「『合法的滞在』 - 解釈に関する 覚書」の8段落を参照(UNHCR, "Lawfully Staying" - A Note on Interpretation, 3 May, 1988, https:// www.refworld.org/docid/42ad93304.html)。国連・自由権規約委員会は、追放命令の対象とされたものの その命令が執行されず、人道的理由によりスウェーデンに滞在することを認められた者について、自由 権規約第12条で保護されている移動の自由についての権利の享受に関しては「合法的に……領域内にい る | と認められるとの判断を示している。Celepli v. Sweden, CCPR/C/51/D/456/1991, 26 July 1994, http://www.refworld.org/docid/51b6e7ad4.html, 9.2 段落(26.7.1994)参照。

等に第15条、第18条および第31条との関連で、Robinson Commentary to the 1954 Convention (前 掲注釈75) 参照。難民条約と無国籍者地位条約が起草過程を共有しており、かつ無国籍者地位条約の特定の規定がかなりの程度難民条約の規定を忠実に反映していることに鑑み、フランスが提案し、後に起草委員会によって受け入れられた条文案で用いられている「正規に入国を許可された(regularly admitted)」の意味を説明する、フランス代表の次の発言に留意することが重要である。「在留許可を有するいずれの者も、正規の地位にある。のみならず、在留許可をいまだ有していないが、すでに申請済みであり当該申請を受理された者についても同様である。申請を行っていない者または申請を拒否された者のみが非正規の地位にある」(UN Ad Hoc Committee on Refugees and Stateless Persons, Ad Hoc Committee on Statelessness and Related Problems, First Session: Summary Record of the Fifteenth Meeting Held at Lake Success, New York, on 27 January 1950, E/AC.32/SR.15, 6 February 1950, http://www.unhcr.org/refworld/docid/40ald5f2.html)。「正規に入国許可された(regularly admitted)」という用語は、結局難民条約に入らなかったが、「合法的にいる」という概念に影響を与えた。

⁸² 無国籍認定手続きは、認定結果が出るまでの手続き期間中、当該個人の退去手続きを停止する効力を有すると記す72段落参照。個人が、無国籍認定手続き中である結果として国に「合法的に」いると考えられる期間は、しばしば短いものとなろう。74-75段落で定められているように、明らかに十分な理由がある申請は最終決定までに数か月しか要さない場合があり、第一次審査の決定は申請から6か月以内に行われるのが一般的である。

- 21条)、公的救済を受ける権利 (第 23条)、労働および社会保障に関わる権利 (第 24条) ならびに旅行証明書 (第 28条) 13 などがある⁸³。
- 137. 「合法的に滞在する」の要件は、領域内での長期の在留を想定したものである。 ただし、永住の形態をとる必要はない。国が許可した短期の滞在であっても、 一時的な訪問でなければ十分な場合もある。在留許可を与えられた無国籍者が、 このカテゴリーに該当しよう⁸⁴。また、数か月以上の一時滞在許可を有する者も 対象となる。これに対し、短期の入国を認められた訪問者は「合法的に滞在する」 ことにはならない。認定手続きを経て無国籍者と認められたものの在留許可を 得ていない者は、決定までにその国で過ごした期間により、一般に、締約国に「合 法的に滞在する」者となろう。
- 138. 無国籍者地位条約で想定されている一連の権利の最後のものは、締約国において「常居所を有する」または「居住する」無国籍者に対して与えられるものである。「常居所を有する」無国籍者について生じる権利には、著作権および工業所有権の保護(第14条)、ならびに、法律扶助および訴訟費用の担保の免除を含む裁判を受ける権利に関連する権利(第16条第2項)がある。
- 139. 無国籍者が「常居所を有する」または「居住する」という条件は、当該無国籍者が継続的にかつ安定して締約国に居住していることを示すものである。「常居所」は安定した事実上の居住と理解される。ここでは永住を認められた無国籍者が対象とされるほか、在留許可はないものの、ある国に何年間もいて定着しており、かつ継続的な居住が見込まれる者も適用対象となる。

^{83 2010}年4月1日以降、国が発給するすべての旅行証明書(無国籍者地位条約に従って無国籍者に発給される旅行証明書も含む)は、国際民間航空機関(ICAO)の基準に従い、機械で読み取り可能なものでなければならない。ICAO・国際民間航空条約の付属書9(出入国の簡易化、2005年7月)およびICAO・UNHCRの Guide for Issuing Machine Readable Travel Documents for Refugees and Stateless Persons(機械読取り式旅行証明書、2012年10月)参照。http://www.refworld.org/docid/52b166a34.html より入手可能。

^{84 「}滞在」の概念は、難民条約の文脈では次のように解釈されてきており、これが無国籍者地位条約の解釈についても適用される。すなわち、「『滞在』とは、恒久的在留には至らないが、通過のための立ち寄り以上のものであることが明らかなものをいう」。UNHCR「『合法的滞在』 - 解釈に関する覚書」の23段落を参照。(UNHCR、"Lawfully Staying" - A Note on Interpretation の前掲注釈 80)

(3) 国際人権法

- 140. 国内法に基づく無国籍者の地位は、適用可能な国際人権法の規定も反映したものでなければならない。大多数の人権は、国籍または在留資格にかかわらず、無国籍者を含むすべての者に適用される⁸⁵。さらに、平等および非差別の原則により、国籍上の地位がないことを理由とするいかなる差別も一般的に禁止される⁸⁶。実質的に異なる立場に置かれている集団については、正当な区別が認められる場合もある⁸⁷。従って、国は、自国の領域内にいる、特に脆弱な立場に置かれた無国籍者の集団を援助するための積極的差別是正措置を検討することもできる。
- 141. 国際人権法は、無国籍者地位条約の定める保護の制度を補完するものである⁸⁸。 国際人権法の多くの規定は無国籍者地位条約にも見られる権利をあらためて定めたものであるが、より高い水準の待遇または同条約にはまったく見られない権利について定めた規定もある⁸⁹。
- 142. 無国籍者にとって特に重要なのは、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 12条第4項に掲げられた「自国」に戻る権利である。これは自己の国籍国に戻

⁸⁵ 自由権規約人権委員会「一般的意見第 15 号 (規約上の外国人の地位)」(1986 年 4 月 11 日) https://www.refworld.org/docid/45139acfc.html および自由権規約委員会「一般的意見第 31 号 (規約の締約国に課された一般的な法的義務の性質)」(CCPR/C/21/Rev.1/ Add.13, 26 May 2004) https://www.refworld.org/docid/478b26ae2.html 参照。また、人権の促進および保護に関する国連小委員会・国民ではない人々の権利に関する特別報告者「最終報告書」(E/CN.4/Sub.2/2003/23/Add.1, 26 May 2003) https://www.refworld.org/docid/3f46114c4.html も参照。ただし、人権の全面的享受は国籍の所持によって容易になるのであり、従って無国籍者地位条約のような形で無国籍者を特に保護する必要性があることに留意されたい。

⁸⁶ 例えば自由権規約第2条第1項および第26条参照。

⁸⁷ 自由権規約委員会「一般的意見第 18 号 (差別の禁止)」(1989 年 11 月 10 日、https://www.refworld.org/docid/453883fa8.html) の 13 段落参照。また、国民ではない人々の権利に関する特別報告者「最終報告書」(E/CN.4/Sub.2/2003/23/Add.1, 26 May 2003 年、前掲注釈 85) の「要約」および 23 段落も参照。

⁸⁸ 国際人権法は、無国籍者地位条約に加入していない国々における、同条約に代わる規制の枠組みも提供している。この点については後掲 1.66 段落でさらに検討する。

⁸⁹ 例えば恣意的拘禁からの保護(自由権規約第9条第1項)など。地域人権条約も関連してくる。

る権利に留まらない⁹⁰。国と特別な結びつきを有する個人の入国権を、従って在 留権も保障するものである。これには、例えば、国に長期間定着している無国 籍者、および、国際法に違反して国籍を奪われた無国籍者または常居所である 領域を国家承継によって取得した国家から国籍を否定された無国籍者が含まれ る。

143. このような国際人権法の発展を考慮したとしても、無国籍者地位条約の重要性は変わらない。同条約では、他の文書では扱われていない無国籍特有の問題(特に無国籍者に対する身分証明書および旅行証明書の提供ならびに行政上の援助)が扱われているからである。さらに、一部の人権条約とは異なり、同条約の規定については公の緊急事態におけるデロゲーションが認められておらず、また同条約では人権法上の基準よりも寛大な基準が多数定められている⁹¹。

⁹⁰ 自由権規約委員会「一般的意見第27号(移動の自由)」20段落(CCPR/C/21/Rev.1/Add.9, 2 November 1999, http://www.refworld.org/docid/45139c394.html) 参照。 「第12条第4項の文言は国民と外国人を区別していない(「何人も」)。したがって、この権利を行使す

[「]第 12 条第 4 項の文言は国民と外国人を区別していない(「何人も」)。したがって、この権利を行便する資格が誰に対して認められるかは、『自国』という語句の意味を解釈することによってのみ明らかにすることが可能である。『自国』の範囲は『国籍国』の概念よりも広い。これは、形式的意味における国籍、すなわち出生または付与により取得した国籍に限られるものではなく、最低限、ある国と特別なつながりを有しており、またはある国との関係で権利を主張できることから単なる外国人とすることはできない個人も包含される。たとえば、ある国の国民であって国際法に違反して国籍を奪われた者、および、自己の国籍国が他国に編入されまたは譲渡されたものの、当該他国の国籍を否定された者などがこれに該当しよう。さらに、第 12 条第 4 項の文言はより広い解釈も許容するものであって、他のカテゴリーに属する長期滞在者(これには滞在する国の国籍を取得する権利を恣意的に剝奪された無国籍者も含まれるが、これに限られない)も包含される可能性がある」

⁹¹ 例えば、領域内に「合法的にいる」者にかかる追放からの保護は、自由権規約第13条では手続き的保護措置に限られているのに対し、無国籍者地位条約第31条は追放を正当化できる実体的根拠も制限している。

B. 国際移動の状況にある個人

(1) 無国籍認定の結果を待っている個人

- 144. このハンドブックの「はじめに」でも論じたとおり、無国籍者地位条約は無国籍認定手続きについて明示的に取り上げてはいないものの、各国には、同条約に基づいて適切な水準の待遇を与えるために無国籍者を特定する黙示的責任がある⁹²。以下、無国籍認定の結果を待っている個人にとって適切な地位について検討する。
- 145. 決定を待っている者には、少なくとも、管轄の下にあることまたは領域にいることに基づくすべての権利および「合法的にいる」者に認められる権利を享受する資格がある⁹³。従って、その地位に基づき、特に身分証明書、自営の権利、移動の自由および追放からの保護が保障されなければならない⁹⁴。無国籍者地位条約に基づくこれらの権利は難民条約の定める権利とほぼ同一の文言で定式化されていることから、無国籍認定の結果を待っている個人に対しては、同一の国で請求を検討されている庇護希望者と同一の水準の待遇を与えることが勧められる。
- 146. 無国籍認定の結果を待っている者の地位には、恣意的拘禁からの保護および基本的ニーズを満たすための援助等の適用可能な人権も反映されなければならない⁹⁵。無国籍認定の結果を待っている個人が、たとえ限定的ではあっても賃金を支払われる職業に従事できるようにすることは、国の資源にかかる圧力を緩和することができ、当該個人の尊厳および自立への貢献となる。

(2) 無国籍と認定された個人 - 在留権

147. 無国籍者地位条約は、各国に対し、無国籍と認定された者に在留権を付与するよう明示的には要求していないものの、このような許可を与えることは条約の趣旨および目的を充足することになろう。これは認定手続きを設けている諸国の実行に反映されている。在留権がなければ、当該個人は不安定な立場に置かれ続けるおそれがあり、また無国籍者地位条約および国際人権法で保障された権利の享受を妨げられることになる。

⁹² 前掲8段落参照。

⁹³ 前掲134.135段落で述べたとおり。無国籍認定専用の手続きが設けられていない国においても、個人が別の文脈で無国籍の主張を行う場合には、このことが当てはまる。

⁹⁴ 公正かつ効率的な手続きにとって追放からの保護が重要であることについては前掲72段落参照。

⁹⁵ 前掲 140-141 段落参照。

- 148. 従って、各国には、無国籍と認定された者に対し、少なくとも2年間有効な在留許可を与えることが勧められる。ただし、安定性のためには、より長期間(例えば5年間)の許可を与えるほうが望ましい。このような許可は更新可能とし、無国籍者地位条約第32条で定められている簡易帰化の可能性を認めることが求められる。
- 149. 無国籍と認定された個人が、その後、例えば他国の国籍法の変更によりその国の国籍を取得しまたは再取得したときは、当該個人は無国籍者地位条約における無国籍ではなくなる。これにより、無国籍者としての地位を根拠に与えられた在留許可の取消しが正当化されることもあろう。ただし、国際人権法に基づいてすでに獲得された諸権利および発生した諸要因(当該個人がその国で安定した私生活および家族生活をどの程度築いてきたかなど)との関連で、比例性の問題を考慮する必要がある。
- 150. 個人を無国籍者地位条約上の無国籍者と認めることにより、在留権に加えて「合法的に滞在する」に基づく諸権利⁹⁶ も保障される。従って、在留許可にともない、労働の権利、医療および社会的扶助を受ける権利ならびに旅行証明書を発行される権利も認められなければならない。
- 151. 無国籍者地位条約では家族の統合については取り上げられていないとはいえ、 締約国は、無国籍者としての地位を認められた者がその配偶者および被扶養者 と再統合できることを促進するよう、奨励される⁹⁷。実際には、関連の国際人権 条約または地域条約に基づき、そうする義務を負っている国もある⁹⁸。
- 152. 無国籍者地位条約のうち「常居所」を有する者に限定される2つの規定は、無国籍者と認定された場合に自動的に適用されるものではない⁹⁹。ただし、当該個人がその国で安定した生活を送っていると認めることができるときは、当該規定を適用することができる。

⁹⁶ 前掲 136-137 段落参照。

⁹⁷ 難民条約の文脈における家族の統合についての説明は、Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status の 181-188 段落(前掲注釈 47)を参照。無国籍者の被扶養者にも無国籍者としての地位を認められる資格があるかどうかは、無国籍者地位条約上の「無国籍者」としての資格の確認を目的とした、各被扶養者の国籍上の地位の調査結果次第である。ただし、たとえ被扶養者が無国籍者ではない場合でも、締約国の領域内にいる無国籍者の被扶養者に在留権を付与することにより、家族の統合の促進は達成できる。

⁹⁸ 国際人権法上の義務が無国籍者地位条約から生ずる義務をどのように補完しているかについてさらに詳しくは、前掲 140-143 段落参照。

⁹⁹ 前掲 138-139 段落参照。

(3) 他国で保護を受けられる場合

- 153. 無国籍と認定された個人に、近い将来、無国籍者地位条約の基準に適合する保護を他国で得られる現実的展望がある場合、受入れ国には、前掲 148-152 段落で述べたものよりも過渡的な性質の地位を与える裁量権がある。便宜上または自らの選択により自発的に国籍を放棄した者については、別の考慮事項が適用される100。
- 154. このような事案においては、個人に他国で保護を得られる現実的展望があるか どうかを判断する基準が狭く解釈されるよう、配慮されなければならない¹⁰¹。 UNHCR の見解では、他国で保護を受けられると認めることができるのは、無国 籍者が次のいずれかの条件を満たす場合のみである。
 - ・簡易、迅速かつ羈束的な、単なる形式上の手続きによって国籍を取得しまたは再取得できること。
 - 従前の常居所国で永住を認められており、かつ当該国に直ちに帰還できること。
- 155. 国籍の取得または再取得に関して、個人は、物理的にも金銭的にも容易にアクセスでき、かつ手続き的段階および証拠要件の点で簡便な手続きを利用できなければならない。さらに、定められた要件が満たされている場合は裁量の入る余地はないのであるから、取得/再取得手続きは速やかに進められ、かつ結果が保証されていなければならない¹⁰²。
- 156. これに対し、他の国籍取得手続きにおいては、他国で保護を受けられるという十分に信頼できる展望が得られないことがあり、この場合には無国籍者に対して過渡的な地位しか与えないことは正当化されない。例えば、通例は担当係官の裁量に委ねられ、結果が保証されない帰化手続きを個人が利用できるというだけでは、不十分である。同様に、国籍の取得要件が曖昧な手続きや、個人に対し、合法的な入国および在留が保証されない旧国籍国に物理的にいることを義務づける手続きも、十分ではない。

¹⁰⁰ さらに後掲 161-162 段落参照。

¹⁰¹ さらに、当該個人がいずれの国においても法的地位を認められないままにおかれないようにし、かつ在 留許可を正当化するいかなる特別な事情も適切に検討されることを確保するための保障措置が必要であ る。

¹⁰² 例としては、元国民が、最寄りの領事機関で出生証明書または消印を押された/失効した旅券を提示した後、宣言に署名するだけで国籍を再取得できる手続きが挙げられよう。この場合、権限のある当局は 国籍を回復させる義務を負う。同様の手続きとして、登録または選択的国籍取得権を行使する場合がある。

157. 個人が従前の常居所国に帰還できるという場合には、無国籍者地位条約の趣旨および目的に合致した、安全および尊厳が保障された生活を送る機会が伴っていなければならない。従って、この例外が適用されるのは、個人が他国ですでに永住資格を得ているか、または到着と同時に永住資格を付与される見込みを有している場合であって、当該資格に伴い一連の市民的、経済的、社会的および文化的権利が全面的に認められ、かつ当該国の国籍を取得する合理的な展望があるときのみである¹⁰³。他国への短期間の帰還許可が与えられているだけでは不十分である。

(a) 無国籍が国籍の喪失/剝奪またはその誠実な自発的放棄によるものである場合

- 158. 多くの場合、個人は、国籍の取得もしくは回復または従前の常居所国への帰還の手配の試みに協力しよう。自己の国籍を非自発的に放棄しまたは喪失した場合がそうかもしれない。個人が、他国の国籍を取得する目的で、意識的かつ誠実に従前の国籍を放棄したときにも、その可能性は生じる。場合によっては、国籍法令に不備があることから、他国の国籍を申請するため国籍を放棄しなければならなかったにもかかわらず、次の国籍を取得することができずに、無国籍のままになることがある。
- 159. この場合における最善の解決策は、従前の国籍の再取得である。このような個人について、無国籍ではあるが従前の国籍を再取得できると判断した国家は、当該個人に在留許可を与える必要はない。むしろ、他国に移動するための手続きをとっている間、当該個人が領域内に短期間留まれるように、いずれかの形態の在留資格を認めるのがよい。このような一時滞在許可は数か月という短期のものであってもよく、それに伴う権利も、在留許可が与えられた場合に認めなければならない権利と同一である必要はない。実際には、認定手続き中に与えられていた地位に類似した地位の認定も、正当化される場合がある。
- 160. 入国/再入国または国籍の再取得が実現しない場合であって本人の過失がないとき、国は一時滞在許可を延長するのがよい。ただし、入国/再入国または再取得に向けた取り組みの達成を容易にすることと当事者である無国籍者に一定の安定を提供することとの間で公正な均衡を図るため、延長期間を制限することも可能である。期限に達した時点で、当該個人の誠実な試みにもかかわらず入国/再入国または再取得がなお実現していないときは、当該個人に対し、無

¹⁰³ UNHCR「国際的保護の必要性が認められなかった者の出身国への帰還に関する見解: UNHCR の役割」 (Protection Policy Paper: The return of persons found not to be in need of international protection to their countries of origin: UNHCR's role: UNHCR's Role, November 2010: https://www.refworld.org/docid/4cea23c62.html)の 20-22 段落は、このハンドブックに掲げた基準に照らして理解しなければならない。

国籍者としての認定により一般に与えられる地位(すなわち、労働の権利および旅行証明書を発給される権利を含む補足的な諸権利を伴う、更新可能な在留許可)を付与することが、締約国の責任となる。

(b) 無国籍が便宜上のまたは自らの選択による自発的な国籍放棄によるものである場合

- 161. 特定国の国民でありたくないために、または他国で保護される地位を得られると信じて、国籍を自発的に放棄する者もいる¹⁰⁴。従前の国籍国への再入国が当該国の国籍の再取得とあわせて認められることが、この状況における望ましい解決策である。他国への再入国または国籍の再取得について当該個人からの協力が得られない場合、当局には、当該個人の入国を確保するため、独自に他国との協議を進める資格がある。この状況では、従前の国籍国が負う他の国際的義務(国籍の放棄にともなう無国籍の防止および自国に戻る権利に関わる義務を含む)も関連してくることになろう¹⁰⁵。
- 162. 締約国には、前掲 161 段落に該当する個人に対する滞在許可を付与しまたは更新する必要は必ずしもない。当該個人にも、無国籍者地位条約で想定されているすべての権利を享受する資格があるわけでもない。保護に関わる他のいずれかの障害がある場合を除き、この場合に非自発的帰還の可能性が排除されることはない。例えば、旧国籍国が従前の常居所国でもあり、かつその国の当局に当該個人の永住を認める用意がある場合が、これにあたる。

¹⁰⁴ 国際法では、すべての個人は国籍を取得する権利を有することが認められているものの、これは個人が 特定の国籍を選択する権利にまで及ぶものではない。血統、領域における出生または国家承継時におけ る領域内在留など、個人のコントロールが及ばない要因を理由として国が自動的に国籍を付与すること は、広く受け入れられている。

¹⁰⁵ 特に、無国籍の削減に関する 1961 年の条約第 7 条第 1 項および自由権規約第 12 条第 4 項参照。加えて、信義誠実の原則を基礎とする諸国家間の友好関係および協力により、この状況の下では再入国を認めることが要求される。現在では、諸国家間で締結された多数の協定で、無国籍者(旧国民およびかつてその国に常居所を有していた者を含む)の再入国について定めることにより、このような対応が促進されている。UNHCR もこの点に関わって役割を果たせる場合があり、これについては、国際的保護の必要性が認められなかった者の出身国への帰還に関する UNHCR 執行委員会結論第 96 (LIV) 号(http://www.unhcr.org/refworld/docid/3f93blca4.html)の段落(j)を参照。執行委員会はそこで次のように勧告している。「UNHCR が、状況に応じて次の手段をとることにより、国際的保護の必要性が認められなかった者の帰還について各国の取り組みを補完すること。(i) 各国民を再び受け入れ方責任に関わる原則および無国籍の削減に関する原則の実施を促進すること。(ii) 国際的保護の必要性が認められなかった者の帰還の受け入れ可能性について、明確な公の見解を表明すること。(iii) 各国との対話を継続し、特に、他国籍の取得を同時に確保することなく国籍の放棄を認め、国籍国への帰還を阻止しまたは遅延させるために利用されるおそれがある国籍法を見直すこと。」

(c) 現地との結びつきの考慮

163. 個人が、長期の在留および家族的結合の結果として受け入れ国と緊密な結びつきを有している場合、たとえ他国で保護を受けられる可能性があるとしても、無国籍者としての認定により通常付与される地位(すなわち、補足的諸権利を伴う更新可能な在留許可)を与えることが適当であろう¹⁰⁶。場合によっては、人権法上の義務(プライバシー、家族または住居への不法なまたは恣意的な干渉を行わないことなど)を満たすためにこのアプローチが求められることもある¹⁰⁷。

C.「自国」にいる個人

- 164. 前掲 142 段落で言及したように、一定の無国籍者は、自由権規約第12条第4項が想定する「自国」にいると認めることができる。その中には、多くの場合、出生国を長期にわたり常居住地としてきた個人が含まれる。これらの者は、「自国」にいるため、再入国および在留の権利を有しており、国内法におけるその地位にも重要な意味合いがある。これらの者は当該国と深いつながりを有する一方でしばしば他国との結びつきを欠いていることから、当該国には、これらの者の完全な社会統合を促進する政治的および道義的義務が課せられる。これらの者が「自国」において無国籍になっているのは、国籍法令の制定および適用における差別的な取扱いの反映であることが多い。これらの者の中には、その国で出生しかつその国にしか居住していないにもかかわらず国籍を否定される者もいるであろうし、政治的または社会的に好ましくないとみなされているコミュニティの一部の構成員であることを理由に国籍を奪われた者もいるかもしれない108。
- 165.「自国」にいるこのような個人にとって適切なのは、当該国の国籍を付与されることである。第二章で記したように、この場合、個人または住民集団の地位を決定する正しい仕組みは、国籍の回復または付与に関わるものである¹⁰⁹。無国籍認定手続きの利用は、一般的には適当ではない。ただし、個人がその仕組みを

¹⁰⁶ これは、他国との結びつきが相対的に希薄である場合に特に当てはまる。ただし、つながりがきわめて深いため当該個人が「自国」にいると認められる場合とは区別すべきである。

¹⁰⁷ 前掲 140-143 段落参照。

¹⁰⁸ この点で関連性を有するのは、国籍の恣意的剝奪の禁止(特に世界人権宣言第15条第2項)、および、国際人権法で定められている差別の禁止、特に強行規範である人種差別の禁止である。強行規範の性格については前掲注釈13で検討している。

^{109 58-61} 段落参照。

通じて保護を求めることが想定される場合、認定により与えられる地位には、 少なくとも、国籍の簡易取得を伴う永住資格が含まれなければならない¹¹⁰。

D. 無国籍者地位条約が適用されない無国籍者の地位

- 166. 無国籍者地位条約上の無国籍者の定義に該当する個人の多くは、同条約を締結していない諸国で暮らしている。とはいえ、同条約の基準および締約国の実行は、同条約を締結していない諸国にとっても、その領域内で無国籍に対処するための戦略を立案・実施し、無国籍者の地位を規制するにあたり、有益となるだろう。特に、いまだ同条約を締結していない諸国は、無国籍者に身分証明書および旅行証明書を発給する実務を参考にした措置をとることができる。これは、同条約の締約国でないいくつかの国で、すでに実施されている。加えて、すべての国は、恣意的拘禁からの保護(自由権規約第9条第1項)、および、本来の居場所にいる無国籍者については「自国」に戻りかつ留まる権利(自由権規約第12条第4項)等の国際人権法上の義務を遵守する必要がある¹¹¹。
- 167. 事実上の無国籍者も無国籍者地位条約の保護の範囲外にある¹¹²。とはいえ、事実上の無国籍者は国籍国に直ちに帰還できないことから、少なくとも一時滞在許可を与えることで一定の安定が促進される。従って、国は、事実上の無国籍者に対し、他国で保護を確保できる可能性のある無国籍者について勧められる地位(前掲 159 段落参照)と同様の地位を付与することを検討してもよい。多くの場合には、このような性格の暫定措置をとることで十分であろう。というのも、例えば領事的援助の改善により、または事実上の無国籍者を対象とする領事的援助についての政策変更により、帰還が可能になるからである。
- 168. 国内的保護の展望がそれほどないように見受けられるときは、無国籍者地位条 約に従って無国籍と認められた者に付与されるのと同様の在留許可を付与する

¹¹⁰ 国が領域内に無国籍の人々を作り出した場合、無国籍認定を導入し、または推奨される地位を無国籍者に付与することに消極的になることも十分考えられる。この場合、これらの人々のための解決策を確保する UNHCR の営為は、政策提言に留まらず、これらの人々と当該国との結びつきを国籍の付与という形で承認することを目的とした取り組みに関する技術的助言および実施面での支援にも及ぶことがある。

¹¹¹ さらに詳しくは前掲 164-165 段落参照。

¹¹² 前掲7段落で記したように、事実上の無国籍について、国際的に受け入れられた定義は存在しない。この用語を定義しようとする近年の努力によれば、事実上の無国籍者とは、ある国の国籍を有しているものの、その国籍国の保護を受けることができない者または正当な理由によりその国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。さらに詳しくは、the Prato Conclusions 前掲注釈4の II.A. 参照。そこでは、この用語について次の操作的定義が提案されている。「事実上の無国籍者とは、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないものまたは正当な理由によりその国籍国の保護を受けることを望まないものをいう。ここでいう保護とは、自国民のいずれかに対して行われた国際違法行為の救済のために国籍国が行使する外交保護権、ならびに、一般的な外交的および領事的保護および援助(国籍国への帰還に関するものを含む)をいう。」

ことにより事実上の無国籍者の地位を高めることが勧められる。一般的には、 事実上の無国籍者がいずれかの国の国籍を有しているということは、国籍国へ の帰還が望ましい恒久的解決策であるということである。しかし、帰還への障 壁が対応困難なものであることが明らかな場合、実際上および人道上の考慮か ら、帰化という手段による国内的解決策が適当な対応となる。

【付属資料】

無国籍に関するガイドライン第4号: 無国籍の削減に関する1961年の 条約第1条ないし第4条による すべての児童の国籍取得権の確保

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) 2012 年 12 月 21 日

国連難民高等弁務官事務所(以下、UNHCRと略する。)は、その任務として委ねられた、無国籍に対応する責任に従って本ガイドラインを発刊する。これらの責任は、当初 UNHCR 規程第6条A(II)及び難民の地位に関する1951年の条約に定められた難民である無国籍者に限定されていた。無国籍の削減に関する1961年の条約第11条及び第20条で予定されている職務を遂行するため、1974年の国連総会決議3274(XXIX)及び1976年の同31/36によりUNHCRの任務は拡大され、同条約に定められた者についても対象とすることにされた。UNHCR事務所は、UNHCR執行委員会結論第78号によって無国籍者全般についての責任を委ねられ、同結論は1995年の国連総会決議50/152によって支持された。国連総会は、その後2006年の決議61/137において、UNHCRが広範な責任を負うべき4つの分野(無国籍の特定、防止及び削減並びに無国籍者の保護)について定めた執行委員会結論第106号を支持するに至った。

本ガイドラインは、無国籍の削減に関する 1961 年条約 50 周年を記念して行われた一連の専門家会合の成果であり、特に、2011 年 5 月にセネガルのダカールで開催された「1961 年無国籍条約の解釈及び児童の無国籍の防止に関する専門家会合の総括的結論」を基礎とするものである。

本ガイドラインは、無国籍への対応に従事する UNHCR 職員その他の国連機関の職員だけではなく、政府、NGO、法律実務家、出入国審査官及び司法機関を対象として、解釈上の法的指針を示すことを目指したものである。

I. はじめに

A. 概観

1. 世界人権宣言第15条は、すべての人の国籍をもつ権利を定めている。児童の権利に関する条約(「児童の権利条約」)は、すべての児童が国籍を取得する権利を有すると述べている。無国籍の削減に関する1961年の条約(「無国籍削減条約」)の趣旨及び目的は、無国籍の防止及び削減であり、それによって国籍を取得するすべての児童の権利を含むすべての個人の国籍をもつ権利を確保することにある。

無国籍削減条約は、国籍の取得、放棄、喪失及び剝奪に関する規則を定めている。

- 2. 無国籍削減条約第1条ないし第4条は、主として児童による国籍取得に関する 規定である。児童の無国籍を防止しようとする努力の基礎は、無国籍削減条約 第1条に掲げられた保障措置にある。第1条は、そこに掲げられた手段を講じ なければ無国籍となる児童に対し、次の2つのいずれかの方法によって自国の 国籍を取得する権利を与えている。すなわち、国家は、自国の領域で出生した 児童であってその国の国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、法の作用 によって (ex lege) 当然に (automatically) 国籍を付与することができる。これ に代わる手段として、このような者に対し、申請に基づいて、出生後に国籍を 付与することがあり得る。申請に基づく国籍の付与については、第1条第2項 に従い、出生地国に対し、本ガイドラインの 36-48 段落でさらに詳しく論じるような4つのうちの一又は複数の要件を課すことができる。
- 3. 無国籍削減条約は、さらに、児童が母の国で出生した場合であって国籍を付与しなければ無国籍となる場合に血統による母の国籍の取得を認めること(第1条第3項)、出生地国の国籍を取得しなかった者に対し、申請手続きを経ることによって血統による親の国籍の取得を認めること(第1条第4項)、及び、国外で出生した者であって国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、血統による親の国籍の取得を認めること(第4条)についての規定も含んでいる。第2条は、父母がともに知れない児童(foundlings)の国籍について定めた規定を含んでおり、第3条は、条約の領域的適用範囲に関する規則を定めている。第12条は、第1条の時間的適用範囲について定めた経過規定である。これらのすべての規定について、以下、さらに詳しく論じる。
- 4. 無国籍削減条約第17条で定められているように、締約国は第1条ないし第4条について留保を付すことはできない。ただし、前述のように、児童の無国籍に対応する2以上の方法からいずれかを選択することを締約国に対して認めている規定がある。

5. 本ガイドラインは、国家、UNHCR、その他の関係者による無国籍削減条約第1条ないし第4条及び第12条の解釈及び適用に資することを企図したものである。

B. 無国籍削減条約の解釈に関する一般的考慮事項

- 6. 無国籍削減条約第1条ないし第4条は、条文上用いられている文言の通常の意味に従い、その文脈に応じて、かつ条約の趣旨及び目的に照らして、誠実に解釈されなければならない¹。本ガイドラインでは、関連する場合、条約の起草過程や、他の条約、とりわけより最近の条約に定められた対応する義務との類似点又は相違点にも言及する。
- 7. この条約の規定で用いられている文言の解釈との関連では、条約が5つの国連公用語(中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語)で起草され、かつ5つの言語による条約文がいずれもひとしく正文であること(equally authentic)を認識しておくことが重要である。異なる言語による条文の間で若干の意味の相違が生じることがある。とはいえ、このような相違は、条約解釈規則の適用を通じて、とりわけ、条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての条約文について最大の調和が図られるような意味に依拠することによって、解決される²。

C. 国際人権規範が無国籍削減条約に及ぼす影響

8. 無国籍削減条約の規定は、国際法、特に国際人権法の発展の観点から理解し、解釈されなければならない。関連の文書としては、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する1965年の国際条約(「人種差別撤廃条約」)、市民的及び政治的権利に関する1966年の国際規約(「自由権規約」)、女子に対するあらゆる形態の差別に関する1979年の条約(「女子差別撤廃条約」)、1989年の児童の権利条約、障害者の権利に関する2006年の条約などがある。1969年の米州人権条約(「米州条約」)、児童の権利及び福祉に関する1990年のアフリカ憲章(「アフリカ児童憲章」)、1997年の欧州国籍条約、2004年のアラブ人権憲章、イスラームにおける児童の権利に関する2005年の規約、国家承継に関連する無国籍の防止に関する2006年の欧州評議会条約などの地域人権文書も、関連性を有する。

¹ 条約法に関するウィーン条約 (UNTS 1155, 331) 第 31 条参照。

² 条約法に関するウィーン条約 (UNTS 1155, 331) 第 33 条参照。

「児童の最善の利益」原則が無国籍削減条約に及ぼす影響

- 9. 児童の無国籍の防止に関する無国籍削減条約上の義務の範囲を決定する上で何よりも重要なのは、児童の権利条約である。国連加盟国は(2 か国を除いて)すべて同条約の締約国となっている。無国籍削減条約の締約国はすべて、児童の権利条約の締約国でもある。従って、無国籍削減条約第1条ないし第4条は児童の権利条約の規定の観点から解釈されなければならない³。
- 10. 児童の権利条約の幾つかの規定は、無国籍削減条約第1条ないし第4条を解釈する際の重要な手段である。児童の権利条約第7条は、すべての児童が国籍を取得する権利を有すると定める。児童の権利条約の起草者は、この権利と無国籍削減条約との間に明確な関連性を見出していたので、児童の権利条約第7条第2項で、「締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する」と規定した。児童の権利条約第8条は、すべての児童が自己の国籍を含む身元関係事項(identity)を保持する権利があることを定める。同条約第2条は、第7条及び第8条を含め、条約に掲げられたすべての実体的権利に適用される一般的な差別禁止条項である。そこでは、児童の親又は法定保護者の地位を理由とする差別からの保護が明示的に定められている。同条約第3条も一般的原則を定めた条項であり、やはり第7条及び第8条との関連でも適用される。そこでは、児童に関わる、国籍の分野における措置を含むすべての措置は、児童の最善の利益を第一次的に考慮してとられなければならないことが要求されている。
- 11. 児童の権利条約第3条及び第7条から導き出される解釈は、児童の無国籍状態が長期に及んではならないことである。児童は、出生時に、又は出生後可能な限り早期に、国籍を取得しなければならない。同条約によって国家に課される義務は、児童の出生地国のみならず、親子関係又は居住の事実等を通じて児童が関連の結合を有するすべての国に課せられたものである。国家承継との関係では、被承継国及び承継国も義務を負う場合がある。

³ 条約法に関するウィーン条約 (UNTS 1155, 331) 第31条第3項c参照。

⁴ 児童の権利条約第3条第1項の規定は次の通り。「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」

12. 児童の権利条約の締約国であって米州条約又はアフリカ児童憲章の締約国でも ある国は、自国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍と なる者に対し、出生時に当然に国籍を付与する明確な義務を負っている⁵。

ジェンダー平等規範が無国籍削減条約に及ぼす影響

- 13. 自由権規約及び女子差別撤廃条約に掲げられたジェンダー平等の原則は、無国籍削減条約を解釈する際にも考慮されなければならない。特に女子差別撤廃条約第9条第2項は、女性は子に対して国籍の継受させることに関して男性と平等な権利を享受するものとすると定めている。
- 14. 自由権規約(1966 年)及び女子差別撤廃条約(1979 年)の採択前の無国籍削減 条約が採択された当時には、多くの国の国籍法は、ジェンダーを理由とする差 別をしていた。無国籍削減条約は、国籍法の規定によって国籍を受け継がせる 女性の権利が制限されることにより、児童が国籍を異にする両親から生まれた 場合、婚内子か婚外子かを問わず、法の抵触によって無国籍が生じる可能性の あることを認めている。そこで無国籍削減条約第1条第3項は、国家に対し、 国籍を付与しなければ無国籍となる児童であって、国民を母として自国の領域 内で出生した児童に対して国籍を付与するよう求める保障措置を設定した。こ のような児童は、出生後直ちに、法の作用によって出生地国の国籍を取得でき なければならない。
- 15. 今日では、無国籍削減条約のほぼすべての締約国が、自由権規約及び女性差別 撤廃条約で定められた通り、国籍法にジェンダー平等を導入している。しかし、 無国籍削減条約第1条第3項に掲げられた保障措置は、子に国籍を受け継がせ る能力に関して女性がいまなお男子よりも不利に扱われている国では、依然と して重要性を有するものである。無国籍削減条約第1条第3項では母による国籍の継受しか扱われていないものの、自由権規約及び女子差別撤廃条約並びに 他の人権条約に掲げられた平等の原則の観点から、国民を父として締約国の領域内で出生した児童も、国籍を付与されなければ無国籍となる場合には、法の 作用により出生時に直ちに、当該出生地国の国籍を取得できなければならない6。

⁵ 米州条約第20条第2項は、「すべての者は、他のいかなる国籍も持つ権利を有しないときは、出生地国の国籍を持つ権利を有する」と定める。アフリカ児童憲章第6条第4項は、「この憲章の締約国は、児童がその出生の時点で他のいかなる国によっても法律に従って国籍を付与されないときは出生地国の国籍を取得するという原則が、自国の憲法において承認されることを確保することに同意する」と定める。

⁶ このことは、子が婚外子である場合に男性による国籍の継受を認めていない国について当てはまる。 *Genovese v. Malta* 事件 (申請 No. 53124/09) における欧州人権裁判所決定 (2011 年 10 月 11 日) も参照。

II. 無国籍削減条約上、「国籍を付与しなければ無国籍となる者」 というのはどのような場合か

a) 無国籍削減条約上の「無国籍」の定義

- 16. 無国籍削減条約第1条及び第4条は、各国に対し、国籍を付与しなければ無国籍となる者に対して自国の国籍を付与するよう求めている。しかし、無国籍削減条約は「無国籍」の定義を置いていない。むしろ、無国籍者の地位に関する1954年の条約(「無国籍者地位条約」)第1条第1項において「無国籍者」の国際的定義が定められており、そこでは「無国籍者」は「いずれの国家によっても、その法の運用において国民と認められない者」とされる⁷。この定義は、国際法委員会によればすでに国際慣習法の一部である。この定義は、無国籍削減条約にいう「国籍を付与しなければ無国籍となる」という文言の適用範囲を決定する際にも関連する⁸。
- 17. 無国籍者地位条約第1条第2項に掲げられた除外条項⁹により、同条約に基づく 国の義務の適用範囲は限定されている。ただし、これらの除外条項は、無国籍 削減条約が特定の個人に適用されるか否かの判断には無関係である¹⁰。無国籍削 減条約は、無国籍から保護するのにふさわしくない又はその必要がないと考え られる特定カテゴリーの者を除外するのではなく、異なるアプローチを採用し ている。同条約は、締約国が、例外を適用しない限り国籍を付与する義務を負

無国籍者地位条約第1条第1項の解釈についてさらに詳しくは、UNHCR「無国籍者の地位に関する1954年の条約第1条第1項における『無国籍者』の定義に関するガイドライン (Guidelines on the Definition of "Stateless Person" in Article 1 (1) of the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons)」(以下「定義ガイドライン」) https://www.refworld.org/docid/4f4371b82.html 及び UNHCR「無国籍者の認定手続きに関するガイドライン (Guidelines on Procedures for Determining whether a Person is Stateless)」(以下「手続きガイドライン」) https://www.refworld.org/docid/4f7dafb52.html 参照。(日本語訳注:この2つのガイドラインは UNHCR「1954年の無国籍者の地位に関する条約下における無国籍者の保護に関するハンドブック」(2014年)(以下「無国籍者保護ハンドブック) に統合されているため、以下で言及される段落番号はハンドブックにおける段落番号と必ずしも一致しない。)

⁸ International Law Commission, Articles on Diplomatic Protection with commentaries, 2006, 49, https://www.refworld.org/docid/525e7929d.html 参照。

⁹ 無国籍者地位条約第1条第2項は、以下の者については条約を適用しない旨、定めている。

⁽i) 国際連合難民高等弁務官以外の国際連合諸機関から現に保護又は援助を受けている者。ただし、 その者が当該保護又は援助を受けている期間中に限る。

⁽ii) 居住している国の有権的当局によって、当該国の国籍の保持に伴う権利及び義務を有していると 認定されている者。

⁽iii) 次のいずれかに該当すると考えられる重大な理由がある者。

⁽a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪又は人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行なったこと。

⁽b) 在留国に入国することが許可される前に在留国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く)を行なったこと。

⁽c) 国際連合の目的及び原則に反する犯罪行為を行なったこと。

¹⁰ 無国籍者地位条約の締約国の一部が行った、属人的適用範囲に関する留保についても同様である。

う者について、網羅的に列挙された幾つかの例外を適用することを認めているのである 11 。

b) 児童の置かれている境遇を中心に

18. 「その国籍を付与しなければ無国籍となる」という文言は、締約国が、領域における出生又は自国の国民を親とする出生を通じて自国と何らかのつながりを有する児童に対して自国の国籍を付与しない限り、その児童が無国籍となることを意味する。国籍を付与しなければ児童が無国籍となるか否かを判断するためには、その児童が、親(血統主義)又は出生地国(生地主義)のいずれかを通じて他国の国籍を取得したか否かについて判断しなければならない。児童は、両親が無国籍であって、領域における出生を根拠として国籍を付与しない国で出生した場合、常に無国籍となる。ただし、児童が生地主義を採用していない国で出生し、親の一方又は両方がいずれかの国の国籍を保持している場合であっても、いずれの親も子に国籍を受け継がせることができないときは、やはり児童は無国籍となる可能性がある。判断基準は、児童が親の国籍又は出生地国の国籍のいずれも取得できないために無国籍となるか否かであって、児童の親が無国籍であるか否かを調査するのではない。無国籍削減条約第1条の適用を親が無国籍である児童に限定することは、児童がさまざまな経緯により無国籍となる方法の相違という観点から不十分であり、規定の文言に反するものである。

c) 外国のいかなる国籍も保持していないことの認定

- 19. 締約国は、その国の当局がある者を国民として認めようとしない場合、その者が当該国の国民ではないことを受け入れなければならない。国は、その者が国民ではないと明示的に述べるか、ある者が国民であるか否かの照会に回答しないかのいずれの手段によりある者を国民と認めることを拒否することがあろう¹²。無国籍削減条約の締約国は、外国の国籍法に関するその国の解釈が当該外国によって適用されている解釈と抵触する場合に、その独自の解釈に依拠して、国籍を付与しなければ無国籍となる者に国籍を付与する第1条及び第4条による義務を回避することはできない。
- 20. ほとんどの法体系においては、申請者が自己の主張内容を具体的に明らかにする第一次的責任を負う。ある者がいずれかの国の国籍を取得しているか否かを 判断する際にはしばしば困難を生じることから、国籍を付与しなければある者 が無国籍となるか否かについての証拠の入手及び事実の認定に関する証拠提出

¹¹ これらの条件については後掲36-48段落で扱う。

¹² さらに詳しくは手続きガイドラインの第16段落・第34段落参照。

責任(burden of proof)*は、申請者及び締約国当局の双方が共に負わなければならない。申請者及びその親/法定代理人には、協力する責任並びに自己が合理的に入手可能なすべての書類及び情報を提供する責任があり、他方、関連当局は、合理的に入手可能なすべての証拠を入手し、提示することが要求される。

21. 国籍を付与しなければ児童が無国籍となるか否かの証拠評価に関する普遍的な基準はない。児童がいずれかの国の国籍を有していると誤って認定されれば、その児童は無国籍のままになってしまう。従って、審査官は、児童の権利条約第3条及び第7条を考慮に入れ、適切な立証基準を採用しなければならない。例えば、関係国の国籍を取得しなければある個人が無国籍になってしまうことが「合理的な程度」に証明されればよいとする基準が考えられる。それよりも高い立証基準を要求することは、無国籍削減条約の趣旨及び目的を損なうことになろう。自己の国籍に関する基礎的事実関係を伝える上で児童とりわけ保護・養育者のいない児童が直面する深刻な課題に対応するための、手続き上の特別な考慮事項が尊重されなければならない¹³。関連するすべての証拠について評価を行う必要があり、これには、申請者及び/又はその親若しくは保護者の陳述、関係国(すなわち親の国籍国)の法令、国籍法の適用の実際に関する情報、申請者の出生証明書、親の身分証明書類、他国の外交駐在部の回答、並びに、第三者証人及び専門家の陳述を含む口頭の証言などがある。

d) 児童を「国籍未確定」と分類すること

22. 国によっては児童が「国籍未確定」(undetermined nationality)¹⁴と事実認定されることがある。このような場合、国は、児童の国籍未確定者としての地位が長引くことのないよう、国籍を付与しなければ児童が無国籍となるか否かについて可能な限り早期に判断しなければならない。無国籍削減条約第1条及び第4条の適用上、このような期間は5年を超えることのないようにするのが適切で

^{*} 日本語訳注: 原文は burden of proof であるが、文中最後の「~双方が共に負わなければならない」という文言等からして、この文脈では、証拠を収集し提出する責任が誰にあるかに言及すると思わる。訴訟において一定の事実の存否が確定されない場合に、それにより不利益を負うのはいずれの当事者かという意味合いで日本法において通常使用される「証明(立証)責任」「挙証責任」を指すという誤解を避けるため、ここでは「証明責任」という訳語を使用していない。

¹³ さらに詳しくは手続きガイドラインの66段落参照。そこでは、「〔無国籍であると主張する〕児童の申請者のための追加的な手続き上・証拠規則上の保障措置には、その申請を優先的に処理すること、適切な訓練を受けた代理人弁護士、面接官及び通訳者を用意すること、並びに、国がより重い立証の責任を負うと推定することなどが含まれる」と指摘されている。

¹⁴ この用語は、ここでは、国籍が「不明」("unknown")「未確定」("undetermined") 又は「調査中」("under investigation") として分類される状態の包括的表現として用いている。この用語は、国がある者を「無国籍」者に分類するのではなく、国内法に基づく特定の文言を使用する場合にもあてはまる。

ある¹⁵。このような児童は、国籍未確定の指定を受けている間も、国民である児童と平等な条件で保健及び教育などの人権を享受できなければならない。

23. 締約国が、その国籍を付与しなければ無国籍となる児童に対して出生時に当然 に国籍を付与することを選択している場合、国籍未確定の児童は、他の国籍を 保持していることが証明されない限り、かつそのことが証明されるまで、生地 国の国籍を保持しているものとして扱われる。

e) 登録により親の国籍を取得する可能性

- 24. 国籍を付与しなければ無国籍となる児童に国籍を付与する責任は、児童がある 国の領域で出生して無国籍となっているものの、親の国籍国への登録、又は選 択権の宣言若しくは行使のような同様の手続きによって国籍を取得できる場合 は、履行を要求されない¹⁶。
- 25. このような状況にある児童に締約国が国籍を付与しないことが容認されるのは、その児童が出生後直ちに親の国籍を取得でき、かつ、親の国籍国に国籍の付与を拒否するいかなる裁量権もない場合のみである。このような場合に国籍を付与しない国は、親が国籍国の当局に対する関連の手続きを開始するに際し、援助を与えるよう推奨される。
- 26. さらに、児童の親が自己の国籍国に児童を登録できない場合又は登録しない相当の理由(good reasons)がある場合には、国は国籍を付与しなければならない。これについては、申請者が国籍取得のための行動をとることを、その特定のケースの事情を踏まえて合理的に期待することが可能かどうかによって判断する必要がある¹⁷。

^{15 5}年の期間は、国が申請手続きを設けている場合に無国籍削減条約第1条第2項(b)に基づいて要件とすることができる在留期間の上限である。後掲 40 段落参照。

¹⁶ この問題は無国籍削減条約の起草中に取り上げられた。スイス代表は、「このような児童の父親は児童を意図的に無国籍にすることがしばしばあり、……このような手続を我が国は容認できない」と述べている。将来の無国籍の撤廃又は削減に関する国際連合会議第9回全体会合議事要録(Summary Record of the 9th Plenary Meeting of the United Nations Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, A/CONF.9/SR.9(15-4-1959))の2頁参照。

¹⁷ このことは、例えば、(両) 親が難民であるために児童を登録することが合理的に期待できない場合などに妥当する。

f) 児童の難民が置かれた特別な立場

- 27. 児童の中には、難民¹⁸ であって自らも無国籍である親から生まれる者、又は国外で出生した児童への国籍の継受が制限されているために親の国籍を取得できない者もいる。また登録その他の手続きを通じて親の国籍を取得できるような場合では、難民であることそのものの性質のために、国籍取得が不可能となるであろう。難民である親は出身国の領事当局に接触できないからである。このように、国籍を付与しなければ難民から生まれた児童が無国籍となる場合には、第1条の保障措置が適用される。出生地国である締約国がどちらのアプローチを採用しているかにより、このような児童は、当該国の国籍を出生時に当然に取得するか、その後、申請手続きを経て当該国の国籍を取得することになる。
- 28. 親が難民である児童が出生時に親の国籍を当然に取得する場合、状況は異なる。このような児童は事実上の無国籍者¹⁹ と考えられることが多い。無国籍削減条約最終文書には、事実上の無国籍者は可能な限り無国籍者として扱われるべきである旨の、拘束力を有さない勧告が掲げられている。従って各国は、無国籍削減条約第1条第1項で想定されている方法で出生地国の国籍を取得できるようにするよう、奨励されるところである。ただし、親が難民である児童が出生時に親の出身国の国籍を取得している場合、受入国が無国籍削減条約第1条第1項に基づいて国籍を当然に付与するよう定めることは、特にいずれか一方又は両方の国で二重国籍が認められていないときは、望ましくない。むしろ、締約国は、児童の難民及びその親が将来の恒久的解決(例えば出身国への自主帰還)に関して何らかの計画をもつのであればそれも考慮しながら、このような児童が出生地国の国籍を取得するか否かについて自ら決定できるようにすることが望ましい。

¹⁸ 補完的保護を受ける資格がある者についても同様である。例えば、「国際保護の受益者としての第三国 国民又は無国籍者の資格、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者の統一的地位及び与えられ る保護の内容についての基準に関する、2011 年 12 月 13 日の理事会指令 2011/95/EU (Council Directive 2011/95/EU of 13 December 2011 on Standards for the Qualification of Third-Country Nationals or Stateless Persons as Beneficiaries of International Protection, for a Uniform Status for Refugees or for Persons Eligible for Subsidiary Protection, and for the Content of the Protection Granted)」(2013 年 12 月 21 日に発効し、2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC に代わるもの) で定められた、欧州連合の補足的保護制度の対象となる者がこれに該当する。

¹⁹ この用語については、「国際法上の無国籍者概念に関する専門家会合(総括的結論)(Expert Meeting on the Concept of Stateless Persons under International Law (Summary Conclusions))」(2010年)に関連する、手続きガイドラインの第8段落参照(日本語訳注:「無国籍者保護ハンドブック」【2014年】第7段落)

III. 締約国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ 無国籍となる者に対する国籍の付与(無国籍削減条約第1条第 1項~第1条第2項)

a) 第1条と第4条の関係

- 29. 無国籍削減条約並びに関連の国際的及び地域的人権規範は、国家による国籍の付与又は取消しの際に従わなければ<u>ならない</u>基本的規則を定めてはいない。特に、無国籍削減条約は、各国に対し、自国の領域で出生したすべての児童に国籍を付与しなければならないとする純粋な生地主義 (jus soli)²⁰ 制度を採ることを要求していない。同様に、同条約は、血統主義 (jus sanguinis) 又は血統による市民権取得の原則の採用も要求していない。
- 30. そうではなく、無国籍削減条約は、国籍を付与しなければある者が無国籍となる場合に、無国籍を防止するために児童の出生地国である締約国が国籍を付与することを要求している(第1条)。児童が締約国の国民を親として非締約国の領域で出生した場合に補足的義務が生じ、国籍を付与しなければ児童が無国籍となるときは、親の国籍国が国籍を付与しなければならない(第4条)。このように、無国籍削減条約は、生地主義及び血統主義の両方に依拠するアプローチをとることによって、国籍法の抵触に対処している。
- 31. 領域で出生したすべての児童に国籍を付与する国の場合、その国籍法は条約第1条に常に合致していることになろう。別の言い方をすれば、限定のない生地主義が制度化されている場合、その国で出生した児童について条約第1条は無関係である。同様に、自国の国民を親として国外で出生したすべての児童に血統により国籍を付与する国も、条約第1条第4項及び第4条を常に遵守していることになろう(後掲49-52段落で詳しく論じる)。生地主義による国籍の継受に居住要件等の何らかの制限が課される場合、第1条第2項に基づく評価が必要になる(後掲36段落参照)。血統主義による国籍の継受の制限についても、第4条第2項で認められた要件との関係で同様の評価が必要となる。

²⁰ jus soli とは直訳すれば「出生地による権利 (right of the soil)」を意味する。この場合、人は出生地国の国籍を取得する。

b) 無国籍削減条約上の義務に合致する国籍付与の選択肢

- 32. 無国籍削減条約第1条は、締約国に対し、自国の領域で出生した児童であって 国籍を付与しなければ無国籍となる者への国籍の付与について、二者択一の選 択肢を与えている。各国は、第1条第1項(a)に従って出生による国籍の当然 取得を規定してもよいし、第1条第1項(b)に従って申請に基づく国籍の取得 を規定してもよい²¹。無国籍削減条約第1条第1項(b)では、第1条第1項(b) に従って申請に基づく国籍の付与を選択した締約国が、自国の領域で出生した 国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、国内法が定める年齢で当然に国 籍を付与することも認められている。
- 33. 締約国は、同国への定着の度合いによって異なる取得様式を設けることにより、 国籍取得に関する上記の選択肢を組み合わせて適用することもできる。例えば、 自国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍となる者について、その親が永住者又は合法的在留者である場合には国籍を自動的に取得する旨を規定する一方、親が合法的在留者でない場合には申請手続きを求めるという方法が考えられよう。ただし、異なる集団の待遇の区別は、正当な目的にかなっていなければならず、差別的事由に基づくものであってはならず、また合理的でかつ比例性を有するものでなければならない。

c) 出生時又は出生後可能な限り早い段階での国籍取得

- 34. 無国籍削減条約第1条第1項及び第1条第2項に掲げられた無国籍の防止のための規則は、国籍を取得するすべての児童の権利を承認したその後の人権条約を踏まえて理解されなければならない。具体的には、国籍を取得するすべての児童の権利(児童の権利条約第7条)及び児童の最善の利益の原則(同第3条)を無国籍削減条約第1条とあわせて理解する場合、国は、自国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、(i)出生時に自動的に、又は(ii)出生後ほどなくして申請に基づき、国籍を付与することが要求される。従って、無国籍削減条約第1条第2項に基づいて認められている申請条件を国が課す場合にも、これによって、児童がかなりの(considerable)期間無国籍のままとなる効果がもたらされてはならない。
- 35. 多くの国に対し、より厳格な基準を課す地域条約もある。米州条約第20条及びアフリカ児童憲章第6条では、児童は、出生地国の国籍を取得しなければ無国籍となる場合には当該国籍を出生時に当然に取得すると定めている²²。

²¹ 無国籍削減条約第4条でとられている同様のアプローチと比較されたい。さらに詳しくは後掲51段落参照。

²² 前掲 12 段落参照。

d) 申請に基づく国籍取得に関して許容される条件(無国籍削減条約第1条第2項)

- 36. 締約国が、無国籍削減条約第1条第1項(6)に従って申請に基づく国籍の付与を選択する場合、4つの条件のうち一つ又は複数が満たされることを条件とすることを認めている。許容される条件は、無国籍削減条約第1条第2項に網羅的に列挙されている。これらの条件は次の通りである。
 - ・成年に達した直後から定められた期間内に申請を提出すべきこと(第1条第2項[a])。
 - 定められた期間(ただし、申請直前の 5 年を超えず、かつ通算して 10 年を超えない 期間)、締約国に常居所を有していたこと(第 1 条同項 [b])。
 - •犯罪歴に関する制限(第1条同項[c])。
 - ・当該個人が常に無国籍であったこと (第1条同項[d])。

これ以外のいかなる条件を課すことも、無国籍削減条約の文言に違反することになろう²³。

37. "shall" という義務的文言の使用(「国籍は……付与されるものとする」)は、締約国が、自国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、第1条第2項に掲げられ、かつ申請手続きに編入された条件が満たされる場合には、国籍を付与しなければならないことを示している。課すことのできる要件が網羅的に列挙されているということは、国は、国籍の付与に関して、条約に規定された以外の条件を設けられないということである 24 。従って、関係する児童の親が自国における特定の在留資格を有していることを要件とするのは、第1条第2項に合致しない 25 。同様に、国籍を付与しなければ無国籍となる児童について裁量的な帰化手続きを定めることも、無国籍削減条約上は認められない。とはいえ、国は、認められている条件のいずれも適用せず、単純に申請の提出により国籍を付与することを選択することもできる。

²³ 同様の網羅的条件は、第1条第4項及び第4条第1項の申請手続きについても、それぞれ第1条第5項 及び第4条第2項で列挙されている。本ガイドラインの付属文書として掲載した、これらの申請却下事 由の比較対照表参照。

²⁴ 第1条第4項及び第4条の申請手続きについても同様である。

²⁵ ここでは、児童の権利条約第2条に掲げられた差別禁止条項の適用範囲が関連してくる。同条第2項は 特に次のように定めている。「締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、 表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべて の適当な措置をとる」(下線引用者)

児童でなくなった後の定められた期間内の申請 (無国籍削減条約、第1条第2項[a])

- 38. 無国籍削減条約第1条第1項(b)に従って申請に基づく国籍の付与を選択した締約国は、国際人権法上の義務²⁶に従い、自国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍となる者の申請を、その児童の出生後可能な限り早期に、かつその児童が児童でなくなるまでに、受理しなければならない²⁷。
- 39. 締約国が、自国の領域で出生した個人であって国籍を付与しなければ無国籍となる者がその後に行う申請の受理期限を定める場合、無国籍削減条約第1条第2項(a)に従って、18歳以前に始まり、かつ21歳以後に終わる期間内に提出された申請は受理しなければならない。この規定は、このような者が申請を行うに際し、成年に達して以降少なくとも3年間の猶予期間を持てるようにしたものである²⁸。

常居所を有していたこと (無国籍削減条約第1条第2項 (b))

40. 国は、自国の領域で出生した個人であって国籍を付与しなければ無国籍となる者について、国籍取得のためには自国の領域において一定の期間「常居所を有していた」ことを要件とする旨、定めることができる。この期間は、申請直前の5年を越えてはならず、また通算して10年を超えてはならない。児童の権利条約に基づいて確立された基準からみれば、これらの期間は長い。申請手続きを適用し、かつ一定の常居期間を要件とする国は、当該期間を可能な限り短くするよう奨励される²⁹。

²⁶ 前掲 34 段落·35 段落参照。

²⁷ 第4条の申請手続きについても同様である。

²⁸ さらに、無国籍削減条約第 1 条第 2 項(a)は、申請しようとする者に対し、申請について親又は保護者の許可を得ることなく申請を行える期間が 1 年以上認められなければならないと定めている。この追加的規則は、ほとんどの国が成年を 21 歳としていた時代には重要であったが、成年が一般的に 18 歳とされるようになった現在ではそれほど重要ではなくなっている。

²⁹ 前掲 11 段落参照。第 1 条第 5 項及び第 4 条第 2 項に基づいて要件とされる場合がある常居所を有していた期間についても同様である。

- 41. 「常居所 (habitual residence)を有していた」という文言は多くの国際文書³⁰で用いられており、安定した事実上の在留として理解されなければならない³¹。これは適法な又は正規の在留が要件であることを意味するものではない。無国籍削減条約は、締約国が、国籍を付与しなければ無国籍となる者による国籍取得の申請について合法的在留を条件とすることを認めていない。
- 42. 「常居所を有していた」かどうかは事実問題であることから、申請者がある国又は他の国のどちらに常居所を有していたかを判断することが、例えば遊動的な生活様式のために困難な場合、その両方の国に常居所を有していたと考えなければならない。
- 43. 国は、常居所を有していたことを申請者が証明する際の客観的基準を定めることができる。ただし、許容される証拠として列挙された種別の証拠に厳格に制限されてはならない。

犯罪歴 (無国籍削減条約第1条第2項[c])

44. 第1条第2項(c)で定められているように、国籍を付与しなければ無国籍となる者について、国の安全に対する罪で有罪判決を受けたことがなく、かつ刑事上の罪により5年以上の自由刑を言い渡されたこともないという条件を課すことは認められているが、これは申請者自身の犯罪歴を指しているのであって、その親による行為を指すものではない。

³⁰ 例えば、この用語はハーグ国際私法会議が作成した諸条約でも用いられており、これらの条約の起草者はこの用語の調和のとれた使用を追求してきた。この用語は難民の地位に関する1951 年条約第 1 条 A 第 2 項でも用いられており、同条約の準備作業文書によれば、これは「〔無国籍である申請者が〕在留していた国であって、当該申請者が迫害を受け、又は帰還すれば迫害を受けるという恐怖を抱いている国」を指す(無国籍者及び関連の諸問題に関する国連特別委員会「無国籍者及び関連の諸問題に関する国連特別委員会(レイクサクセス、ニューヨーク、1950 年 1 月 16 日~2 月 16 日)報告書(Report of the Ad Hoc Committee on Statelessness and Related Problems(Lake Success, New York, 16 January to 16 February 1950))」「訳者注/原文では委員会名・報告書名に混乱が見られるので、原資料にあわせた。」 E/1618; E/AC.35/5 (1950 年 2 月 17 日) 39 頁 http://www.unhcr.org/refworld/docid/40aal5374.html。 UNHCR 『難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引(難民認定基準ハンドブック)(*Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*)』 103 項も参照。国家承継に関連する無国籍の防止に関する 2006 年の欧州評議会条約第 1 条及び同条約の注釈報告書(Explanatory Report)並びに欧州評議会決議(72)1 も参照。

³¹ 無国籍削減条約第 1 条第 5 項及び第 4 条第 2 項で用いられている「常居所を有していた」という用語についても同様である。

- 45. ある国の領域に不正規にいたことを理由として刑事上の対応をとられた事実は、第1条第2項(c)に基づき国籍を付与しなければ無国籍となる者に国籍を取得する資格を剝奪する根拠として用いられてはならない³²。
- 46. ある犯罪が「国の安全に対する罪」に該当し得るかどうかは、国際基準に照らして判断しなければならず、関係国による位置付けのみを根拠としてはならない³³。同様に、特定の行為の犯罪化は国際人権法で保障された権利(例えば表現、結社及び宗教の自由)に合致する形で行われなければならず、第1条第2項(c)の適用上、これらの権利で保護されている行為を「犯罪」とみなすことはできない³⁴。量刑に関する基準も国際人権法に合致するものでなければならない。

「常に無国籍であった」こと (無国籍削減条約第1条第2項[d])

- 47. 申請手続きを通じた国籍の付与について無国籍削減条約第1条第2項で認められている最後の条件は、国に対し、申請者が「常に無国籍であった」(すなわち出生時から)ことを要件とすることを認めるものである。常に無国籍であったことが国によって明示的要件とされていない場合に、例えば出生時に無国籍であり、ある国の国籍を得たもののこれを喪失し、かつ申請時に無国籍であるときは、その国の領域で出生した者は、当該生地国の国籍取得権を有する35。
- 48. 締約国が、第1条第2項(d)の手続きに従って国籍を取得するために申請者が「常に無国籍であった」ことを要件としている場合、申請者は常に無国籍であったと推定され、国が反証する責任を負う。申請者が、偽造されたもの又は詐取されたものであることが明らか(evidently)な他国の身分証明書類を保持していたとしても、当該申請者が常に無国籍であったという推定は覆されない。

³² 無国籍削減条約第1条第2項[b]に基づき国が課すことができる要件は、申請前に出生地国の領域において一定の期間常居所を有していたこと(合法的に在留していたことではない)のみであることとの関連で、40ないし41段落も参照。不法な在留を犯罪化することによってこの義務を軽減することはできない。

第4条第2項に定められた、これに対応する要件についても同様である。除外の可能性を認めたこの条件は、ほとんどのケースでほぼ関連性を有しない。国籍は、国際人権法上の義務に従い、非常に幼い年齢で(一般的には刑事責任を帰すことのできる前に)取得されるようになっているからである。前掲11段落参照。

³⁴ 同様の検討が行われている例として、国連難民高等弁務官「除外条項の適用に関する背景覚書:難民の 地位に関する 1951 年の条約第 1 条 F(Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees)」(2003 年 9 月 4 日) https://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html 参照。

³⁵ このことは、第 1 条第 5 項及び第 4 条第 2 項に基づくいずれかの親の国籍の取得についても同様に当てはまる。

IV. 締約国の国民を親として国外で出生した者であって国籍を付与しなければ無国籍となるであろう者に対する国籍の付与(無国籍削減条約第1条第4項、第1条第5項及び第4条)

49. 無国籍削減条約第1条は、国籍を付与しなければ無国籍となる児童の出生地国である締約国に対し、第一次的責任を課している。同条約は2つの補足的規則も定めている。

他の締約国の国民を親として締約国で出生した児童であって、国籍の申請のための年齢制限を超過した者又は出生地国に常居所を有していたという要件を満たせない者

50. 第1の補足的規則は、無国籍削減条約第1条第4項に掲げられたものであり、国籍を付与しなければ無国籍となる児童が、他の締約国の国民を親として締約国で出生したものの、自動的に出生地国の国籍を取得せず、かつ国籍の申請のための年齢制限を超過した場合又は出生地国に常居所を有していたという要件を満たせない場合に適用される。このようなケースでは、親の国籍国である締約国が、自国民の児童に国籍を付与する責任を負う。このように、自国の国民を親として他の締約国で出生した児童に締約国が国籍を付与しなければならない限定的事情があるときは、国は、当該個人が申請を提出すること、及び、無国籍削減条約第1条第5項に掲げられた一定の基準、無国籍削減条約第1条第2項に掲げられたものと同様の基準36を満たすことを要件とすることができる。

いずれかの締約国の国民を親とし、国籍を付与しなければ無国籍となる児童であって、 締約国ではない国で出生した者

51. 第2の補足的規則が適用されるのは、いずれかの締約国の国民を親とし、国籍を付与しなければ無国籍となる児童が、締約国ではない国で出生した場合である。この規則は無国籍削減条約第4条に掲げられたものであり、親の国籍国である締約国に対し、国外で出生した自国民の児童に自国の国籍を付与するよう求めている。第4条によると、締約国は、国外で出生した自国民の児童に対して出生時に当然に国籍を付与するか、又は第4条第2項に網羅的に列挙された条件に従った申請を要求するかを選択することができる。これらの条件もやはり無国籍削減条約第1条第2項に掲げられたものと同様であり、若干の違いがあるのみである37。

³⁶ ただし、第1条の第2項と第5項には重要な相違がある。付属文書に掲載した申請棄却事由に関する比較対照表参照。

³⁷ 付属文書に掲載した申請棄却事由に関する比較対照表参照。

52. 第1条と同じように、無国籍削減条約第4条は、国際人権法の発展、特に国籍を取得するすべての児童の権利(児童の権利条約第7条)及び児童の最善の利益の原則(同条約第3条)の観点から理解されなければならない。従って、無国籍削減条約の締約国は、国籍を付与しなければ無国籍となる児童は出生時に当然に自国の国籍を取得する旨を規定するか、申請手続きを設けている国については出生後すぐに国籍を付与することが要求される³⁸。

V. 無国籍削減条約第1条及び第4条におけるその他の義務

a) 適切な情報

- 53. 申請手続きを選択した締約国は、国籍を付与しなければ無国籍となる児童の親に対し、国籍取得の可能性、申請の方法及び充足されなければならない条件に関する詳細な情報の提供を義務づけられる。
- 54. 申請方法に関する情報は、締約国の領域で出生し、国籍を付与しなければ無国籍となる児童、又は国籍未確定の児童を持つ当該の個人に対して提供される必要がある。一般的な広報キャンペーンでは十分ではない。

b) 手数料

55. 締約国が、国籍を付与しなければ無国籍となる者に対して申請に基づいて国籍を付与する場合、このような申請は無償で受理することが奨励される³⁹。書類の公証等のような間接的負担が、無国籍削減条約第1条及び第4条に基づく申請の妨げとなってはならない。

c) 出生登録の重要性

56. ほとんどの国の法律で、国籍は、国民のいずれかの血統であること又は国の領域で出生したことを理由に、出生時に当然に取得される。その結果、無国籍削減条約に掲げられた規則は、児童の出生が登録されているか否かに関わらず適用されるものである。とはいえ、出生登録は、血統及び出生地の証明となるものであり、従って無国籍削減条約及び関連の人権規範の適用を支えることになる。児童の権利条約第7条は、すべての児童の出生が登録されることを特に要

³⁸ 前掲 11 段落参照。

³⁹ 無国籍削減条約第1条第2項、第4項及び第5項並びに第4条第2項で認められている要件の網羅的リストでは、手数料の支払は挙げられていない。

求しており、この規定は親の国籍、無国籍かどうか又は在留資格に関わらず適 用される。

d) 国内法における条約上の義務の実施

57. 締約国は、無国籍削減条約第1条ないし第4条に基づく自国の義務の実施手続きを明確にするという方法で国籍関連の規則を制定し、かつ関連する適正手続き上の保障を遺漏なく編入することを奨励される。このことは、憲法又は法体系に従って国際条約の直接適用が可能な国についても当てはまる。

VI. 父母がともに知れない児童(foundling)*

- 58. 無国籍削減条約第2条は、締約国の領域で発見された父母がともに知れない児童(foundling)がその国の国籍を取得することを定めている。同条約では、児童が何歳の時点で父母がともに知れない児童と考えられるかについては定められていない。条約の5つの正文(英語、フランス語、スペイン語、ロシア語及び中国語)それぞれで foundling にあたる単語として使用されている語を見ると、これらの用語の通常の意味に、特にこの規定で対象とされる児童の年齢に関して若干の違いがあることがわかる。国家実行からは、この規定が適用される年齢がさまざまであることが明らかになる。国籍の付与を非常に低年齢の父母がともに知れない児童(12か月以下)に限定している締約国もあるものの、ほとんどの締約国は、より年長の児童の利益となるように、成年に達するまで適用対象とする例も一部含めて、この規則を適用している。
- 59. 締約国が父母がともに知れない児童に対して国籍を付与することの保障は、最低限、親の身元又は自己の出生地に関わる情報を正確に伝達することがまだできない、すべての低年齢児に適用されなければならない。これは、無国籍削減条約の趣旨及び目的から、また国籍を取得するすべての児童の権利からも、導き出される結論である。そうでない解釈は、一部の児童を無国籍のままにしてしまうであろう。

^{*} 日本語訳注:原文の foundling という用語は従来日本語では「棄児」又は「遺棄された児童」と訳されることも多かった(本間浩監修(1987)、『難民に関する国際条約集』(UNHCR 駐日事務所)等)。しかし、無国籍削減条約特に第2条の趣旨及び目的、起草の歴史的経緯、各国国籍法における条約第2条に相当する規定の文言、並びに国際人権法基準等に照らして「父母がともに知れない児童」と訳すこととした。参考文献として、金児真依「『父母がともに知れない子』(foundling)の無国籍の防止」『国際人権』第33号(2022年)等を参照。

- 60. 国が父母がともに知れない児童の国籍取得の年齢制限を定めている場合、決定 の基準となるのは児童が発見された日の年齢であり、当局がその児童のことを 知ったときの年齢ではない。
- 61. 無国籍削減条約第2条に従って父母がともに知れない児童が取得した国籍は、 当該児童が他国の国籍を保持していることが証明された場合以外は喪失されな い⁴⁰。
- 62. 締約国の領域で出生し、法的に認められた親がいない児童(例えば、児童が婚姻外で生まれ、その児童を出産した女性が法的に母として認められない場合)も、父母がともに知れない児童(foundling)として扱われ、出生地国の国籍を直ちに取得するものとされなければならない⁴¹。

⁴⁰ 欧州国籍条約第7条第1項 (f) と比較されたい。児童の親又は出生地が後から判明し、かつ、児童が親 (の一方) から国籍を継受し、又は出生地に基づく国籍を取得したときは、父母がともに知れない児童についての規定に従って取得された国籍は喪失されることがある。ただし、欧州国籍条約第7条第3項に従い、親に関する情報が判明したことだけで無国籍を生じさせてはならないとされる。

⁴¹ 家族関係を確立するためには母が婚外子を認知しなければならないという要件を維持している法体系についても同様である。

VII. 船舶又は航空機内で出生した児童に対する保障措置の適用

- 63. 無国籍削減条約第3条は、特に第1条、第2条及び第4条との関係における、無国籍削減条約の諸規定の適用範囲を明らかにするものである。同条は、締約国を旗国とする船舶又は締約国に登録された航空機内で出生した児童は当該国の領域で出生したとみなすことを定めている。「船舶」で出生した児童に対しても締約国の領域を拡張する1961年第3条の規定は、当該船舶が公海上の輸送のためのものであるか否かに関わらず、締約国に登録されたすべての船を指していると解釈されなければならない。従って、実際には2国間の人の輸送に使用されている小型船も、同条にいう「船舶」に該当し得る。国際湖沼及び国際河川で使用される船も「船舶」に該当する。ただし、すべてのケースにおける必須要件は、当該「船舶」が締約国に登録されていることである42。
- 64. 第3条で用いられている文言の通常の意味から、その国の旗を掲げる船舶及び その国に登録された航空機にまで締約国の領域を拡張する規定は、船舶が他国 の領海若しくは港にある場合、又は航空機が他国の空港にある場合にも適用さ れる。

⁴² 国連海洋法条約第91条は、「いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める」と規定している。この義務は公海を航行する船に関係するものであるが、多くの国では、(国際)河川・湖沼における輸送のための船舶の登録に関する規則も設けられている。

VIII. 経過規定

- 65. 無国籍削減条約第12条は、国が、自国の領域で出生した児童であって国籍を付与しなければ無国籍となる者に対して当然に国籍を付与することを選択する場合、この義務は、当該国について無国籍削減条約が効力を生じた後に当該国の領域で出生した児童にのみ適用されることを定めている。
- 66. 他方、締約国が、第1条第1項及び第2項の規定に従い、国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、申請に基づいて国籍を付与することを選択する場合、関連規則は、当該国について条約が効力を生ずる以前に出生した児童にも適用される。第1条第4項及び第5項並びに第4条で想定されている申請手続きについても同様である。この経過規則は、第1条及び第4条に基づく申請による国籍取得について国が条件を課すことにより、自国が条約に拘束されるようになってから長年が経過するまで、これらの規定の対象となる者に対して国籍を付与しようとしない状態を回避することを目的としている43。このような国においては、条約の発効以前に出生した者も条約の利益を享受できる。その結果、国が2012年1月1日に無国籍削減条約に加入したとして、当該国が第1条及び第4条に基づいて法律の実施による国籍取得を選択した場合、この規則は、その国について条約が効力を生じた日以後に出生した児童にしか適用されない。しかし、当該国が申請手続きを選択した場合、第12条により、その国について条約が効力を生じた以前に出生した無国籍者による申請の受理も認めることが要求される。
- 67. 当然の国籍取得を選択した国は、経過措置として、条約の発効以前に出生した 無国籍の児童を対象とする申請手続きを設けるよう奨励されている。

⁴³ 将来の無国籍の撤廃又は削減に関する国際連合会議 (ジュネーブ (1959年) 及びニューヨーク (1961年)) 第 6 回全体委員会会合議事要録 (United Nations Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Geneva, 1959 and New York, 1961. Summary Record of the 6th Meeting of Committee of the Whole, A/CONF.9/C.1/SR.6 (6-41959)) の 2 頁及び第 13 回全体委員会会合議事要録 (Summary Record of the 13th Meeting of Committee of the Whole (A/CONF.9/C.1/SR.13 (10-4-1959)) の 9 頁参照。

付属文書

特に国籍取得申請について課すことが認められている条件に関する、 無国籍削減条約第1条及び第4条の規定の概観的比較 (太字は各規定で認められている条件の相違)

第1条第2項	第1条第4項及び第5項	第4条第2項
義務を負う国:国籍を付与しなければ無国籍となる児童の 出生地国である締約国	義務を負う国: 児童の親が国 民である締約国	義務を負う国: 児童の親が国 民である締約国
児童が当該締約国の領域で出 生した場合	児童が他の締約国の領域で出 生し、その国の国籍を取得し ていない場合	児童が、締約国ではない他の 国で出生した場合
締約国で出生した児童が、国籍を付与しなければ無国籍となる(かつ親の国籍を取得していない)限り、国籍に関わる親の地位は無関係	児童の親が、児童の出生地国 ではない締約国の国民である 場合	児童の親が締約国の国民であ る場合
a) 18 歳以前に始まり、かつ 21 歳以後に終わる期間内に提 出された申請(この期間には、 申請者が法律上の許可を得ず に申請を行なえる期間が1年 以上含まれなければならない)	a) 申請者が 一定の年齢(23 歳以上)に達する前 に提出さ れた申請	a) 申請者が一定の年齢 (23 歳以上) に達する前に提出さ れた申請
b) 申請直前の5年を超えず、かつ通算して10年を超えない一定の期間、常居所を有していたこと	b) 申請直前の一定の期間 (3 年以下)、常居所を有していた こと	b) 申請直前の一定の期間 (3 年以下)、常居所を有していた こと
c) 国の安全に対する罪で刑を 言い渡されたことがなく、又 は刑事上の罪により5年以上 の自由刑を言い渡されたこと がないこと	注:犯罪歴を理由に出生地国 における申請が退けられた場 合、第 1 条第 4 項は適用され ない	c) 国の安全に対する罪で刑を 言い渡されたことがないこと
d) 申請者が常に無国籍であっ たこと	c) 申請者が常に無国籍であっ たこと	d) 申請者が常に無国籍であったこと

無国籍に関するガイドライン第5号: 無国籍の削減に関する1961年の 条約第5条ないし第9条に基づく 国籍の喪失及び剝奪

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) 2020 年 5 月

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、その任務として委ねられた、無国籍に対応する責任に従って本ガイドラインを発行する。これらの責任は当初、UNHCR事務所規程第6条A(II)及び難民の地位に関する1951年の条約第1条(A)(2)に定められた難民である無国籍者に限定されていた。無国籍の削減に関する1961年の条約第11条及び第20条で予見されている職務を遂行するため、1974年の国連総会決議3274(XXIX)及び1976年の同31/36によりUNHCRの任務は拡大され、同条約に定められた者についても対象とすることとされた。UNHCRは、UNHCR執行委員会結論第78号によって無国籍者全般についての責任を委ねられ、同結論は1995年の国連総会決議50/152によって支持された。国連総会はその後、2006年の決議61/137において、UNHCRが責任を負うべき4つの広範な分野(無国籍の特定、防止及び削減並びに無国籍者の保護)について定めた執行委員会結論第106号を支持するに至った。

本ガイドラインは、2013年10月31日~11月1日にチュニジアのチュニスで開催された「1961年無国籍条約の解釈と国籍の喪失及び剝奪から生ずる無国籍の回避に関する専門家会合」の総括的結論(「チュニス結論」)と、2018年12月5~6日にスイスのジュネーブで開催された「国籍の喪失に関わる進展に関する専門家会合」の総括的結論を基礎としている。本ガイドラインは、各国政府、NGO、法律実務家、審査官及び司法機関、並びに、無国籍への対応に従事する UNHCR 職員及びその他の国連機関を対象として、解釈上の法的指針を示すことを企図したものである。

I. はじめに

A. 概観

- 1. 無国籍の削減に関する1961年の条約(「無国籍削減条約」)の趣旨及び目的は、 無国籍の防止及び削減を図ることにより、国籍に対するすべての個人の基本的 権利の確保を促進することである¹。このような趣旨に則り、無国籍削減条約は、 無国籍の発生を最小限に抑えることを目的とした、国籍の取得、放棄、喪失及 び剝奪に関する規則を定めている。
- 2. 本ガイドラインでは、締約国の国籍の喪失及び剝奪の許容性に関する基準を掲げた、無国籍削減条約第5条ないし第9条に焦点を当てる。無国籍削減条約第5条ないし第7条は国籍の喪失に関するものであり、第8条は国籍の剝奪に関するものである。第9条は、特定の差別的理由に基づく国籍の剝奪を無条件に禁じている。締約国が無国籍削減条約第5条ないし第9条に留保を付すことは認められていない²。
- 3. すべての国が無国籍削減条約を締結しているわけではないが、すべての国は、 国籍の喪失及び剝奪に関して、国籍の恣意的剝奪の禁止に従う義務を負っている³。また、本ガイドラインのⅢで論ずるように、すべての国が、一定の範囲で関連する国際人権法上の義務も負っている。
- 4. 本ガイドラインは主として、国、UNHCR、その他の主体による無国籍削減条約第5ないし9条の解釈及び適用を援助することを企図したものである。

¹ 国籍に対する基本的権利は、世界人権宣言第 15 条を含む多数の国際人権文書に掲げられている。後掲 第 86-90 段落参照。

² 無国籍の削減に関する条約 (無国籍削減条約) (989 UNTS 175) 第17条:「いずれの国も、署名、批准 又は加入の時に、第11条、第14条又は第15条に関して留保することができる。この条約に対する他 のいかなる留保も認められない」。

³ 本ガイドラインのⅢで概観するように、国籍の剝奪は、法律によって定められておらず、正当な目的の 達成に比例する最も侵害度の少ない手段ではなく、かつ/又は適正手続きを経ずに行われた場合、恣意 的とされる。

B. 無国籍削減条約の解釈に関わる一般的考慮事項

- 5. 無国籍削減条約第5条ないし第9条は、文脈によりかつ無国籍削減条約の趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈されなければならない⁴。解釈及び適用の問題に関連する場合、無国籍削減条約の準備作業(travaux preparatoires)すなわち起草過程、及び、無国籍削減条約上の義務を補完し又はこれに対応する義務を掲げた他の条約も参照する。本ガイドラインでは、無国籍削減条約の解釈に関連する国際慣習法の進展についても述べる。
- 6. 無国籍削減条約の規定で用いられている文言の解釈との関連では、無国籍削減条約が5つの国連公用語(中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語)で起草され、かつ5つの言語による条約文がいずれもひとしく正文であることを認識しておくことが重要である。異なる言語による条約文の間で若干の意味の相違があるが、このような相違は、条約解釈に関する規則の適用を通じて(特に、条約の趣旨及び目的を考慮した上で、すべての条約文について最大の調和が図られる意味に依拠することによって)解決される5。
- 7. 無国籍削減条約の規定は、自国が当事国である他の条約に基づいて締約国が負っている追加的義務⁶ 及び国際慣習法上の義務に照らして理解・解釈されなければならない。これには、国籍に対する基本的権利及び国籍の恣意的剝奪の禁止に関する発展並びに国際人権法一般におけるその後の発展が含まれる。これらの問題については後掲Ⅲで取り上げる。
- 8. 無国籍者の地位に関する 1954 年の条約(「無国籍者地位条約」)第 1 条第 1 項に基づき、無国籍者という用語は「いずれの国によってもその法の運用において、国民と認められていない者」を意味する。国連国際法委員会は、この定義は国際慣習法の一部をなすと結論づけている⁷。従って、無国籍削減条約及び本ガイドラインで「無国籍」の用語が用いられている場合には常に、無国籍者地位条約第 1 条第 1 項に従った定義が妥当な定義となる。

⁴ ウィーン条約法条約(1155 UNTS 331) 第 31 条。

⁵ 同上。

⁶ 無国籍削減条約第13条:「この条約は、現在若しくは将来効力を有する締約国の法、又は現在若しくは 将来効力を有する二若しくはそれ以上の締約国間の他の条約又は協定に含まれうる無国籍の削減に一層 貢献するいかなる規定にも影響を与えるものと解してはならない」。

⁷ International Law Commission, *Draft Articles on Diplomatic Protection with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 2006 Vol. II (Part Two), https://www.refworld.org/docid/525e7929d.html, *Draft Articles on Diplomatic Protection* (外交的保護に関する条文草案) では、無国籍者の定義を定めるために無国籍者の地位に関する1954年の条約(「無国籍者地位条約」)第1条第1項の規定が用いられている。国際法委員会は、第8条案に関する注釈で、無国籍者地位条約第1条第1項の定義が「慣習法の性質を獲得したとすることに疑いの余地はない」と述べている。

C. 国籍の喪失及び剝奪の定義

無国籍削減条約は、第5条ないし第7条で、法の作用によって("ex lege")自動 的に起こるところの、国籍が無きものとなる事象(withdrawal)を表すものと して「国籍の喪失」("loss of nationality")という表現を一般的に用いている。 無国籍削減条約第8条及び第9条では、国籍を無きものとする行為が国の当局 によって開始される状況を表すために「剝奪」("deprivation")の用語が用いら れている。本ガイドラインでは、無国籍削減条約で用いられている通りに「喪失」 及び「剝奪」の用語を一般的に用いるものとし、「国籍の喪失・剝奪(withdrawal of nationality) | という用語*は国籍の喪失及び剝奪の両方を含むものとして用 いる。さまざまな関係者がこれらの用語を互換的に用いている場合もあり、国 籍の恣意的剝奪の禁止は、国が(例えば差別的事由により)ある者又は集団を 国籍の取得又は維持の対象から恣意的に除外する場合を含め、国籍の喪失及び 剝奪の両方を包含していることを認識しておくことが重要である®。国籍の恣意的 剝奪の禁止は、国による正式な行為はないものの、国の権限ある当局の実務に より、当該当局が特定の個人(又は集団)を国民と認めなくなったことが明ら かな場合(例えば、当局が、説明又は正当な理由を示すことなく書類の発給又 は更新を執拗に拒否する場合)も対象としている。身分証明書類の没収及び/ 又は領域からの追放も、あわせて当局がある者について国民とは認められない 旨の発言を行う時は、国籍の剝奪の証拠となろう。

^{*} 日本語訳注:国籍の loss (喪失) と deprivation (剝奪) を包含する概念として原文の英語では withdrawal of nationality が使われているものの、withdrawal という用語を「撤回」と日本語で訳すと、 遡及効を持つ「取消し」や「無効」といった用語と対比して将来効しか持たないものを指すと誤解が発生しかねないため、withdrawal は「撤回」ではなく、「喪失・剝奪」又は「国籍を無きものとする行為」と訳した (文脈により「喪失」又は「剝奪」単体のこともあり)。

⁸ 例えば、Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 238, 318 and 469; UN Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 14 December 2009. A/HRC/13/24, para. 23 参照。

Ⅱ. 無国籍の削減に関する1961年の条約の基準

A. 無国籍の削減に関する1961年の条約第5条ないし第9条の概観

- 10. ガイドラインの本節では、無国籍削減条約に掲げられている、国籍の喪失・剝奪に関連する基準に焦点を当てる。これらの基準の最低限の内容に関する指針を提示するとともに、望ましい実践のあり方に関する指針も示す。
- 11. 無国籍削減条約の起草時までには、無国籍は個人に相当の悪影響を及ぼすものであり、このような悪影響は可能な限り回避されるべきであることが広く認識されていた⁹。無国籍削減条約の趣旨及び目的は無国籍の防止と削減である¹⁰。この目的を追求するにあたり、条約の起草者は、国籍問題に関して国家及び個人の双方が有している正当な利益間の均衡を、それぞれの利益に関する当時の理解を踏まえて図ろうと努めた¹¹。従って、無国籍削減条約第7条第3項、第7条第6項及び第8条第1項に基づき、国籍の喪失又は剝奪は、それが無国籍という結果を生じさせる場合には一般的に禁じられている。この禁止に対する限定的例

⁹ 無国籍者の地位に関する条約(360 UNTS 117)前文。無国籍が個人に及ぼす悪影響を回避する必要性は無国籍者地位条約の前文に反映されている。そこでは、「国際連合が様々の機会に無国籍者に対して深い関心を明らかにし、無国籍者に対して…基本的人権及び自由の可能な限り広範な行使を確保する努力をしている」事実を当事国が考慮したことが明らかである。UN Ad Hoc Committee on Refugees and Stateless Persons, A Study of Statelessness, United Nations, 1 August 1949, E/1112; E/1112/Add.1, https://www.refworld.org/docid/3ae68c2d0.html も参照。この研究では、無国籍者地位条約の起草以前でさえ、無国籍の問題が相当の国際的関心の対象であったことが明らかにされている。

¹⁰ UN General Assembly (UNGA) Res. 3274 (XXIX), 10 December 1974. UNGA Res. 31/36, 30 November 1976. UNGA Res. 50/152, 21 December 1995. UNGA Res. 61/137, 19 December 2006. UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Record of the Second Plenary Meeting, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.2, pp. 2-3 (「第2次世界大戦後、無国籍が再び切迫した問題となった。世界各地で、多数の人々が、難民若しくは無国籍者又はその両方であるために、いかなる政府の保護も享受していなかった。このような人々の苦境を和らげるために国際連合が主導してとられた行動が、難民の地位に関する1951年の条約および無国籍者の地位に関する1954年の条約に結実した。加えて、将来の無国籍の発生を解消し、又は可能な限り削減するための努力も行われてきた。総会決議896 (IX) に従って本会議が招集されたのは、まさにこの目的のためであった」)。

UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Record of the Second Plenary Meeting, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.2, p. 2「条約の承認後、政府が自国の国内法に抵触する規定を単に拒絶することを決定するのであれば、得られるものは何一つないであろう。困窮している人々の立場は、何らかの犠牲を払う用意が政府にある場合にのみ改善され得るのである」)。 International Law Commission, Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries, Yearbook of the International Law Commission, 1999 Vol. II (Part Two), preamble (「国籍の問題に関しては、国及び個人の正当な利益の双方が正当に考慮されるべきであることを認識し」); commentary to the preamble, para. 5 (「人権分野における・・・・・進展の結果、個人の利益に対する国の利益の優越を基礎とする伝統的アプローチは後退してきた」)。また、UNGA Res. 55/153, 12 December 2000; UNGA Res. 59/34, 2 December 2004; UNGA Res. 63/118, 11 December 2008; and UNGA Res. 66/92, 9 December 2011 も参照。これらの決議は、政府に対し、国家承継に関連した自然人の国籍について対応する際、前掲国際法委員会条文草案の規定を考慮するよう促している。さらに詳しくは、International Law Commission: Nationality in relation to the succession of States, https://legal.un.org/ilc/guide/3_4_shtml 参照。

外が、第7条第4項、第7条第5項、第8条第2項及び第8条第3項で定められている。

- 12. 無国籍削減条約第5条ないし第7条に基づき、無国籍という結果を生じさせない国籍の喪失は、幾つかの理由により認められている。これらの理由については本ガイドラインのIIIで詳しく取り上げるが、個人の身分の変動、国籍の自発的放棄又は外国における帰化が含まれる。しかし、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失は、一般的には帰化した者による相当期間の外国での居住若しくは国外で出生した者に関連する、非常に限られた状況下でしか認められない。このようなケースでさえ、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が認められるのは、このような特別な状況下での国籍の維持を認める、法律に定められた要件を当該者が満たしていない場合のみである。
- 13. 無国籍削減条約第8条に基づき、無国籍という結果を生じさせる国籍の剝奪は 厳格に制限されている。第8条第2項に基づき、このような国籍の剝奪が認め られるのは、(a) 無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が第7条第4項及 び第7条第5項に基づいて認められる場合と同一の限られた理由がある時、又 は(b)国籍取得の過程で虚偽の表示若しくは詐欺があった時のみである。これ ら2つの事由に加え、締約国は、無国籍削減条約第8条第3項に従って宣言を 行うことにより、同規定に掲げられた1又は複数の根拠に基づいてある者の国 籍を剝奪する権利を明示的に維持することができる(ただし、これらの事由が その時点で国内法に存在することを条件とする)。第8条第3項に掲げられた国 籍剝奪の根拠は、締約国に対する忠誠義務に相反する特定の態様の行動、他国 に対する忠誠の公式な盲言若しくは盲誓、又は締約国に対する忠誠の拒否を示 す確定的証拠に関連するものである。これらのどの理由に基づく国籍の剝奪で あれ、第8条第3項に掲げられた具体的要件が満たされていなければならない。 無国籍削減条約の第8条第4項は国籍の剝奪に関して手続き的保障措置をとる ことを課すものであり、また第9条では、無国籍という結果を生じさせるか否 かにかかわらず、人種的、民族的、宗教的又は政治的理由による国籍の剝奪が 無条件に禁止されている。

B. 国籍の喪失

14. 本節では、無国籍削減条約第5条ないし第7条に掲げられた基準に基づいて個 人が国籍を喪失する場合がある状況に焦点を当てる。

ある者が無国籍になる場合の国籍喪失の一般的な禁止 (無国籍削減条約第7条第6項 及び第7条第3項)

15. 締約国は、一般的に、ある者が無国籍になる場合には国籍の喪失を認めることができない。無国籍削減条約第7条第6項は、「この条に定められた場合を除き、個人は、一の締約国の国籍を喪失することにより無国籍となる場合、その国籍の喪失がこの条約のいずれかの他の規定によって明示的に禁止されていなくとも、当該締約国の国籍を喪失することはない」と定めている。国籍の喪失と関連する無国籍を防止するためのさらなる保障は無国籍削減条約第7条第3項に掲げられており、そこでは「この条の4及び5の規定に従うことを条件として、締約国の国民は、出国、外国での居住、登録がないことその他同様の理由に基づいて、国籍を喪失し、無国籍になることはない」と規定されている。無国籍削減条約第5条及び第6条は、特定の状況下で、無国籍という結果を生じさせない国籍の喪失を認めている。これらの状況については後掲第16-32段落で述べる。無国籍削減条約第7条第4項及び第7条第5項は、無国籍という結果を生じさせる国籍喪失の一般的禁止に対する限定的な例外を定めており、これについては後掲第33-44段落で概観する。

身分の変動 (無国籍削減条約第5条第1項)

- 16. 無国籍削減条約第5条第1項に基づき、ある者は、民事上の身分変動、すなわち「婚姻、婚姻の終了、準正、認知又は養子縁組」の結果として締約国の国籍を喪失する場合がある。このような喪失が締約国の法律で定められていること¹²及び当該者が他国の国籍を保持しており又は取得すること¹³がその条件である。従って、ある者がこのような理由に基づき、無国籍となる形で国籍を喪失することはない。
- 17. 無国籍削減条約第5条第1項の解釈及び適用に特に関連する国際人権条約の規定としては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)第9条第1項がある。この規定に基づき、締約国は「外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保」しなければならない。養子縁組に関しては、児童の権利に関する条約(児童の権利条約)の第3条、第7条及び第8条を総合的に解釈することにより、養子縁組、認知又は他の同様の行為を理由として児童が国籍を喪失する可能性は排除されていると理解す

¹² 後掲第 92-93 段落参照。

¹³ 後揭第80-83段落参照。

るのが合理的である¹⁴。外国人が児童を養子とした場合における国籍の喪失を定めている締約国は、無国籍削減条約第5条第1項の適用を、児童が養子縁組の事実のみをもって養親の国籍を取得する場合に限定するべきである。養子縁組を背景とする国籍の喪失は常に、他国の国籍が保持されており又は取得されるかどうかにかかっている¹⁵。

18. 望ましい実践のあり方として、締約国の国内法では、法律に従って養子とされた児童は養親の国籍を自動的に取得する旨、規定されるべきである¹⁶。これにより、無国籍からの確固たる保護が提供されることになろう¹⁷。

婚外子の親子関係の認知 (無国籍削減条約第5条第2項)

- 19. 無国籍削減条約第5条第2項は、「締約国の法のもとにおいて、婚外子について親子関係の認知がなされた結果として、その国の国籍を喪失する場合、その者は、適当な機関に対する書面による申請によってその国籍を回復する機会を与えられるものとし、またこの申請を規律する条件は、この条約の第1条2の規定に定める条件より厳格であってはならない」と定める。
- 20. この規定は、ある締約国の国籍を保持しており、かつ、国籍を異にする親から 正式に親子関係を認知された後に第2の国籍を取得する婚外子を対象に含むも のである。国が国民の二重国籍を認めていない場合、児童は他国の国籍を取得 した結果として国籍を喪失する可能性がある。締約国はさらに、児童の無国籍 の防止に関する自国の義務を想起するよう求められる¹⁸。本ガイドラインの執筆

¹⁴ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 16 を参照(「国際法では、婚姻又は離婚が女性の国籍に自動的に影響を及ぼすことがあるべきではないとされる。既婚女性の国籍に関する1957年の条約に掲げられ、かつ女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第9条第1段落で再確認されている通りである。同様に、児童の権利に関する条約第8条は、国籍を含む児童の身元関連事項を不法な干渉から保護している。この規定は、条約第3条(児童の最善の利益)及び第7条(国籍に対する権利)と併せて解釈することにより、養子縁組、認知、準正又は他の同様の行為の文脈で児童が国籍を喪失する可能性を排除していると考えることができる。無国籍削減条約〔第5条〕は、何らかの民事上の身分変動を背景とする国籍の喪失について国が規制する場合、それが無国籍につながることがあってはならないことを明示的に再確認している」)。

¹⁵ 後揭第80-83段落参照。

¹⁶ ここでは、養親ではない児童の親との法的つながりが解消されるわけではない非公式な形態の養子縁組は除外される。

¹⁷ Council of Europe Committee of Ministers, Recommendation CM/Rec (2009) 13 and explanatory memorandum of the Committee of Ministers to member states on the nationality of children, 9 May 2009, CM/Rec (2009) 13, https://www.refworld.org/docid/4dc7bf1c2.html, para. 36.

¹⁸ 無国籍削減条約第1~4条。児童の権利条約(1577 UNTS 3、CRC)第7条~8条。国連難民高等弁務 官事務所(UNHCR)「無国籍に関するガイドライン第4号:無国籍の削減に関する1961年の条約第1 条ないし第4条によるすべての児童の国籍取得権の確保」2012年12月21日、HCR/GS/12/04、 https://www.refworld.org/docid/50d460c72.html(UNHCR無国籍ガイドライン第4号)。

時点で、無国籍削減条約の締約国はすべて児童の権利条約の締約国でもある¹⁹。 締約国は、児童の権利条約に基づき、児童の国籍に関してとられるすべての行動が児童の最善の利益に則っているようにすることを義務づけられている²⁰。児童の権利条約はまた、児童の親又は保護者の地位を理由とする差別からの保護についても定めている²¹。従って、外国人である親との親子関係の認知に基づく国籍の喪失が認められるのは、児童が、親子関係が認知された親の国籍を自動的に取得する場合のみである。

- 21. 無国籍削減条約は、締約国の国籍を喪失した児童が無国籍削減条約第5条第2項の規定に基づいて国籍回復の申請を行う場合に、締約国は無国籍削減条約第1条第2項に定められた条件より厳しい要件を課してはならないと定めている。 当該条件は次の通りである。
 - 「申請が、締約国によって定められる 18 歳以前に始まり 21 歳以後に終わる期間内に提出されること。ただし、その者は、法的な許可の取得を必要とせずに自ら申請できる少なくとも 1 年の期間を認められなければならない。」(第 1 条第 2 項 (a))
 - 「その者が、申請の提出の直前の5年を超えず、かつ、通算10年を超えない期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。」 (第1条第2項(b))
 - 「その者が、国家の安全に対する罪で有罪の判決を受けたことがなく、また、刑事上の 罪により5年以上の拘禁刑を宣告されていないこと。」(第1条第2項(c))

いかなるものであれ、追加的な又はより負担の重い条件を課すことは無国籍削減条約の規定に違反することになろう²²。従って、無国籍削減条約第5条第2項に基づく国籍の取得については、手数料が課されるべきではない。望ましい実践のあり方として、締約国は、ここで許容されている条件を適用せず、単に申請の提出をもって国籍の回復を認めるよう奨励される²³。

国籍の放棄 (無国籍削減条約第7条第1項)

¹⁹ ウィーン条約法条約第31条は条約解釈の一般規則を定めている。第31条第3項(c)は、「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則|を考慮するものとしている。

²⁰ 児童の権利条約第1条、第3条、第7条、第8条。

²¹ 同上第2条。

²² 本ガイドラインでは、無国籍削減条約第1条第2項 (d) に規定された条件をあえて引用していない。 当該条件は、第5条第2項で対象とされている状況には適用されないためである。UNHCR 無国籍ガイドライン第4号、第36段落も参照。

²³ 第1条第2項に定められた4つの条件についてのさらなる解釈上の指針は、UNHCR 無国籍ガイドライン第4号、第37-48段落で参照できる。

- 22. 無国籍削減条約第7条第1項 (a) に従い、ある者が締約国の法律に従って自発的に国籍を放棄する場合に国籍の喪失が認められるのは、「当該個人が他の国籍を所有又は取得」する場合のみである²⁴。無国籍削減条約第7条第1項 (b) に基づき、第7条第1項 (a) は、「世界人権宣言の第13条及び第14条にいう諸原則に矛盾する」状況下では適用されない。世界人権宣言のこれらの規定は、各国の境界内における移動及び居住の自由に対する権利、いずれの国からも離れる権利、自国に帰る権利、並びに、他国で迫害からの庇護を求めかつ享有する権利を定めたものである²⁵。いずれにせよ、各国は、世界人権宣言第13条及び第14条に掲げられた諸権利の享有について国籍の放棄を条件とすることはできない²⁶。従って、第7条第1項 (b) には締約国にとって非常に限られた関連性しかない²⁷。
- 23. 後掲第 25-27 段落で、帰化による他国の国籍の取得に関連した国籍の放棄に関する指針を示している。

外国における帰化 (無国籍削減条約第7条第2項)

- 24. 無国籍削減条約第7条第2項は、「外国への帰化を求める締約国の国民は、その者が当該外国の国籍を取得し、又はその取得の保障を与えられたのでない限り、その国籍を喪失しない」と定める²⁸。無国籍削減条約の最終文書の決議IIによれば、「帰化した者」とは、当該国が裁量によって不許可とすることのできる申請に基づいて国籍を取得した者のことをいう。この点、出生時に1又は複数の国の国籍を自動的に取得する者の状況とは区別しなければならない。
- 25. 帰化手続きでは、帰化を通じて新たな国籍を取得できるようになる前に、現在 有している国籍の放棄を要求されることが多い。締約国の国民が他国の市民と して帰化するために当該締約国の国籍を放棄しなければならない場合、締約国

²⁴ 後 掲 第 <u>80.83</u> 段 落 参 照。 ま た、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 9 も 参 照(「各 国 は二 重 国籍の正 当性をますます受け入れるようになりつつあり、国籍法も自国民が自発的に新たな国籍を取得することについてより寛容になりつつある。にもかかわらず、これを理由として国籍の喪失又は 剝奪を認めることは依然として一般的に行われている」)。

²⁵ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 10th Plenary Meeting, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.10, pp. 8-12. 無国籍削減条約の準備作業が明らかにしているところによれば、世界人権宣言への言及は、ある者が自発的に国籍を喪失する状況との関係で行われたものである。そのような者はなお、他国における保護を利用することができなければならない。

²⁶ 後掲第 119-121 段落参照。

²⁷ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (999 UNTS 171、自由権規約) 第12条第2項。自由権規約の 当事国である締約国にとって無国籍削減条約第7条第1項 (b) が関連性を有する可能性は極めて低い。 自由権規約は無国籍削減条約より後に採択されたものであり、かつ第12条第2項で「すべての者は、 いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができる」と定めているからである。

²⁸ 世界人権宣言 (UNGA Res. 217 A (Ⅲ)) 第 15 条第 2 項:「何人も、……その国籍を変更する権利を否認されることはない」。

は、この放棄によって無国籍という結果が生じないことを確保するべきである。 従って、第7条第2項にいう第2国籍の取得の保証は、国籍を取得しようとし ている国からの、国籍取得が目前である旨の書面によって行われることが望ま しい²⁹。締約国は、個人が国籍のない状態に長期間置かれないようにするととも に、保証が虚偽であった場合又は帰化手続きが相当に遅延している場合には国 籍が自動的に再取得されること又はそもそも喪失されなかったとみなされるこ とを確保するべきである³⁰。

- 26. 締約国が帰化した市民に他国の国籍の保持を認めていない場合、帰化直後から1年以上の猶予期間を設け、個人がその期間中に最初に有していた国籍を放棄できるようにすることが強く奨励される。個人に対し、締約国の市民として帰化する前に第1国籍を放棄するよう要求することは、帰化を求める者が、帰化手続きの進行中、一時的に無国籍となる状況を引き起こす可能性がある。にもかかわらず、帰化手続きの一環として元の国籍を放棄するよう要求することを締約国が選択し、かつ、当該者が手続き中に障壁に直面して最終的に帰化するに至らなかった場合、締約国は、当該者による従前の国籍の再取得を援助するためにあらゆる可能な措置をとるべきである。
- 27. 帰化した市民に対して他のいかなる国の国籍も放棄するよう要求している無国籍削減条約の非加盟国、及び、他国における帰化手続きの一環として国民による国籍の放棄が行われている国は、国籍に対する基本的権利を保護する手段として、後掲第80-83段落に掲げる指針を適用するよう強く奨励される。

国籍が取り消された者の児童又は配偶者の国籍の喪失(無国籍削減条約第6条)

- 28. 無国籍削減条約第6条に基づき、「締約国の法が個人の国籍の喪失又は剝奪の結果としてその者の配偶者又は子が国籍を喪失することを規定している場合、この喪失は、他の国籍の保持又は取得を条件としなければならない」。従って締約国は、国籍が取り去られた者の配偶者又は児童の国籍の自動的喪失を、そのために当該児童又は配偶者が無国籍になる場合には、認めてはならない。
- 29. 前掲第 20 段落で述べた通り、締約国は、児童の権利条約に基づく具体的義務を遵守しなければならない。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)の締約国は、同条約第 9 条第 1 項に基づき、「外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する | 義務を負

²⁹ 後掲第80-83段落参照。

³⁰ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 8 参照。

う。無国籍削減条約第6条に掲げられた理由に基づく国籍の喪失についてのいかなる規定も、女子差別撤廃条約に基づいて国が負う具体的義務に違反しないものであるべきである。

30. 無国籍削減条約第6条に基づく国籍の喪失が他の国の国籍の保持又は取得を条件としていることに鑑み、後掲第80-83段落で示す指針は、第6条の適用に関して特に関連性を有する。

無国籍という結果を生じさせる国籍喪失の一般的禁止に対する例外

- 31. 無国籍削減条約第7条第3項に基づき、ある者は、国籍喪失の結果として無国籍になる場合、「出国、外国での居住、登録がないことその他同様の理由に基づいて」国籍を喪失することはできない(第7条第4項及び第7条第5項で網羅的に定められた状況がある場合を除く)。このことは、前掲第15段落で述べた無国籍削減条約第7条第6項で裏打ちされている。
- 32. 第7条第4項及び第7条第5項はいずれも、「適当な機関」への申告及び登録に それぞれ言及している。何が適当な機関に該当するかは当該締約国の内部組織 次第であり、複数の適当な機関が関わってくる場合もあろう。

連続して7年以上外国に居住していたことを理由とする国籍の喪失(第7条第4項)

- 33. 無国籍削減条約第7条第4項に基づき、ある者は、限られた特定の状況下で、無国籍となる形で国籍を喪失する場合がある。第7条第4項は、「帰化した者については、その者がその国籍を維持する意思を適当な機関に対して申告しない場合、当該締約国の法により定められる継続した7年以上の期間外国に居住したことを理由として国籍を喪失させることができる」という規定である。この規定は、無国籍という結果を生じさせる国籍喪失の一般的禁止に対する例外として、制限的に適用されるべきである。
- 34. 無国籍削減条約第7条第4項に掲げられた第1の条件は、当該者は帰化した者でなければならないということである³¹。そのため、帰化した市民は、出生によって市民となった者よりも、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失に対して脆弱な立場に置かれる。このような一層の脆弱性は、国際人権法に掲げられた制約(後掲第110-112段落で説明する差別の禁止に関連するものを含む)によって緩和される。帰化した市民の多くはマイノリティ集団(例えば民族的又は宗

³¹ 無国籍削減条約の最終文書(1975 UNTS 279) https://www.refworld.org/pdfid/3ae6b39620.pdf 決議 II (「『帰化した者』という用語は、当該国が裁量によって棄却することのできる申請に基づいて国籍を取得した者をいう」)。(日本語訳注:原文ではⅢとなっているが修正)

教的少数者)出身である可能性が高いことに鑑み、締約国は、第7条第4項の 規定の適用に際し、マイノリティ集団に対する間接差別の可能性との関係で慎 重な配慮を行うべきである³²。

- 35. 無国籍削減条約第7条第4項に掲げられた第2の条件は、帰化した者が「継続した7年以上」の期間、外国に居住していなければならないということである³³。望ましい実践のあり方として、かつ無国籍削減条約の趣旨及び目的³⁴に従い、当該個人は、当該外国で永住権を有しておらず、かつ永住権に伴うすべての権利(適当な時は帰化を求める権利を含む)を享有していない場合には、無国籍となる形で国籍を喪失するべきではない。
- 36. 無国籍削減条約第7条第4項に掲げられた第3及び第4の条件は、当該者が「国籍を維持する意思を適当な機関に対して申告しな」かったこと³⁵、及び、締約国が、自国の国内法で、たとえ無国籍という結果が生じるとしても第7条第4項に掲げられた理由に基づく国籍の喪失が起こり得る旨を定めていることである。無国籍削減条約の最終文書の決議Ⅲは、「在外国民による国籍の維持に関して申告又は登録を条件としている締約国に対し、当該者が、国籍を維持しようとする場合に遵守しなければならない様式及び期限について適時に告知されることを確保するため、あらゆる可能な措置をとるよう勧告」している³⁶。締約国はまた、望ましい実践のあり方として、ある個人が無国籍削減条約第7条第4項に基づいて国籍を喪失したと判断する前に、そのような情報を受け取った旨の確認書の提出を当該個人に対して求めるべきである。

Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 263 (「裁判所はまた、『国際人権法では、故意に差別的 である政策及び実行のみならず、たとえ差別的意図の証明が不可能な場合であっても特定のカテゴリー に属する者に差別的影響を及ぼす政策及び実行も禁じられている』ことをあらためて指摘する。これに 関連して、『平等及び差別禁止に対する権利の侵害は、間接差別の状況及び事案においても生ずる。こ のような間接差別は、たとえ文言上は中立的であり若しくは中立的であるように見え又は一般的にかつ 区別のない形で適用されるものであっても、脆弱な状況に置かれた特定の集団に否定的効果を及ぼす、 法律、行為、政策又はその他の措置の不均衡な影響に表れるものである』。そのため裁判所は、『国家は、 法律上又は事実上の差別状況を生み出すことを何らかの形で直接的又は間接的に目的とする措置を実施 しないようにしなければならない』のであり、かつ『自国の社会に存在し、特定の人の集団に損害を与 えている差別的状況を逆転させ又は変化させるための積極的措置をとる』義務を負うとも判示してき た」)。また、UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights, General Comment No. 20: Non-Discrimination in Economic, Social and Cultural Rights (art 2, para 2), 10 June 2009, E/C.12/GC/20, para. 10: UN Human Rights Council, Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance, 25 April 2018, A/HRC/38/52, paras. 24 and 27; Open Society Justice Initiative, Citizenship and Equality in Practice: Guaranteeing Non-Discriminatory Access to Nationality, Protecting the Right to be Free from Arbitrary Deprivation of Nationality and Combatting Statelessness (Submission to the OHCHR), November 2005, https://www. justiceinitiative.org/uploads/0d3774dc-821e-4f09-849e-a21e984378a6/citizenship_20051101.pdf も参照。

³³ 無国籍削減条約第7条第4項。

³⁴ 同上第1段落参照。

³⁵ 無国籍削減条約第7条第4項。

³⁶ 無国籍削減条約の最終文書、決議Ⅲ。

- 37. 無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が無国籍削減条約第7条第4項の目的の追求に比例したものであるかどうかに対し、特段の注意が払われなければならない。第7条第4項の目的は、締約国が、自国民が自国との実効的関係を維持することを確保し続けられるようにするところにある³⁷。ある国との実効的関係がどのようなものであるかについての考え方は、無国籍削減条約が起草されて以降、変わってきている。社会の変化にともなって人々の移動性ははるかに高まっており、ある者が国籍を有する国以外の国に常居所を有することはもはや珍しくない。締約国は、第8条第2項の適用にあたり、このような発展を考慮するよう奨励される。
- 38. 自国の利益と個人の利益との均衡を図るすべての国の義務³⁸ により、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失が第7条第4項に基づいて認められる状況は相当に限定される。無国籍が個人にもたらす影響は、在外国民が自国との関係を維持する意思を申告し又は登録しない場合に国に生じる影響と比べて著しく重大であるためである。

締約国の領域外で出生し、かつ成年に達した後1年以内に登録を行わなかった場合(第7条第5項)

- 39. 無国籍削減条約第7条第5項は、当該者が無国籍となる場合の国籍喪失の一般的禁止(第7条第3項及び第7条第6項)に対する、限定的に定められた第2の例外である。そこでは、「締約国の法は、当該締約国の領域外で出生した当該締約国の国民について、その者が成人に達してから1年を経過した後その国籍を保持するために、その時点で当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる」と定められている。
- 40. 第7条第5項の適用対象が締約国外で出生した締約国国民とされているということは、必然的に、この規定が適用されるのは親を通じて締約国の国籍を取得した者であることを含むことを意味する³⁹。

³⁷ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 11th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/C.1/SR.11, pp. 2-4. UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 16th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/C.1/SR.16, pp. 2-3.

³⁸ 前掲第11段落参照。

³⁹ UNHCR, Handbook on Protection of Stateless Persons, 30 June 2014, https://www.refworld.org/docid/53b676aa4.html (UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014), para. 35 (「国籍が自動的に取得される場合、国が国籍取得制度の一環として文書を発行することはないのが通例である。このような場合、一般的には出生登録が出生地および親子関係の証明となる。これは、国籍取得の正式な根拠というより、生地主義 (jus soli) または血統主義 (jus sanguinis) のいずれかを通じて国籍が取得されたことの証拠となるものである」); footnote 24 (「生地主義 (jus soli) および血統主義 (jus sanguinis) とは、諸国の法制度に掲げられた国籍取得を規律する 2 つの主要な原則を指す用語であり、それぞれ出生地および国民との血統に基づく国籍取得を意味する。)。

- 41. 「その者が成年に達してから1年を経過した後」の国籍の保持について「その時点で当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる」旨は、締約国の法で規定されていなければならない⁴⁰。適当な機関への登録には、身分証明書類(旅券又は出生証明書等)の更新若しくは発行又は国民として認められていることの確認申請に関連するすべての行政行為が含まれるべきである⁴¹。
- 42. 無国籍削減条約の最終文書の決議Ⅲは、締約国が、登録を行わないために国籍を喪失するおそれのある在外国民に対して関連の期限及び様式を告知するために「あらゆる可能な措置をとる」よう勧告している⁴²。締約国はまた、望ましい実践のあり方として、成年に達してから1年以内に国籍維持の意思を登録することが不可能な事情がある場合の、申請による期限の延長に関する定めも置くべきである。

C. 国籍の剝奪

43. 前掲第9段落で述べたように、国籍の「剝奪」という用語は、無国籍削減条約(第8条ないし第9条)において、国籍を取り去る行為が国の当局によって開始される状況を表すために用いられている。

ある者が無国籍となることにつながる国籍剥奪の一般的禁止(無国籍削減条約第8条 第1項)

- 44. 無国籍削減条約第8条第1項は、「締約国は、国籍の剝奪が当該個人を無国籍にする場合は、その者から国籍を剝奪してはならない」と定める⁴³。これは一般的規則である。この規則を適用するためには、締約国はまず、行われる可能性がある国籍剝奪行為のそれぞれについて、それが無国籍という結果を生じさせるか否かを判断し、かつ理解しなければならない。剝奪行為が無国籍という結果を生じさせるときは、締約国は、第8条第2項又は第8条第3項に掲げられた一般的規則に対する例外が適用される場合のみ、手続きを進めることができる。
- 45. このように、無国籍削減条約に基づく義務を締約国が履行するためには、必然的に、ある者の国籍が剝奪される前の段階で無国籍の問題に関する審査を行うことが要求される。無国籍となる可能性を有していることについて、検討が行

⁴⁰ 無国籍削減条約第7条第5項。

⁴¹ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, paras. 39-40 and 42-44.

⁴² 無国籍削減条約の最終文書、決議Ⅲ。

⁴³ 剝奪によって無国籍が生ずるか否かの問題に関連する、他の国の国籍の保持又は取得の判断については、 後掲第80-83段落参照。

われるよう主張・提起する責任を当該個人に負わせる国籍剝奪手続きは、第8条と矛盾する決定において締約国と当該個人を脆弱な状態に置くことになる。同様に、無国籍となることについて証拠提出責任(burden of proof)*が当該個人のみに課される手続きは、国籍剝奪が無国籍という結果を生じさせるか否かを判断する締約国の義務と一致しないことになろう。ある者が国籍剝奪後に無国籍となるか否かを判断する手続きは、個人が国籍を剝奪された場合に無国籍の定義に該当するようになるか否かを明らかにするための、協働によるプロセスである。従って、当該個人には、自己の置かれている状況を可能な限り十全に陳述し、かつ合理的に入手可能なすべての証拠を提出する義務がある。締約国も、当該者が無国籍となるか否かに関する客観的判断の便宜を図るため、合理的に入手可能なすべての証拠を取得し、かつ関連の審査官に提示するべきである46。

ある者が無国籍となることにつながる国籍剝奪の一般的禁止に対する例外

- 46. 無国籍削減条約第8条第2項及び第8条第3項は、無国籍という結果を生じさせる国籍剝奪の一般的禁止(無国籍削減条約第8条第1項)に対する例外を定めている。無国籍削減条約第8条第2項に基づき、「この条の1の規定にかかわらず、次の場合には、締約国は、個人からその国籍を剝奪することができる。(a) 第7条4及び5の規定に基づいて個人が国籍を喪失することが認められる場合(b) 国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得された場合」。これらの規定は制限的な文言を採用しており、かつ、一般的規則に対する例外として狭義に解釈されなければならない。また、本ガイドラインの……で述べる国の国際人権法上の義務に即した解釈も行われるべきである。
- 47. 第8条第3項は次の通り規定する。

「この条の1の規定にかかわらず、締約国は、署名、批准又は加入の時に、その時点で国内法上存在する次の一又はそれ以上の理由に基づいて個人の国籍を剝奪する権利を保持することを明示する場合、その権利を保持することができる。

- (a) 当該個人が、当該締約国に対する忠誠義務に反して次のことを行った場合
 - (i) 締約国の明示の禁止を無視して、他の国に対して役務を提供したか、若 しくは引き続き役務を提供していること、又は他の国から給与を受領し たか、若しくは引き続き受領していること。
 - (ii) 国家の重大な利益を深刻に害するような行為を行ったこと。

^{*} 日本語訳注: 原文は burden of proof であるが、「個人のみに課される」という文言等からして、この文脈では、証拠を収集し提出する責任が誰にあるかに言及すると思われる。訴訟において一定の事実の存否が確定されない場合に、それにより不利益を負うのはいずれの当事者かという意味合いで日本法において通常使用される「立証(証明)責任」「挙証責任」を指すという誤解を避けるため、ここでは「立証(証明)責任」という訳語を使用していない。」

⁴⁴ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, paras. 89-90.

- (b) 当該個人が、他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、若しくは正式 な宣言をしたか、又は締約国に対する忠誠を拒否する決意の明白な証拠を 示したこと。|
- 48. 本ガイドラインの......で取り上げるように、国際法及びさらに具体的には国際人権法の発展により、無国籍削減条約第8条第2項及び第8条第3項が適用される範囲はさらに狭まっている。

外国での居住及び/又は締約国の領域外での出生並びに登録の懈怠 (第8条第2項 (a))

49. 第8条第2項 (a) に基づき、ある者は、第7条第4項及び第7条第5項に掲げられた状況下で(これについては前掲第33-42段落で取り上げた)、無国籍となる場合でも国籍を剝奪されることがある。第8条第2項 (a) の目的は第7条第4項及び第7条第5項と同じであり、すなわち市民が国籍国との実効的関係を有することを確保するところにある45。

虚偽の表示及び詐欺 (無国籍削減条約第8条第2項(b))

- 50. 無国籍削減条約第8条第2項(b)に基づき、国は、ある者が無国籍となることにつながる国籍剝奪の一般的禁止(第8条第1項)にかかわらず、「国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得された場合」には当該者から国籍を剝奪することができる。第8条第2項の目的は、国籍取得手続きにおける重大な背信的行為に対して懲罰的結果を生じさせることである。第8条第2項(b)に基づく虚偽の表示は、当該者による不正な虚偽の表示でなければならない。
- 51. 第8条第2項(b)で国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得されたものでなければならないと規定されていることに鑑み、当該者が最初に国籍を取得した際の中心的要因が当該虚偽の表示又は詐欺であったのでなければならないという含意は明らかである。当該虚偽の表示又は隠蔽がなかったとしても国籍を取得できていたと考えられる時は、国籍の剝奪は認められない⁴⁶。また、国籍の取得における詐欺又は虚偽の表示は、国籍取得手続きの一環として提出される可能性のある書類の不正取得とは区別されるべきである。不正な書類自体が不正な国籍取得の証拠となるわけではない。一定の状況下では、たとえ国籍を取得する法的資格があっても、非正規な手段で書類を入手することを余儀なくされることもあり得るからである。

⁴⁵ 前掲第37段落参照。

⁴⁶ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 10 参照。

- 52. 締約国及び個人の正当な利益の均衡を図る過程⁴⁷では、詐欺又は虚偽の表示の性質又は重大性と国籍の喪失・剝奪がもたらす結果(無国籍を含む)との比較衡量が行われるべきである。国籍取得から詐欺の発覚までの間に経過した期間も考慮されるべきである⁴⁸。
- 53. いずれかの締約国の国籍を取得するために従前の国籍を放棄したことを証明しなければならない場合、締約国は、当該者に対し、そのような放棄が行われたことを書類によって証明するよう要求することができる。

無国籍削減条約第8条第3項に基づく国籍剝奪の全般的要件

- 54. 無国籍削減条約第8条第3項には、第8条第1項の一般的禁止に対する例外が 網羅的に掲げられている。これらの例外を適用できるのは、本条で求められて いる適当な宣言を寄託した国のみである⁴⁹。
- 55. 第8条第3項に基づく締約国の宣言においては、締約国が、たとえ対象者が無国籍となる場合であってもその国籍を剝奪するために、第8条第3項に掲げられた理由のうちどれに依拠するのかを明示しなければならない。また、関連する理由は「その時点で」、すなわち署名、批准又は加入の時に「国内法に存在する」ものでなければならない⁵⁰。この規定の目的は、その時点における関連締約国の現行法の状況を「凍結」させるところにある⁵¹。従って、宣言を行った国がその後このような法律を改正する場合にも、第8条第3項に基づく国籍剝奪事由を拡大することはできない。

国家への忠誠義務に反する行動(無国籍削減条約第8条第3項(a))

56. 締約国は、自国が行った宣言⁵²の内容に応じ、ある者が「締約国に対する忠誠義務に相反して」、(i)「締約国の明示の禁止を無視して、他の国に対して役務を提供したか、若しくは引き続き役務を提供していること、又は他の国から給与を受領したか、若しくは引き続き受領している」場合又は(ii)「国家の重大な利

⁴⁷ 前掲第 11 段落参照。

⁴⁸ 例えば、Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 10 参照。後掲第 94-96 段落も参照。

^{49 2020}年1月現在、13の締約国(計75か国中)が第8条第3項についての宣言を行っている。

⁵⁰ 無国籍削減条約第8条第3項。

⁵¹ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 12th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF,9/C.1/SR.12, p. 9.

^{52 2020}年1月現在、第8条第3項に基づく宣言を行った13か国のうち3か国が第8条第3項(a) の事由に限定した宣言を行っており、残りの10か国は第8条第3項全体に基づく宣言を行っている。

益を深刻に害するような行為を行った」場合には、第8条第3項(a)に基づき、 当該個人の国籍を剝奪して無国籍とすることができる。

57. 第8条第3項 (a) (i) 又は (ii) の基準に該当するいかなる個人も、締約国に対する忠誠義務に反する行為を行う意図を持って行動したのでなければならない。国家に対する忠誠義務とは、(国家の特定の部分又はいずれかの時点で政権に就いている特定の政府ではなく) 国家全体に対する、揺らぐことのない一貫した支持として特徴づけることができよう。国は、ある個人が締約国に対する忠誠義務に反する行為を行う意図があったという明確な証拠がないまま、第8条第3項 (a) (i) 又は (ii) に基づいて当該個人から国籍を剝奪してはならない。

他国に対する役務の提供又は他国からの報酬の受領(第8条第3項(a)(i))

- 58. 他国に対する役務の提供又は他国からの報酬の受領に関して、「役務」には文民としての役務及び軍務が含まれ、また「報酬」は金銭的報償その他の態様の利益を含むあらゆる種類の報償をいう⁵³。このような報酬の受領が関連性を有するのは、個人が締約国に対する忠誠義務に反して報酬を受け取った場合のみである。
- 59. また、この理由に基づいて国籍を剝奪される個人は、「締約国の明示の禁止を無視して」行動していたのでなければならない⁵⁴。望ましい実践のあり方として、第8条第3項(a)(i)に基づいて行われる明示的禁止は、当該者に宛てられた個々の通知によるものであるべきである⁵⁵。また、第8条第3項(a)(i)に基づいてある個人から国籍を剝奪しようとする締約国は、その旨の警告を行うことにより、当該個人が、国籍剝奪がもたらす結果に直面することを回避するため、自己の行動を停止し又は改めることができるようにするべきである。警告後は、当該個人に対し、当該警告に対応するための公正かつ合理的な期間が認められるべきである。
- 60. 非国家武装勢力(当該勢力がある者の国籍国にいるか他国にいるかは問わない)、 政府間機関、非政府組織又は企業体など、国家を構成しない主体への役務の提 供又はこれらの主体からの報酬の受領は、第8条第3項(a)(i)の適用対象と

⁵³ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 20th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/C0NF.9/SR.20, p. 7.

⁵⁴ 無国籍削減条約第8条第3項。

⁵⁵ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 14 参照。

ならない。このような理解は、国際法における国家の定義のあり方に則ったものである 56 。

締約国の重大な利益を深刻に害するような行為(第8条第3項(a)(ii))

- 61. 第8条第3項 (a) (ii) は、無国籍という結果を生じさせる国籍の剝奪に関してきわめて高い基準を設定するものである。「深刻に害する」及び「重大な利益」という文言は、その通常の意味から、この例外が対象とする行為によって、国籍が問題となっている国家の基盤及び組織が脅かされなければならないことを示している。「深刻に害する」という用語により、問題となる個人は国家に悪影響を及ぼす能力を有していなければならない。第8条第3項 (a) (ii) に基づく国籍剝奪のきっかけとなる行動は、引き起こされる害にとって付随的なものであってはならず、根本的関連性を有するものでなければならない。問題となっている害が生じるか否かに実質的影響を及ぼさない間接的支援による行動は、「深刻に害する」ものではない。
- 62. 「重大な利益(vital interests)」という用語は、「国益(national interests)」⁵⁷ に対する罪よりも高い基準を課しているものと解釈されなければならない。国家の本質的機能は、自国の統合性及び対外的安全を守り、かつ国を構成する基盤を保護することである。このような機能及び他の重大な利益を深刻に害する行為でなければ、第8条第3項(a)(ii)に基づく国籍剝奪は正当とされない⁵⁸。このような行為を行った個人の国籍剝奪という手段は、より侵害度の低い他の手段では締約国の重要な国益を保護することができない場合に限って用いるべきである。
- 63. 第8条第3項(a)(ii)に基づいて個人が締約国の国籍を剝奪される場合、国籍の剝奪が決定された時点ですでに関連の行為を行っていたのでなければならない⁵⁹。将来起こる可能性のある行為が、この規定に基づく国籍剝奪を生じさせる行為に該当することはあってはならない。

⁵⁶ 第7回米州諸国会議によって採択された国家の権利及び義務に関する条約(165 LNTS 19、モンテビデオ条約)第1条。

^{57 「}国家の安全」("national security") という用語が無国籍削減条約第1条第2項(c) 及び第4条第2項(c) の文言で用いられている。

⁵⁸ United Nations Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 21st Plenary Meeting, 11 October 1961, A/CONF.9/SR.21, p. 13. 第8条第3項 (a) (ii) の文言が一般的性質の犯罪の除外を意図するものであることは、準備作業から明らかである。

⁵⁹ この解釈は、「行動した」と過去形で起草されている無国籍削減条約第8条第3項の明白な意味に基づくものである。

- 64. 国内の状況によっては、一部の「テロ行為」が第8条第3項(a)(ii)の適用対象となることも考えられる。国連総会決議60/288(2006年)によれば、テロ活動とは、特に「人権、基本的自由並びに民主主義の破壊、領土保全への脅威、国家の安全、そして合法的に設立された政府の不安定化」を目的とする活動である60。
- 65. テロリズムを理由とする国籍剝奪を認める法令は、公に入手可能であり、かつ 許容されない行為の範囲を個人が理解するのに十分な明確さを備えたものであるべきである。各国は、国際法における発展との一致を確保するため、テロ対策に関する国内法を常に見直すべきである⁶¹。テロリスト集団若しくは非国家武装勢力の構成員であること又はこれらの集団と関係があることが国籍剝奪につながり得る行動であると規定する法律では、「構成員であること」の定義と、国籍剝奪に関する法的手続きの開始につながる行為の基準が明確に定められているべきである⁶²。
- 66. 締約国はさらに、テロリズムの性質があると考えられる具体的行為を掲げた、テロリズム関連の国際的な条約及び議定書を指針とすることができる。このような文書としては、1997年の爆弾テロ防止条約⁶³、1999年のテロ資金供与防止条約⁶⁴及び 2005年の核テロリズム防止条約⁶⁵などがある。これらの文書は、航空機のハイジャック、人質行為、爆弾の使用及び核テロリズムといった特定の行為への寄与を対象とするものである。単にテロリスト集団の構成員であること又はテロリスト集団による訓練を受けたことは、一般的にはテロ行為に該当しない。これらの文書はまた、各国に対し、犯罪活動に関与した個人を訴追し又は引き渡すことも要求している。
- 67. 各国は、「侵害及び虐待が防止されかつ/又は繰り返されないように行動がとられることを確保し、そのような侵害及び虐待の訴えを迅速に、徹底的に、独立

⁶⁰ UNGA Res. 60/288, 20 September 2006, preambular para. 7.

⁶¹ 例えば、Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 26 参照(「『構成員であること』の定義を置かず、又は構成員であることと禁じられた地位若しくは活動とのつながりを要件としない国内法は、特に構成員であることが特定の者を対象とする制裁又は収監刑のような刑事処罰につながる場合には、法律適合性の原則に反することになろう。法益剝奪の形で科されるいかなる制裁も、個人又は主体が故意にテロ行為を実行し、これに参加し又はその便宜を図ったことが、合理的根拠に基づいてはっきりと明らかになったことの結果であるべきである」)。

⁶² 例えば、Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, 19 December 2014 A/HRC/28/28, para. 26 参照。

⁶³ テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約 (2149 UNTS 256) 第2条。

⁶⁴ テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約 (2178 UNTS 197) 第2条。

⁶⁵ 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約 (2445 UNTS 89) 第 2 条。

の立場からかつ公正に捜査し、加害者を処罰し、かつ、十分な救済措置及び是 正措置が被害者に提供されることを確保する | 重要な義務を負う⁶⁶。このことは、 テロリズムに対処しかつ対抗するための諸国間の協力の必要性⁶⁷ (テロ行為の捜 香及び訴追に関わる協力を含む)を強調する、国連安全保障理事会決議 2322 (2016 年)に反映されている⁶⁸。同決議に基づき、「各国は、テロ行為への資金供与又は テロ行為の支援に関わる刑事捜査又は刑事手続きとの関係で、相互に最大限の 援助(手続きのために必要であって自国が所持する証拠の取得に関する援助を 含む)を行う」ものとされる⁶⁹。また、諸国間の友好関係及び協力についての国 際法の原則に関する1970年の官言(国連総会決議2625)は、「国際の平和及び 安全の維持のために他国と協力する | 各国の義務を掲げている。これらの義務と、 国籍に関する各国の決定は国際法と一致する限りにおいて尊重されるという一 般的原則70に則り、国は、個人の国籍を剝奪するという決定が国際の平和及び安 全の維持に関する自国の義務に及ぼす影響について、慎重な検討を行うべきで ある。国籍の剝奪が他国の平和及び安全に悪影響を及ぼす可能性があると考え るのが合理的である状況下では、自国の安全に注意を払うだけでは十分ではな いことがある。このような考慮がとりわけ関連性を有するのは、いずれかの国 が本人不在のまま国籍の剝奪を行おうとし、そのために個人が自己の(元)国 籍国に帰れなくなる場合である。このような国籍剝奪は、他国の安全保障上の リスクを高めるとともに、国連安全保障理事会決議2322(2016年)に則ってテ ロリズムに対抗し⁷¹、かつ国連総会決議 2625 (XXV)⁷² に基づいて「すべての人の 人権及び基本的自由の普遍的尊重及び遵守の促進に関して協力する」ための諸 国間の協力を増進しようとする努力を阻害する可能性がある。

⁶⁶ 例えば、Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 40 参照。

⁶⁷ UNSC Res. 2322, 12 December 2016, preambular para. 10 (「テロリズムは、テロリストの脅威を阻害し、 損ない、孤立させかつ無力化するための、すべての国……の積極的な参加及び協働を伴う持続的かつ包 括的なアプローチをとらなければ打倒できない……」)。

⁶⁸ UNSC Res. 2322, 12 December 2016. UNSC Res. 2178, 24 September 2014. UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters, 2018, https://www.ohchr.org/sites/default/files/newyork/Documents/Human-Rights-Responses-to-Foreign-Fighters-web_final.pdf, para. 72.

⁶⁹ UNSC Res. 2322, 12 December 2016, para. 8.

⁷⁰ Nottebohm Case (Liechtenstein v. Guatemala): Second Phase, [1955] ICJ Reports 4, https://www.refworld.org/cases,ICJ.3ae6b7248.html, p. 23 (「国際法は、自国の国籍の付与を規律する規則の策定を各国に委ねている」ものの、そのような規則は「それが国際法と一致する限りにおいて他国の承認が得られる」)。

⁷¹ UNSC Res. 2322, 12 December 2016, preambular para. 12 (「テロ行為の防止、捜査及び訴追のために ……国際協力を強化することの重要性を強調し、かつ、テロリズムとの闘い(紛争地域へと向かい、かつ紛争地域から帰還する [外国人テロ戦闘員] の行き来を食い止めることを含む)における国際協力の強化に関連した、特に活動の越境的性質を理由とする持続的課題を認識し」)。

⁷² UNGA Res. 2625 (XXV) , 24 October 1970.

68. 国外の非国家武装集団の構成員(例えば外国人テロ戦闘員)となった個人の国籍国は、可能な時は常に、当該個人の実効的捜査及び訴追を行うべきである⁷³。 侵害の加害者に責任を取らせないことは、不処罰の感覚を醸成させる可能性がある⁷⁴。

他国に対する忠誠又は締約国に対する忠誠拒否(第8条第3項(b))

- 69. 第8条第3項(b)は、関連の宣言が行われている場合⁷⁵、国籍の剝奪によって無国籍が生じてはならないという基本的規則に対する例外を認めている。その例外が認められるのは、ある者が「他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、若しくは正式な宣言をしたか」又は「締約国に対する忠誠を拒否する決意の明白な証拠を示した」場合である⁷⁶。この規定で用いられている国家への"allegiance"とは国家への"loyalty"と同義であり、いずれも忠誠を意味する⁷⁷。例えば、ある者が反乱集団に加入することを決意したとしても、他国に忠誠を誓ったことにはならない。
- 70. 従って、当該個人が公式な措置(すなわち宣誓又は正式な宣言)をとって他国への忠誠を宣言した場合、国籍の剝奪が行われ得る。例えば、個人が帰化手続きの際にそのような忠誠の宣誓を行うこともあろう。望ましい実践のあり方として、締約国は、関連する他国への忠誠の宣誓又は宣言の構成要素が国内法で

⁷³ 例えば、Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 44 参照。また、国連安全保障理事会による「外国人テロ戦闘員」の定義は、UNSC Res. 2178, 24 September 2014, para. 6 (a) 参照。

UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters, 2018, https://www.ohchr.org/sites/default/files/newyork/ Documents/Human-Rights-Responses-to-Foreign-Fighters-web_final.pdf, para. 20. また、UN Economic and Social Council. Commission on Human Rights. Updated Set of principles for the protection of human rights through action to combat impunity, 8 February 2005, E/CN.4/2005/102/Add.1, p. 6 (不処罰とは、 「侵害の加害者が、告発され、逮捕され、裁判で審理され、かつ有罪と認定された場合に適当な処罰を 言い渡されること及び被害者に賠償を行うことにつながりうるいかなる調査の対象ともされないため に、これらの加害者の責任を――刑事上、民事上、行政上又は懲戒上のいずれの手続きにおいてであれ ------問えないこと」と解釈できよう)及び Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, 19 December 2014, A/HRC/28/28, para. 44 (「国際人権法の重大な違反及 び国際人道法の違反が行われたすべての事案について、実行犯の実効的捜査及び訴追を通じて責任を取 らせることは、正義を確保し、被害者を救済し、かつさらなる違反を防止するために不可欠である。責 任を取らせる役割を果たすべきなのは主として国であり、国は、司法に関する最低国際基準を満たしな がら、当該違反が捜査され、かつ証拠により正当と認められる場合には訴追されることを確保する義務 を負う」)も参照。

^{75 2020}年1月現在、第8条第3項に基づく宣言を行った13か国のうち3か国が、第8条第3項 (a) の事由に限定した宣言を行っている。従って、これらの国は、第8条第3項 (b) に基づいて個人の国籍を剝奪することはできない。宣言に第8条第3項 (b) を含めている10の締約国は、そこに掲げられた要件(本ガイドラインの第6971段落)が満たされている時は、同条に依拠することができる。

⁷⁶ この規定は、国際法における国の定義に則って解釈されるべきである。前掲第60段落参照。

⁷⁷ 前掲第57段落参照。

明確に規定されていることを確保するべきである。また、締約国は、当該個人に対し、その者が行った宣誓又は宣言が有効である限りは締約国の国籍を剝奪されるおそれがある旨の、適切な警告を行うべきである。当該個人に対しては、その警告に対応するための公正かつ合理的な期間も与えられるべきである。

71. 締約国に対する忠誠の拒否の場合、拒否を構成する行為は、他国に対する忠誠の宣誓又は正式な宣言に匹敵するほど重大なものとされるべきである。例えば、ある個人が武力紛争中に軍から脱走して紛争当事者である敵国の軍に入隊した場合、第8条第3項(b)の適用対象となる可能性がある。また、国籍の剝奪を行うためには、締約国に対する「忠誠を拒否する決意」の「明白な証拠」が存在しなければならない⁷⁸。そのため、締約国が依拠するすべての証拠を徹底的に評価した後でなければ、当該個人がこの理由による国籍剝奪についての関連の基準を満たしたと判断することはできない⁷⁹。

国籍の剝奪は公正な審理について定めた法律に従って行われなければならない(無国籍削減条約第8条第4項)

- 72. 無国籍削減条約第8条第4項では、「締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問をうける権利を与える法に従う場合を除き、この条の2又は3の規定によって認められる剝奪の権限を行使してはならない」と規定されている。従って、第8条第2項又は第8条第3項に基づく国籍の剝奪が認められるためには2つの要件が存在する。ある者から国籍を剝奪する国の権限が締約国の法で定められていることとその法で、第8条第2項又は第8条第3項に基づいて国籍を剝奪されるいかなる者も、裁判所又は独立の機関において公正な審理を受ける権利を有することが確保されていることである⁸⁰。
- 73. 注目すべきなのは、無国籍削減条約が、たとえ無国籍につながる場合でも個人の国籍を剝奪する限定的な権限を締約国に認めている一方で、このようなすべての個人は、第8条第4項に基づき、公正な審理を受ける無条件の権利を認められているということである⁸¹。第8条第4項の規定では公正な審理の時期は明示されておらず、従ってこの点については解釈の余地が残るものの、望ましい実践のあり方として、審理は国籍が剝奪される前に行われるべきであり、また

⁷⁸ 無国籍削減条約第8条第3項 (b)。

⁷⁹ 同上第8条第4項。後掲第72-75段落及び第97-108段落も参照。

⁸⁰ 後掲第 97-108 段落参照。

⁸¹ UN Conference on the Elimination or Reduction of Future Statelessness, Summary Records, 20th meeting of the Committee of the Whole, 24 April 1961, A/CONF.9/SR.20, p. 3. (準備作業によれば、「手続の詳細は当然のことながら国ごとに異なるとはいえ、国籍を剝奪されるいかなる者に対しても、独立のかつ公正な機関に対して主張を提出する機会が与えられるべきであるという見解については……反対意見は表明されなかった」)。

当該個人はあらゆる関連の法的手続きが終結するまで当該国籍を維持するとされるべきである。犯罪行動とされるものが国籍剝奪の根拠である場合、このような剝奪は、刑事裁判所による終局的有罪認定に始まる2段階の手続きを経て行われるべきである。有罪が確定した後、裁判所又は他の独立の機関による、国籍剝奪についての公正な審理を行うことになる。

- 74. 締約国の法律で、国籍の剝奪は当該剝奪の許容性に関する公正な審理に先んじて行うことができると定められている場合、当該者に対し、審理の場で国籍剝奪決定の本案について異議を申し立てる権利についての情報も提供されるべきであり、かつそのような審理の機会は遅滞なく提供されるべきである。法的手続きが進行している間、国籍剝奪の効果は停止されるべきであり、法的手続きが終結するまで当該者が国籍——及び関連の諸権利——を引き続き享有できるようにすることが求められる。審理の公正を期するため、当該者に対しては、締約国の立場の根拠についての、異議申し立てを可能にするのに十分な情報が提供されるべきである。国籍剝奪に関する決定(剝奪の理由を含む)を書面で交付することも求められる。国が示した事実及び主張に関して、裁判所又は他の独立の機関において意味のある形で争うことを可能にする十分な情報が存在しない場合、ある者が第8条第4項で定められた権利を享有していると言うことはできない。このことは、公正な審理が国籍剝奪の前に行われるか、又は剝奪後速やかに行われるかにかかわらず、妥当する。
- 75. 国籍の喪失又は剝奪に関する裁判所又は他の独立の機関の決定は、締約国の行政府に対する拘束力を有するべきである。

人種的、民族的、宗教的又は政治的理由による剝奪の禁止⁸²

- 76. 無国籍削減条約第9条は、締約国は「人種的、民族的、宗教的又は政治的な理由に基づいて、いかなる個人又は個人の集団からも国籍を奪うことはできない」と規定している。
- 77. 第9条は、国籍の剝奪によって無国籍という結果が生じるか否かにかかわらず適用される。第9条に基づき、締約国は、行政行為、法律行為その他の行為によってある個人の集団(例えばマイノリティである民族的又は宗教的集団)の国籍を剝奪することはできない。締約国が個人の国籍を剝奪する前に無国籍削減条約第8条に従った個別審査が行われなければならず、また国籍剝奪の根拠が第9条で禁じられたいずれかの事由であることがあってはならない。

⁸² 本ガイドラインのⅢ.A.及びBに挙げられている諸規定は国籍に対する権利を成文化したものであり、 無国籍削減条約第9条の適用にも関連する。その多くは、国籍の恣意的剝奪の禁止の主要な側面のひと つとして、差別の禁止に言及しているためである。

- 78. 第9条で「政治的な理由」が禁じられていることに従い、国籍の剝奪は、個人の表現の自由、集会の自由又はその政治的意見に関連するその他の権利に合致する行動に基づいて行われてはならない。このことは、締約国が、無国籍削減条約第8条第3項に基づく国籍剝奪の根拠として個人の政治的信条に依拠しようとする場合に、とりわけ関連性を有する。いかなる状況においても、政権とは異なる政治的視点を違法化し又は特定の政治的意見を有する集団を非合法化する手段として、国籍剝奪が用いられるべきではない。
- 79. 無国籍削減条約第9条は、国際人権法上の進展によって補完される。関連の法 律は後掲第110-112段落に掲げている。

D. 他国の国籍を保持又は取得の判断

- 80. 無国籍削減条約に掲げられた、国籍の喪失又は剝奪の結果として無国籍が生じることの一般的禁止に対する限られた例外が適用される場合を除き、締約国は、国内法で国籍の喪失・剝奪に関する規定が置かれる場合には常に、無国籍となることからの保護措置が設けられることを確保しなければならない。ある者が第2の国籍を有しているか否かに関する締約国の審査は、当該者から自国の国籍を剝奪するという決定の時点で行われることになる⁸³。従って、無国籍削減条約第8条第2項及び第8条第3項が定める限られた例外が適用される場合を除き、締約国は、個人が他国の国籍をかつて保持していたこと、当該国籍の取得資格を有していること又は当該国籍を(再)取得できることを理由として、その者の国籍を剝奪することはできない。望ましい実践のあり方として、締約国は、国籍の喪失・剝奪は当該個人がすでに他国の国籍を保持している場合でなければ行えない旨、国内法で規定するべきである。
- 81. 個人が国籍の喪失・剝奪によって無国籍となるか否かについての問題は、当該 個人が他国の国籍を*現在有して*おり、かつその証拠を保持しているかに否かに 拠っている。この点に関する審査は、他国の国籍法に関する一国の解釈に基づ いて行われるのではなく、当該国との協議及び当該国による書面での確認を踏まえて行われるべきである。
- 82. 締約国は、無国籍削減条約第8条に則って個人の国籍を剝奪しようとする場合、 国籍が剝奪された時点で当該個人が無国籍となるか否かの審査を実施しなけれ ばならない。無国籍削減条約の目的にとって重要なのは、国籍の喪失・剝奪と 同時に無国籍となるかであって、当該個人に他の国の国籍を取得する潜在的資

⁸³ UNCHR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, para. 50.

格があるか否かの問題ではない⁸⁴。他国の国籍を取得する資格又は権利があると 判断される場合に個人の国籍の剝奪を認める法令は、個人が国籍剝奪と同時に 無国籍となるリスクが高いため、非常に問題がある。

83. 締約国が、無国籍削減条約第5~7条に基づく国籍の喪失に関して他の国の国籍の取得を条件としている場合、当該国籍の取得が確実かつ目前であるべきである。さらに、締約国は、締約国の国籍の喪失後、第2の国籍の取得が速やかに(例えば1年以内に)なされなかった場合、当該個人の国籍を回復させるべきである。いずれにせよ、国籍の喪失・剝奪に関して他の国の国籍の取得が条件とされている場合、国は、物理的にも金銭的にも容易にアクセスでき、かつ手続き的段階及び証拠要件の面で簡素な国籍取得手続きを個人が利用できる場合でなければ、国籍を無きものとすべきではない。さらに、国籍取得/再取得手続きは迅速に進められなければならず、また国籍の再取得は、定められた要件が満たされる場合には非裁量的なものであるので、保障されなければならない85。

⁸⁴ 同上第23段落。

⁸⁵ 同上第 155 段落。

III. 国際法上の国籍に対する権利及び国籍の恣意的剝奪の禁止

- 84. 締約国は、無国籍削減条約に基づいて国籍を無きものとする権限の行使にとって、国籍に対する権利及び国籍の恣意的剝奪の禁止が基本的関連性を有することに留意するべきである。本章で示す指針は、国際法及び望ましい実践のあり方一般に関する限りにおいて、無国籍削減条約の締約国ではない国にとっても関連性を有する。
- 85. 世界人権宣言は、第15条で「すべて人は、国籍をもつ権利を有する」と定めている。国籍に対する権利及びこれに関連する国籍の恣意的剝奪の禁止が国際法の基本原則であることについては、強力な国際的合意が存在する⁸⁶。これらの2つの原則は緊密に関係しており、かつ相互に強化し合うものである。両原則は、世界人権宣言第15条第1項及び第2項で隣り合わせに規定されている⁸⁷。国籍の恣意的剝奪の禁止は、かつて特定の国家の市民であると認められていた個人が恣意的に市民として認められなくなるすべての状況に適用される(従って、前掲ⅡCで定義した国籍の喪失及び剝奪の双方が対象となる)⁸⁸。

A. 国籍に対する権利

86. 国籍に対する権利及び国籍の恣意的剝奪の禁止は広く批准された多数の国際条約に反映されているため、すべての国が、この権利を保護しかつこの禁止を支持する義務を負っている。市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)は、第24条第3項で「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する」と規定する。ほぼすべての国が批准している児童の権利条約は、第7条第1項で「児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を

国籍に対する権利の基本的性質は、多くの国内裁判所及び国際裁判所によって確認されてきた。例えば、
KV v Secretary of State for Home Department, Court of Appeal of England and Wales, [2019] EWCA
Civ 1796, para. 18; Anudo Ochieng Anudo v Republic of Tanzania, African Court on Human and
Peoples' Rights, Application No. 012/2015, 22 March 2018, para. 76; and Case of Expelled Dominicans
and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C
No. 282, paras. 253 and 255 参照。また、Case Concerning United States Diplomatic and Consular Staff
in Tehran (United States v Iran) [1980] ICJ Reports 3, para. 91 も参照。ICJ はこの判決で、世界人権
宣言の諸原則が基本的性格を有することを確認している。

⁸⁷ 例文 试、Hurst Hannum, The Status of the Universal Declaration of Human Rights in National and International Law, [1996] 25 Georgia Journal of International and Comparative Law 287, https://digitalcommons.law.uga.edu/gjicl/vol25/iss1/13/; and Gerard-René de Groot and Olivier Willem Vonk, International Standards on Nationality Law: Texts, Cases and Materials (Wolf 2015), pp. 45-46 参照。

⁸⁸ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 14 December 2009, A/HRC/13/34, para. 23 参照(「国籍の恣意的剝奪の問題には、個人の申請による国籍の自発的喪失は含まれないものの、他のあらゆる形態の国籍の喪失は対象となる。これには、特に差別的理由に基づいて国籍の取得又は維持を恣意的に妨げるもの及び法の運用において自動的に国籍を剝奪するもの、並びに、行政当局による行為であって国籍の恣意的剝奪という結果を生じさせるものが含まれる」)。

有する」と規定する。女子差別撤廃条約は、第9条第1項で、締約国は「国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する」と定める。女子差別撤廃条約第9条第2項は、「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える」と定める。

- 87. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)第5条は、締約国に対し、特定の権利(国籍に対する権利を明示的に含む)をすべての者が享有する権利を、人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに保障することを義務付けている。障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)は、第18条で、締約国は、障がいのある人が国籍を取得し及び変更する権利を有すること並びにその国籍を障がいに基づいて奪われないことを確保しなければならないと規定する。すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約(移住労働者権利条約)は、第29条で、「移住労働者の児童は、名前、出生登録及び国籍に対する権利を有する」と定める89。
- 88. 国籍に対する権利及び国籍の恣意的剝奪の禁止の基本的性質は、国連総会決議 50/152(1996 年)でも想起されている。総会は同決議で、「特に国籍の恣意的剝 奪を防止することにより、国際法の基本原則に一致する形で無国籍を削減する ための国籍法を採択する」ことを各国に求めた⁹⁰。人権理事会決議 2005/45 (2005 年)、7/10 (2008 年)、10/13 (2009 年)、13/2 (2010 年)、20/5 (2012 年)、26/14 (2014 年) 及び 32/5 (2016 年) でも、国籍に対する権利が基本的人権であることが再確認されている。これらのことを踏まえ、国連事務総長は、「各国は、人権分野におけるものを含む自国の国際的義務と一致するやり方で国籍の取得、放棄及び喪失について規律する法律を制定しなければならない」と述べた⁹¹。国際法委員会は、「無国籍の発生を防止するためにあらゆる適当な措置をとる〔国家〕承継関係国の義務は、国籍に対する当該者の権利から必然的に派生するもの」であり、また「無国籍であることの苦境と闘う切迫した必要性に関する各国の意識の高まり」が存在することを強調している⁹²。

⁸⁹ このほか、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(2716 UNTS 3)第 25 条第 4 項も参照。

⁹⁰ UNGA Res. 50/152, 9 February 1996, para. 16.

⁹¹ 例えば、Advisory Opinion No. 4, Nationality Decrees Issued in Tunis and Morocco [1923] PCIJ Series B, No. 4, p. 24 参照。また、Human Rights Council, Impact of the arbitrary deprivation of nationality on the enjoyment of the rights of children concerned, and existing laws and practices on accessibility for children to acquire nationality, inter alia, of the country in which they are born, if they would otherwise be stateless: Report of the Secretary General, 16 December 2015, A/HRC/31/29, para. 3 も参照。

⁹² International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999, Vol. II (Part Two), https://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html, p. 27.

- 89. 国籍に対する権利に関して強力な国際的合意が存在することは、複数の地域条約及び地域文書がこの権利に言及していることによって、さらに明らかになる。このような条約・文書としては、児童の権利及び福祉に関するアフリカ憲章(第6条)、米州人権条約(第20条)、人の権利及び義務に関する米州宣言(第19条)、人権及び基本的自由に関する独立国家共同体条約(第24条)、イスラームにおける児童の権利に関する規約(第7条)、アラブ人権憲章(第29条)及び東南アジア諸国連合(ASEAN)人権宣言(第18条)などがある。欧州国籍条約では、「権利」という言葉は用いられていないものの、国籍の取得に関して締約国が従うべき、無国籍の防止を意図した規則は掲げられている(第6条)。
- 90. また、国籍に対する権利及び無国籍の解消の重要性を強調する地域的宣言も多数存在する。このような宣言としては、「ブラジル宣言及び行動計画:ラテンアメリカ・カリブ海地域における難民、避難民及び無国籍者の国際保護を強化するための協力及び地域的連帯の枠組み」⁹⁴、「無国籍の根絶に関する西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)加盟国のアビジャン閣僚宣言」⁹⁵、「帰属及び法的身分証明に関するアラブ宣言」⁹⁶、「無国籍の根絶に関する大湖地域国際会議宣言」⁹⁷及び「中部アフリカにおける無国籍の根絶に関するンジャメナ・イニシアティブ」⁹⁸などがある。国連総会も、国連難民高等弁務官が2014年に開始した「10年間で無国籍をなくすためのグローバル・キャンペーンを歓迎」し、「すべての国に対し、無国籍の防止及び削減を前進させるためにとり得る行動を検討するよう奨励」した⁹⁹。

B. 国籍の恣意的剝奪の禁止

91. 人権と国籍の恣意的剝奪に関する 2009 年の国連事務総長報告書に反映されているように、国籍の恣意的剝奪の禁止を構成する最低限の内容は、国籍の喪失・

⁹³ 欧州国籍条約 (1997 ETS 166) 第4条 (「国籍に関する規則は次の原則に基づくものとする。(a) すべての者は、いずれかの国の国籍に対する権利を有する。(b) 無国籍は回避されなければならない。(c) 何人も、その国籍を恣意的に剝奪されない。(d) 締約国の国民と外国人との間における婚姻若しくは婚姻の終了又は婚姻中におけるいずれかの配偶者の国籍の変更が、他の配偶者の国籍に自動的に影響を及ばすことはない」)。

⁹⁴ Brazil Declaration and Plan of Action, 3 December 2014, https://www.refworld.org/docid/5487065b4.
html.

⁹⁵ Abidjan Declaration of Ministers of ECOWAS Member States on Eradication of Statelessness, 25 February 2015, https://www.refworld.org/docid/54f588df4.html.

⁹⁶ Arab Declaration on Belonging and Legal Identity, 28 February 2018, https://www.refworld.org/docid/5a9ffbd04.html.

⁹⁷ Declaration of International Conference on the Great Lakes Region (ICGLR) Member States on the Eradication of Statelessness, 16 October 2017, CIRGL/CIMR/DEC/15/10/2017, https://www.refworld.org/docid/59e9cb8c4.html.

N'Djamena Initiative on the Eradication of Statelessness in Central Africa, 12 December 2018, https://www.refworld.org/docid/5c2f3f8b4.html.

⁹⁹ UNGA Res. 70/135, 23 February 2016, para. 12.

剝奪が、法の定めに一致しており、正当な目的を達成する最も侵害度の低い手段であり、かつ適正手続きに従って行われるということである。これらの各要素については後掲第 92-108 段落で取り上げる¹⁰⁰。国籍の恣意的剝奪の例としては、司法上、法律上又は行政上の措置を通じてある民族集団全体の国籍を自動的に無きものにすること、裁判所又は独立の機関における公正な裁判なくしてある者の国籍を取り消すこと、及び、差別的事由に基づいて国籍の取得を否定することなどがある。

国籍の喪失・剝奪は法律に従って行われなければならない

- 92. 国籍の恣意的剝奪が禁止されているということは、国によるいかなる国籍の喪失・剝奪にも法律上の明確な根拠がなければならないということである。国籍の恣意的剝奪の禁止に備わるこの要素は、無国籍削減条約第8条に反映されている¹⁰¹。当該の法律は、国籍を取り消す国の権限を認めるとともに、市民が、国籍喪失・剝奪のきっかけとなる行動によって生じる結果がどのようなものであるかを合理的に予見できるよう、十分に明確なものでなければならない。望ましい実践のあり方として、国籍の喪失・剝奪に関する国内法には、最低限、無国籍削減条約に掲げられたものに匹敵する保障措置が規定されるべきである¹⁰²。
- 93. 国は、国籍の喪失・剝奪に関する法律であって国籍の喪失・剝奪につながる作為又は不作為を個人が行った時点で施行されていたものを、人は行為時に犯罪とされていなかった行為を理由として裁かれてはならないという一般的原則に則る限りで適用できる¹⁰³。無国籍又は国籍喪失・剝奪によるその他の悪影響が生じないようにするための措置として、国籍の喪失又は剝奪の新たな理由が国内法に導入される場合、国は、新たな理由の導入前であれば国籍の喪失又は剝奪に至らなかったであろう行為又は事実関係を理由として個人が国籍を喪失することを防止するための、経過規定を設けておくべきである。

¹⁰⁰ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 14 December 2009, A/HRC/13/34, 14 December 2009, para. 25 参照。

¹⁰¹ 前掲第72段落参照。

¹⁰² 無国籍削減条約に掲げられた基準の詳しいあらましは、前掲Ⅱを参照。

¹⁰³ 例えば、Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 298 参照。

国籍の喪失・剝奪は常に、正当な目的に比例するものでなければならない

- 94. 比例性の原則は、国際的・地域的人権条約を含む多数の国際人権文書に反映されている¹⁰⁴。国籍の喪失・剝奪の比例性を保つためには、国籍の喪失・剝奪に至る措置が「……国際人権法の趣旨に合致する正当な目的にかなって」おり、かつ国が追求する目的を達成するために必要な最も侵害度の低い手段であるべきである¹⁰⁵。従って、国籍の喪失・剝奪によって生じる結果と追求されている目的との比較衡量が行われなければならない¹⁰⁶。国籍の喪失・剝奪により、その他の諸権利(特に本ガイドラインで取り上げているもの)にアクセスしかつこれらを享有する個人の能力にどのような影響が生じるかが考慮されるべきである。また、追求される目的は正当なものでなければならず、国籍の喪失・剝奪は、ある者が表現又は結社の自由に対する権利等の権利を主張したことを処罰することが目的とされてはならない。
- 95. ある者が他の国の国籍を保持しているかどうかの問題は、国籍の喪失又は剝奪が国の追求する目的に比例しているか否かについての審査に関連する。これは、当該個人にとっての影響を判断する際の主要な要素のひとつだからである。当該者が他の国の国籍を保持していない場合、国籍の喪失・剝奪によって無国籍が生じる¹⁰⁷。ある者が他の国の国籍を保持しており又は(再)取得できる可能性がある場合であったとしても、当該国に居住する権利が何らかの形で失われれば、居住に伴うすべての権利も失われることになろう。従って国は、国籍の喪失・剝奪が行われる前に、関連の目的を達成するための、より侵害度の少ない代替手段が存在しないことを確保するべきである。無国籍がもたらす重大な結果に鑑み、無国籍という結果を生じさせる国籍の喪失・剝奪は、限定された狭い範囲の状況下以外では、比例性を有するものとして正当化され得るとは考えにくいということになろう¹⁰⁸。このことは、無国籍削減条約に基づいて締約国が国籍を取り消すことのできる状況がきわめて限定されていることに反映されている。

¹⁰⁴ 例えば、Yutaka Arai-Takahashi, 'Proportionality' in Dinah Shelton (ed), The Oxford Handbook of International Human Rights Law (Oxford University Press 2013), DOI: 10.1093/law/9780199640133.003.0020 参照。

例えば、Rottmann v Freistaat Bayern, Case C-135/08, [2010] ECR I-01449, https://www.refworld.org/cases,ECJ.4be130552.html, para. 56; Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/13/34, para. 25; and Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 4 参照。

International Law Commission, Draft Articles on the Expulsion of Aliens with commentaries, Yearbook of the International Law Commission, 2011 Vol. II (Part Two) , https://www.refworld.org/docid/5539ef8e4.html, Article 8.

¹⁰⁷ 例えば、Rottmann v Freistaat Bayern, Case C-135/08, [2010] ECR I-01449, https://www.refworld.org/cases,ECJ,4be130552.html, para. 57 参照。

¹⁰⁸ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 4 参照。

96. 時期の考慮も比例性のテストに関連する。従って国は、行為が実行されてから 当局がそれを発見するまでの期間及び発見から国籍の喪失・剝奪に至るまでの 期間について、定められた限定的な期限を確保するよう奨励される。

適正手続きが保障されない国籍の喪失・剝奪は恣意的である

- 97. 国籍の恣意的剝奪を回避するためには、国として、無国籍という結果が生じるか否かにかかわらず、国籍喪失・剝奪のあらゆる事案において手続き的保障措置を実施することが必要である¹⁰⁹。従って、国籍喪失・剝奪のあらゆる事案で適正手続き要件が満たされなければならない。
- 98. 自由権規約第14条第1項に基づき、「すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」¹¹⁰。国籍に対する個人の権利を侵害する国の決定は、国際法の問題として適正手続き上の保護に服するのである。この文脈における適正手続き要件の最低限の内容として、個人は、自己の国籍が取り消された理由を理解できなければならず、また国籍の喪失・剝奪に異議を申し立てることのできる法律上及び/又は行政上の手段にアクセスできなければならない¹¹¹。
- 99. 国籍の取得、維持又は放棄に関わる国の決定は、書面で交付され、かつ実効的な行政上及び司法上の再審査の対象とされ得るべきである¹¹²。国籍を取り消された個人に対しては、当該個人が理解できる言語による喪失・剝奪理由の説明書も提供されるべきである。

¹⁰⁹ 国籍の恣意的剝奪の禁止に含まれるこの要素は、無国籍削減条約第8条第4項に反映されている。前掲 IIC.参照。

¹¹⁰ 例えば、UN General Assembly, Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, 6 August 2008, A/63/223, para. 12; 人権及び基本的自由の保護に関する条約(欧州人権条約、ECHR)第6条;米州人権条約(米州人権専門家会議において採択、1969年11月22日)第8条;人及び人民の権利に関するアフリカ憲章(1981年6月27日採択・1986年10月21日発効、(1982)21 ILM 58)第8条;テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(2178 UNTS 197)第17条及び第21条;並びにUN Human Rights Committee, General comment no. 32: Article 14, Right to equality before courts and tribunals and to fair trial, 23 August 2007, CCPR/C/GC/32, http://www.refworld.org/docid/478b2b2f2.html 参照。

¹¹¹ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 31 参照。

¹¹² International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999 Vol. II (Part Two), https://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html, Article 17 (「国籍の取得、維持若しくは放棄又は国家継承に関連する選択権の行使に関わる申請は、不当に遅延することなく処理されるものとする。関連の決定は書面で交付し、かつ実効的な行政上及び司法上の再審査の対象とされ得るものとする」)。また、国籍に関する欧州条約 (1997 ETS 166) 第 11 条及び Human Rights Council, *Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General*, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 32 も参照。

- 100. 無国籍削減条約第8条第4項は、国籍の剝奪によって無国籍という結果が生じる場合には個人に対して公正な審理の機会が与えられることを要求していることから、国籍の恣意的剝奪の禁止に関わる適正手続きの要素には、国籍喪失・剝奪のあらゆる事案で公正な審理を行うことが含まれる。公正な審理に対するこの権利には、第1次決定に対して異議を申し立てられることも含まれる¹¹³。
- 101. ある者が無国籍であるか否かの判断は、過去を振り返るものでも将来を予想するものでもない。ある者が、無国籍者地位条約第1条に掲げられた無国籍者の定義に照らして無国籍であるか否かの問題は、当該者の国籍喪失・剝奪又は放棄に関する要件又は手続きが部分的にしか充足されておらず又は終結していない場合、当該個人は依然として国民と認められなければならない。法的手続きが進行している間、国籍を取り消す旨の決定は停止されるべきであり、法的手続きが終結するまで当該個人が国籍——及び関連の諸権利——を引き続き享有できるようにするべきである¹¹⁵。
- 102. 国籍喪失・剝奪の結果として国が出入国管理上の制裁(拘禁、渡航禁止及びその他の移動の自由の制限並びに身分証明書類の没収を含む)を課す場合、これらの措置が、国籍の喪失・剝奪において国が追求する目的に比例しているか否かの定期的審査が行われるべきである。最低限、個人が、例えば事案のあらゆる事情に照らして拘禁が比例性のある措置であるかについての定期的審査を受けることなく、恣意的に拘禁されることがあってはならない。このことは、法律上及び/又は行政上の手続きの進行中並びに終局決定が行われた後のいずれについても当てはまる。
- 103. ある個人が他の国の国籍を保持しており又は取得するか否かの判断が国籍喪失・ 剝奪の許容性の問題に関わってくる場合には常に¹¹⁶、個人が他国の国民であるこ

¹¹³ 例えば、Anudo Ochieng Anudo v Republic of Tanzania, African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 012/2015, 22 March 2018, https://www.refworld.org/cases,AfCHPR.5d7bb4784.html, para. 116; and Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 32 参照。

¹¹⁴ UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, para. 50.

¹¹⁵ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 33 参照(「国籍の喪失又は剝奪が停止されず、外国人となった元国民が追放されるのであれば、異議申立て手続へのアクセスは問題の多いものとなり、関連する適正手続上の保障は無効になりかねない。同様に、国籍の喪失・剝奪によって財産権も失われる場合、当該個人は自宅又は事業及び獲得されたその他の権利を喪失せざるを得ないかもしれない。このような干渉は、その後、国籍の喪失又は剝奪が不法又は恣意的であって取り消されなければならないことが確定したとしても、修復困難となる可能性がある」)。

¹¹⁶ 前掲第80-83段落参照。

とを根拠としたいと考える国は、望ましい実践のあり方として、当該個人が自国の市民である旨の確認を、当該他国から書面で得るべきである¹¹⁷。

- 104. 国がある者の国籍を本人不在のまま(in absentia)剝奪しようとする場合、そのような剝奪の当事者が公正な審理に実際的または効果的にアクセスできる可能性は低く、このような理由から、本人不在のまま国籍剝奪は行われるべきではない。それでも本人不在のままある者の国籍を剝奪しようとする場合、国は、国籍剝奪は国の正当な目的に比例する措置でなければならないという要件に従い、対象者が国内に存在することによって具体的に生ずる国の安全へのリスクを回避するために本人不在のまま国籍剝奪がやむを得ず必要であること、及び、他の手段によってこのようなリスクを緩和するのは不可能であることについて、裁判所の認可を求めるべきである。
- 105. 国が本人不在のまま個人の国籍を剝奪した場合であって、その後、当該個人から剝奪に対する異議申立てがあった場合、国は、望ましい実践のあり方として、当該剝奪の無効を宣言した上であらためて関連の法律上及び行政上の手続きを進めるべきである。このような対応をとらない場合、国は、当該者が異議申立て手続きに実際的かつ効果的にアクセスできることを確保するとともに、異議申立て手続きの継続中、国籍剝奪を停止するべきである。

効果的な救済措置

- 106. 国は、国籍の恣意的剝奪の禁止に違反して国籍を取り消された個人が効果的な 救済措置にアクセスできることを確保しなければならない。効果的な救済措置 に対する権利は、自由権規約第2条第3項を含む、広く批准された複数の国際 人権条約で規定されている¹¹⁸。これは無国籍削減条約第8条第4項を補完するも のであり、裁判所又は他の独立の機関による公正な審理を受ける権利には、個 人が無国籍削減条約及び適用される国際人権法と一致しないやり方で国籍を喪 失し又は剝奪された場合の、効果的な救済措置が含まれるべきである。
- 107. 国は、救済措置を求めるいかなる者に対しても、当該救済について適当な機関による決定を受ける権利が認められること及び「救済措置が与えられる場合に

¹¹⁷ 前掲第80-83段落参照。

¹¹⁸ 自由権規約第2条第3項は、規約に掲げられた権利が侵害された場合に、個人は効果的な救済措置にアクセスできなければならないと定めている。自由権規約第24条第3項は国籍に対する権利に関連しているため、このことは国籍に対する権利にも適用される。Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 444も参照(「国籍に対する権利を保護する国家の義務に関して裁定する中で、米州人権裁判所は、「危害を引き起こしたいかなる国際的義務の違反にも十分な賠償を行う義務が伴うのであり、……これは……国家責任に関する現代国際法の基本的原則の1つを構成する慣習法上の規範を反映するものである』と言明してきた」)。

……〔当該〕機関によって執行されること」を確保すること¹¹⁹ により、違法な国籍喪失・剝奪について効果的な救済措置を受ける権利を確保することができる。国はまた、国籍を恣意的に剝奪された者が効果的な救済措置に実際的にアクセスできること¹²⁰並びに当該救済措置の一環として国籍の回復及び補償が行われること¹²¹も確保するべきである。国は、国籍の恣意的剝奪に対する救済措置としての国籍回復が自動的に行われること(当該回復に剝奪の時点までの遡及効を認めることが望ましい)を確保するよう奨励される¹²²。効果的な救済を得るために身元の証明が必要な場合、国籍喪失・剝奪によって個人がそのような証拠を提示しにくくなっている可能性があるため、国は柔軟な証拠規則を採用するべきである。例えば、身分証明書類に代えて、証人による証言又は他の書証への依拠を認めることもできよう¹²³。

108. 国籍の喪失・剝奪が国内社会の特定の集団に対する過去の迫害と関連している場合、国は、当該集団に属する個人が国籍を再取得できるようにするための、 簡素で非裁量的な申請手続きを実施するよう奨励される。

C. 国際人権法における他の関連の規定

109. 差別の禁止、ノン・ルフールマン、拷問の禁止、自国を離れる権利、自国に入 国する権利並びに私生活及び家族生活に対する権利についての国際人権法は、 国籍の喪失・剝奪が認められるかどうかに関連性を有する。国家は、国籍喪失・ 剝奪のあらゆる事案で、国際慣習法上の義務及び自国が拘束される関連の条約 の規定であってこれらの原則に関連するものを遵守しなければならない。

¹¹⁹ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (999 UNTS 171、自由権規約) 第2条第3項。児童の権利に 関する条約 (1577 UNTS 3) 第8条第2項 (「締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不 法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える」)。

¹²⁰ 国籍の回復に関わって相当の遅延又は実際的困難を生じさせる行政的又は金銭的障害は、効果的な救済 措置に対する権利の縮小につながる可能性が高い。このような障害としては、申請手続きに関する情報 がないこと及び手数料が申請をためらわせるほどに高いことなどが考えられる。

¹²¹ 例えば、Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 479-482; Human Rights Council Resolution 7/10, 27 March 2008; Human Rights Council Resolution 10/13, 26 March 2009; and UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters, 2018, https://www.ohchr.org/sites/default/files/newyork/Documents/Human-Rights-Responses-to-Foreign-Fighters-web_final.pdf, p. 23 参照。

¹²² 例えば、Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, para. 469 参照。

¹²³ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 14 December 2009, A/HRC/13/34, para. 12; and Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 26 January 2009, A/HRC/10/34, para. 59 参照。

- 110. 差別の禁止の原則は、広く批准された多数の国際人権条約に掲げられている(自由権規約第26条、児童の権利条約第2条、女子差別撤廃条約第9条及び人種差別撤廃条約第5条等)¹²⁴。これらの規定は無国籍削減条約第9条を補完するものである。
- 111. 各国は、国籍喪失・剝奪の実際上の効果が、国籍喪失・剝奪に関する法律及び政策並びに実務によって特定の集団(例えば民族的又は宗教的マイノリティ)が不均衡な影響を受けるものとならないようにするための措置をとるべきである¹²⁵。特定の集団に対するこのような差別的効果は、当該国の法律に無国籍を防止するための強力な保障措置が掲げられている場合でさえ、存在する場合がある。
- 112 無国籍削減条約第5~8条は単独国籍者と二重国籍者を区別しており、ある者が他の国の国籍を保持しており又は取得できるか否かによって、異なる基準が適用される。このことは、締約国の国籍の喪失又は剝奪によってある者が無国籍となるか否かの判断に関連する。また、出生によって国民になった者と帰化によって国民になった者に適用される基準にも違いがある。望ましい実践のあり方として、出生によって国民になった者と帰化した市民の取扱いの不平等は、帰化した市民が出生によって国民になった者と不平等な形で国籍の喪失又は剝奪の対象とされ得る期間が限定的に定められることを確保することにより、最小限に抑えられるべきである126。例えば、帰化した市民は、帰化によって国籍を取得した日から定められた限定的な期間(例えば1年)を経た後は、国籍の喪失・剝奪に関して、出生によって国籍を取得した国民と異なる規則の適用対象とされるべきではない。また、帰化した市民の多くが民族的マイノリティ集団出身である可能性が高いことに鑑み、締約国は、出生により市民となった者よりも帰化した市民を国籍喪失・剝奪の対象とされやすくしている法律及び実務に関して、慎重な姿勢をとるべきである。

¹²⁴ International Law Commission, *Draft Articles on Nationality of Natural Persons in relation to the Succession of States with commentaries*, Yearbook of the International Law Commission, 1999 Vol. II (Part Two), https://www.refworld.org/docid/4512b6dd4.html, Article 15. 国籍に関する欧州条約(欧州国籍条約)(1997 ETS 166)第5条第1項。

¹²⁵ 例えば、Hoti v Croatia, European Court of Human Rights, App. no. 63311/14, 26 April 2018, para. 106; Case of Expelled Dominicans and Haitians v Dominican Republic, 28 August 2014, Inter-American Court of Human Rights, Series C No. 282, paras. 263-264 参照。また、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(660 UNTS 195)第5条(d)(iii)も参照(「〔条約が〕定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であること(とりわけ国籍への権利…を享有すること)を保障することを約束する。」))。

¹²⁶ 例えば、Human Rights Council, Human rights and arbitrary deprivation of nationality: Report of the Secretary-General, 19 December 2013, A/HRC/25/28, para. 6 参照。

- 113. 国籍喪失・剝奪の結果として当該個人が他国に送還される場合、ノン・ルフー ルマンの原則違反となる可能性がある。ノン・ルフールマンの原則が最も顕著 な形で表明されているのは難民の地位に関する1951年の条約(難民条約)第33 条であり、これは国際慣習法上の規範として認められてきた¹²⁷。ノン・ルフール マンの原則により、国家は、いかなる方法によっても、難民をその生命又は自 由が脅威にさらされるおそれのある領域に追放し又は送還することを禁じられ ている。ノン・ルフールマンの義務は国際的及び地域的人権法文書にも掲げら れている128。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は 刑罰に関する条約(拷問禁止条約)第3条は、ある者に対する拷問が行われる おそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国に当該者を追放し、 送還し又は引き渡すことを禁じている。強制失踪からのすべての者の保護に関 する国際条約第16条は、同様の文言で、強制失踪の対象とされるおそれがある 国への送還を禁じている129。さらに、ある者を他国に移送すれば当該者が深刻な 人権侵害(特に生命の恣意的剝奪又は拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若 しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰)にさらされることになる場合、 国家はそのような移送を行ってはならないことも、一般的に受け入れられてい る130。
- 114. 国家が、ある者の国籍を剝奪した上で、当該者に対し、出国(犯罪人引渡し又は追放によるものを含む)と、生命を脅かされるおそれにさらされ又は拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰に相当する取り扱いを受ける可能性がある領域への帰還を強制する場合、その

¹²⁷ Declaration of States Parties to the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, 16 January 2002, HCR/MMSP/2001/09, https://www.refworld.org/docid/3d60f5557.html, para.4.

¹²⁸ UNHCR, Advisory Opinion on the Extraterritorial Application of Non-Refoulement Obligations under the 1951 Convention relating to the Status of Refugees and its 1967 Protocol, 26 January 2007, www.refworld.org/docid/45f17a1a4.html. この助言的意見では、市民的及び政治的権利に関する国際規約(999 UNTS 171)第 6 条及び第 7 条、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(1465 UNTS 85)第 3 条、米州人権条約(米州人権専門家会議において採択、1969 年 11 月 22 日)第 22 条第 8 項、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章(1981 年 6 月 27 日採択・1986年 10 月 21 日発効、(1982)21 ILM 58)第 5 条、欧州人権条約第 2 条及び第 3 条並びに欧州連合基本権憲章(2000/C 364/01)第 19 条第 2 項を含むさまざまな人権法文書が参照されている。

¹²⁹ 地域人権条約でも、多数の規定にノン・ルフールマンの原則が定められている。例えば、米州人権条約 (米州人権専門家会議において採択、1969年11月22日) 第22条第8項、拷問の防止及び処罰に関する米州条約 (OAS Treaty Series No. 67) 第13条第4項、欧州連合基本権憲章 (2000/C 364/01) 第19条第2項、アラブ人権憲章 (1994年9月15日) 第28条及び人身取引対策に関する欧州条約 (CETS 197) 第40条第4項参照。

¹³⁰ 例えば、自由権規約第6条及び第7条: UN Human Rights Committee, General Comment No. 36 (2018) on article 6 of the International Covenant on Civil and Political Rights, on the right to life, 30 October 2018, CCPR/C/GC/36, para. 31; and UN Human Rights Committee, CCPR General Comment No. 20: Article 7 (Prohibition of Torture, or Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment), 10 March 1992, para. 9; and UN Committee Against Torture, General Comment No. 4 (2017) on the implementation of article 3 of the Convention in the context of article 22, 4 September 2018, CAT/C/GC/4, para. 26 参照。

ような国家の行動はノン・ルフールマンの義務に一致しない可能性が非常に高い¹³¹。国家はまた、ある者を他の国に移送した場合に、当該者が前文で述べた深刻な危害の対象とされる国にさらに又はあらためて送還されるおそれがある時は、そのような国への送還も行うべきではない¹³²。

- 115. 国籍喪失・剝奪の結果として個人が拘禁される場合(出入国管理法の執行を目的とするものおよび軍事拘禁との関係で行われるものを含む)、当該拘禁は恣意的であってはならない。恣意的拘禁には、拘禁期間の監督又は再審査が行われない状況も含まれる。このような状況は、場合によって拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰に該当することがある¹³³。
- 116. 国籍を取り消された者が当該喪失・剝奪の結果として人権を侵害されると信ず るに足る実質的理由がある場合¹³⁴、国籍の喪失・剝奪が追求される目的に比例す

¹³¹ 例えば、Human Rights Council, Report of the Working Group on Arbitrary Detention, 24 December 2012, A/HRC/22/44, para. 38 参照。自由が恣意的に剝奪された事案の受理及び検討を特に任務とする恣意的拘禁に関する作業部会は、特に「自由の剝奪を正当化するいかなる法的根拠も援用できないことが明らかな場合」及び「世界人権宣言及び当該国が受け入れている関連の国際文書に掲げられた、公正な裁判を受ける権利に関わる国際的規範の全面的又は部分的な不遵守があまりにも重大であるために当該自由の剝奪に恣意的性質が生じる場合」に、「国際慣習法に基づいて自由の剝奪の事案を恣意的と判断する」としている。

¹³² $T.I.\ v$ United Kingdom, European Court of Human Rights, App. no. 43844/98, 7 March 2000, p. 14 (「通常、『安全な第三国』ですでに庇護申請を棄却された者が、当該第三国に帰還した際に効果的な法的救済を得られることはない。このような状況における間接的送還は、ノン・ルフールマンの原則の違反となり得る。従って、いかなる庇護希望者も、その事案において得られる保証(例えば、当該者が再入国を認められ、ノン・ルフールマンの原則に反する送還から効果的に保護され、庇護を求めかつ享受する可能性があり、かつ受け入れられた国際基準に従って取り扱われる旨の保証)について信頼に足る評価を実施することなく、第三国に送還されるべきではない」)。また、Abdolkhani and Karinnia v Turkey, European Court of Human Rights, App. no. 30471/08, 22 September 2009, para. 88 も参照(「裁判所は、これとの関係で、中継国への外国人の間接的送還は、追放を行う締約国の、当該外国人が追放決定の結果として〔欧州人権条約〕第3条に反する取り扱いにさらされないことを確保する責任に影響を及ぼすものではないことを、あらためて指摘する」)。

¹³³ このことは、個人が国籍喪失・剝奪の結果としてある国に居住する権利を有さなくなり、しかし他の国の国籍又は(合法的な)居住地もないことから無期限に拘禁される場合に、特に関連性を有する。
Anudo Ochieng Anudo v Republic of Tanzania, African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 012/2015, 22 March 2018, https://www.refworld.org/cases.AfCHPR.5d7bb4784.html. paras. 118, 120-121 参照。人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所は、市民的及び政治的権利(日本語注:原文では「経済的及び文化的権利」となっているが修正)に関する国際規約第9条第1項に基づく身体の自由及び安全についての権利並びに恣意的逮捕及び拘禁からの保護についての権利の侵害が、国籍の恣意的剝奪の結果として生じたと述べている。当該個人は、国籍を恣意的に剝奪され、追放先の国に合法的に居住することもできないことが明らかになった後、拘禁され続けていた。また、Human Rights Council, Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, 26 February 2018, A/HRC/37/50, para. 27 も参照(「自由権規約委員会は、『……特殊が恣意的であること、その期間が長期及び/又は無期限であること、「後拘禁者に対する」情報提供及び手続的権利の保障が行われないこと並びに拘禁環境が困難であることが組み合わさると、被拘禁者に対して累積的に深刻な心理的危害を及ほすことにつながり、規約第7条に反する取り扱いとみなされる』という判断を繰り返し行ってきた」)。

¹³⁴ 例えば、*Agiza v Sweden*, Communication no. 233/2003, UN Committee against Torture, 20 May 2005, CAT/C/34/D/233/2003, paras. 13.2-13.5 参照。

るものであるか否かの審査の一環として、この点が考慮されなければならない。 追放、送還又は引渡しが比例性を欠くか否かの検討においては、「関係する国に おける一貫した形態の重大な、明らかな又は大規模な人権侵害の存在」¹³⁵ が考慮 されるべきである。

- 117. 国家はまた、ある者が他国に送還された場合に恣意的拘禁の対象とされる可能性の有無も考慮しなければならない。国籍喪失・剝奪の結果として個人が拘禁される場合(出入国管理法の執行を目的とするものおよび軍事拘禁との関係で行われるものを含む)、当該拘禁は恣意的であってはならない。恣意的拘禁には、拘禁期間の監督又は再審査が行われない状況も含まれる。このような状況は、場合によって拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰に該当することがある¹³⁶。このことは、個人が国籍喪失・剝奪の結果としてある国に居住する権利を有さなくなり、しかし他の国の国籍又は(合法的な)居住地もないことから無期限に拘禁される場合に、特に関連性を有する¹³⁷。
- 118. 国家は、個人の国籍を剝奪し、かつ当該個人が自国の領域に居住する許可も取り消すすべての事案で、他の国が当該者の入国を認め、かつ国際人権法に一致した保護を提供することに公式に合意していることを確保するべきである¹³⁸。このような公式の合意がない場合、当該個人を他の国に移送し又は送還するまでの間、恣意的拘禁が長期にわたって行われることのような、さらなる人権侵害を引き起こすことにつながる大きなおそれが生ずる¹³⁹。
- 119. 自国に入国する権利は、世界人権宣言第13条、自由権規約第12条第4項¹⁴⁰、並びに、人種差別撤廃条約(第5条(d)(ii))、児童の権利条約(第10条第2項)、移住労働者権利条約(第8条)及び障害者権利条約(第18条(e-d))を含む他

¹³⁵ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(1465 UNTS 85) 第3条第2項。強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(2716 UNTS 3)第16条第2項。

¹³⁶ 例えば、Human Rights Council, Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, 26 February 2018, A/HRC/37/50, paras. 26-29 参照。

¹³⁷ 例えば、Human Rights Council, Report of the Working Group on Arbitrary Detention, 24 December 2012, A/HRC/22/44 参照。

¹³⁸ UNHCR, UNHCR intervention before the Supreme Court of Canada in the case of Manickavasagam Suresh (Appellant) and the Minister of Citizenship and Immigration, the Attorney General of Canada (Respondents), 8 March 2001, https://www.refworld.org/docid/3e71bbe24.html, paras. 52 and 78.

¹³⁹ 例えば、Agiza v Sweden, Communication no. 233/2003, UN Committee against Torture, 20 May 2005, CAT/C/34/D/233/2003, para. 13.4 参照。

¹⁴⁰ ICCPR 第12条の規定(自国を離れる権利を含む)は、法律に定めがある場合、国の安全又は公の秩序を理由とするものを含む第12条第3項上の制限に服する場合がある。ただし、「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」と定める第12条第4項には、これは適用されない。

のさまざまな国際条約及び地域条約¹⁴¹に掲げられている。自国から離れる権利(世界人権宣言第13条)は正式な意味での国籍国に限定されるものではなく、また自国をいったん離れた後に帰る権利により、「国外で出生した者に対して当該国に初めて来る資格が認められる場合もある(例えばその国が当該者の国籍国である場合)」¹⁴²。この権利はまた、国家との特別な紐帯を理由として単なる外国人とみなすことのできない個人に対し、入国の権利、従って在留の権利を保障するものでもある¹⁴³。これには例えば、ある国に長く定住している無国籍者及び国際法に違反して国籍を剝奪された者が含まれる¹⁴⁴。

- 120. ある国の国民である者が国外にいる場合、当該国は、その者の国籍を恣意的に 剝奪することによって自国の領域への帰還を妨げるべきではない¹⁴⁵。国籍の喪失・ 剝奪とともに個人の旅券又は他の身分証明書類が失効する場合でも、国家は、 自国への入国の拒否が恣意的でないかどうかを検討しなければならない¹⁴⁶(当該 入国拒否が法律で定められており、かつ正当な目的にとって比例性を有するか 否かの検討を含む)¹⁴⁷。渡航禁止が課される場合、当事者に対し、禁止が比例性を 欠いた措置だと考える場合に実効的に異議を申し立てられるよう、あらゆる必 要な情報が提供されるべきである¹⁴⁸。
- 121. 国家は、国外渡航の制限を目的とする措置(例えばテロリズムを目的とする国 外渡航の制限)を課すことができ、従って自国を離れる権利を制限することが できる。ただし、比例性の基準が満たされており、さらにこの問題に関する安 全保障理事会の決定に合致していることが条件とされる¹⁴⁹。

¹⁴¹ 人の権利及び義務に関する米州宣言(AG/RES. 1591(XXVIII-O/98)、第9回米州諸国会議(1948年) において採択、Basic Documents Pertaining to Human Rights in the Inter-American System OEA/ Ser L V/II.82 Doc 6 Rev 1 at 17 (1992)に採録)第8条。人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 (1981年6月27日採択・1986年10月21日発効、(1982)21 ILM 58)第12条。欧州人権条約第4議定書第6条。

¹⁴² 例えば、Human Rights Committee, General Comment No. 27 (Freedom of Movement), 2 November 1999. CCPR/C/21/Rev.1/Add.9. paras. 19-20 参照。

¹⁴³ ibid.

UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons 2014, para, 142.

¹⁴⁵ 例えば、Human Rights Committee, General Comment No. 27 (Freedom of Movement), 2 November 1999, CCPR/C/21/Rev.1/Add.9, para. 21 参照。

¹⁴⁶ ICCPR 第12条第4項:「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」。

¹⁴⁷ UNSC Res. 2178, 24 September 2014, para. 2. UNSC Res. 2396, 21 December 2017, para. 2. この 2 つの 決議は、実効的な国境管理並びに身分証明書及び旅行書類の発給管理等を通じて外国人テロ戦闘員の国 家間の移動を防止するよう、各国に求めるものである。

¹⁴⁸ UN Counter-Terrorism Implementation Task Force, Guidance to States on human rights-compliant responses to the threat posed by foreign fighters, 2018, https://www.ohchr.org/sites/default/files/newyork/Documents/Human-Rights-Responses-to-Foreign-Fighters-web_final.pdf, p. 17.

¹⁴⁹ 例えば、Human Rights Committee, General Comment No. 27 (Freedom of Movement), 2 November 1999, CCPR/C/21/Rev.1/Add.9, para. 14 参照。

- 122. 世界人権宣言は、第12条で「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され……ない」、第16条第3項で「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」と定めている。とりわけ、各国は、広く批准された複数の条約(自由権規約第17条第1項及び第23条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第10条、児童の権利条約第16条、障害者権利条約第23条並びに移住労働者権利条約第44条を含む)に基づき、私生活及び家族生活の保護に関わる具体的義務を負っている。欧州人権条約(第8条)等の地域文書でも私生活及び家族生活に対する権利が定められている。
- 123. 国籍喪失・剝奪が国家の正当な目的を達成するための比例的措置であるか否かを国家が審査するにあたっては、私生活及び家族生活に対する権利への干渉についても考慮されるべきである¹⁵⁰。これには、個人の親の婚姻上の地位を理由として、当該個人にそもそも国籍が付与されない事案も含まれる¹⁵¹。国籍喪失・剝奪の結果、ある者又は家族が居住国を離れなければならない場合又は居住国に帰れない場合にも、当該個人に対して重大な影響(家族が離れ離れになることの影響を含む)が生じ得るため、私生活及び家族生活に対する権利の侵害となる可能性がある¹⁵²。

¹⁵⁰ Hoti v Croatia, European Court of Human Rights, App. no. 63311/14, 26 April 2018, para. 122 (「…… 裁判所は、ある国に居住する権利を制限する措置が当該個人の私生活若しくは家族生活又はその両方に比例性を欠いた影響をもたらす時は、場合により、当該措置が条約第8条違反となる可能性があることをあらためて指摘する。……さらに、裁判所は、本件事業のようないくつかの事業において、[欧州人権条約] 第8条には申立人の私生活及び/又は家族生活の効果的享受を確保する積極的義務を伴う場合がある旨、判示してきた」). また、Slivenko v Latvia, European Court of Human Rights, App. no. 4832/199, 9 October 2003, para. 122 も参照(「裁判所は、国の安全のために退去強制が必要であるという一般的認定に基づいて外国軍部隊及びその家族の撤退を求める本件制度のような制度が、それ自体、「欧州人権条約」第8条に反するとみなすことはできないと考える。ただし、国内法によって退去強制の免除対象とならない者の個々の事情を考慮する可能性のないままそのような制度を適用することは、裁判所の見解では、同条の要件と両立しない。個人及びコミュニティの利益競合に関して公正な均衡を図るため、ある者の退去強制は、追求される正当な目的に照らして当該措置が比例性を欠く場合、執行されるべきではない。本件事案においては、問題は、申立人らの具体的状況が、元外国軍士官との家族的紐帯に基づいて生ずる、国の安全に対するいずれかの危険を凌駕するようなものであるか否かということである」)。

¹⁵¹ 例えば、Genovese v Malta, European Court of Human Rights, App. no. 53124/09,11 October 2011, paras. 29-30 参照。

¹⁵² Slivenko v Latvia, European Court of Human Rights, App. no. 4832/199, 9 October 2003, para. 96(「本件事案の事実関係については、第1申立人はわずか生後1か月であった1959年にラトビアに到着した。同人は、40歳になる1999年までラトビアに住み続けた。同人は同国の学校に通い、就職し、婚姻した。第2申立人である同人の娘は1981年にラトビアで出生し、18歳になるまで同国で暮らしていたところ、中等教育を修了したばかりの時点で母とともに国を離れることを強制された。……ラトビアで滞在することの合法性に関する手続きがうまくいかなかった結果、申立人らが自己の意思に反してラトビアを離れたことには争いがない。このようにして、申立人らは、すべての人間の私生活を構成する個人的、社会的及び経済的関係のネットワークを出生時から途切れることなく発展させてきた国から、退去を強制されたのである。さらに、退去強制の結果、申立人らはリガで暮らしてきたフラット住居も失った。……このような事情を踏まえ、裁判所は、ラトビアからの申立人らの退去強制は〔欧州人権条約〕第8条第1項にいう意味における申立人らの『私生活』及び『住居』への干渉に当たると認定せざるを得ない』).

付録1:1954年無国籍者の地位に関する条約

Annex 1- 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons

採択 1954年9月28日、ニューヨークにおいて 効力発生 1960年6月6日(本条約第39条に依る)

(文前)

締約国は、

国際連合憲章及び千九百四十八年十二月十日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、

国際連合が、種々の機会に無国籍者に対する深い関心を表明し並びに無国籍者に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、

難民でもある無国籍者のみが千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する 条約の対象となること及び当該条約の対象とならない多数の無国籍者がいることを 考慮し、

国際協定により無国籍者の地位を規制し及び改善することが望ましいと考えて、 次のとおり協定した。

第一章 一般規定

第一条【「無国籍者」の定義】

- 1 この条約の適用上、「無国籍者」とは、いずれの国によってもその法の運用において国民と認められていない者をいう。
- 2 この条約は、次の者については、適用しない。
 - (i) 国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護又は援助を現に受けている者。ただし、それらの者が当該保護又は援助を受けている間に限る。
 - (ii) 居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及 び義務を有していると認められる者
 - (iii) 次のいずれかに該当すると考えられる重大な理由のある者
 - (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する 国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
 - (b) 避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く。)を行ったこと。
 - (c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

第二条【一般的義務】

すべての無国籍者は、滞在する国に対し、特に、その国の法令を遵守する義務及 び公の秩序を維持するための措置に従う義務を負う。

第三条【無差別】

締約国は、無国籍者に対し、人種、宗教又は出身国による差別なしにこの条約を 適用する。

第四条【宗教】

締約国は、その領域内の無国籍者に対し、宗教を実践する自由及び子の宗教的教育についての自由に関し、自国民に与える待遇と少なくとも同等の好意的待遇を与える。

第五条【この条約に係わりなく与えられる権利】

この条約のいかなる規定も、締約国がこの条約にかかわりなく無国籍者に与える 権利及び利益を害するものと解してはならない。

第六条【「同一の事情の下で」の意味】

この条約の適用上、「同一の事情の下で」とは、その性格上無国籍者が満たすことのできない要件を除くほか、ある者が無国籍者でないと仮定した場合に当該者が特定の権利を享受するために満たさなければならない要件(滞在又は居住の期間及び条件に関する要件を含む。)が満たされていることを条件として、ということを意味する。

第七条【相互主義の適用の免除】

- 1 締約国は、無国籍者に対し、この条約が一層有利な規定を設けている場合を除 くほか、一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を与える。
- 2 すべての無国籍者は、いずれかの締約国の領域内に三年間居住した後は、当該 締約国の領域内において立法上の相互主義を適用されることはない。
- 3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生ずる日に相互の保証なしに無国籍者に既に認めている権利及び利益が存在する場合には、当該権利及び利益を引き続き与える。
- 4 締約国は、2及び3の規定により認められる権利及び利益以外の権利及び利益を相互の保証なしに無国籍者に与えることの可能性並びに2に規定する居住の条件を満たしていない無国籍者並びに3に規定する権利及び利益が認められていない無国籍者に対しても相互主義を適用しないことの可能性を好意的に考慮する。

2及び3の規定は、第十三条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十二条 に規定する権利及び利益並びにこの条約に規定していない権利及び利益のいずれ についても、適用する。

第八条【例外的措置の適用の免除】

締約国は、特定の外国の現在又はかつての国民の身体、財産又は利益に対してとることのある例外的措置については、無国籍者に対し、当該者がかつて当該外国の国籍を有していたことのみを理由としてこの措置を適用してはならない。前段に定める一般原則を適用することが法制上できない締約国は、適当な場合には、当該無国籍者について当該例外的措置の適用を免除する。

第九条【暫定措置】

この条約のいかなる規定も、締約国が、戦時に又は他の重大かつ例外的な状況において、特定の個人について国の安全のために不可欠であると認める措置を暫定的にとることを妨げるものではない。もっとも、当該特定の個人について真に無国籍者であるか無国籍者でないか又は当該特定の個人について当該不可欠であると認める措置を引き続き適用することが国の安全のために必要であるか必要でないかを当該締約国が決定するまでの間に限る。

第十条【居住の継続】

- 1 第二次世界大戦中に退去を強制されていずれかの締約国の領域に移動させられ、 かつ、当該領域内に居住している無国籍者は、この滞在を強制された期間合法的 に当該領域内に居住していたものと認める。
- 2 無国籍者が第二次世界大戦中にいずれかの締約国の領域からの退去を強制され、かつ、居住のため当該領域にこの条約の効力発生の目前に帰った場合には、この強制された過去の前後の居住期間は、継続的な居住が必要とされるいかなる場合においても継続した一の期間とみなす。

第十一条【無国籍者である船員】

締約国は自国を旗国とする船舶の常傭の乗組員として勤務している無国籍者については、自国の領域における定住について好意的考慮を払うものとし、特に他の国における定住を容易にすることを目的として、旅行証明書を発給し又は自国の領域に一時的に入国を許可することについて好意的考慮を払う。

第二章 法的地位

第十二条【属人法】

- 1 無国籍者については、その属人法は住所を有する国の法律とし、住所を有しないときは、居所を有する国の法律とするものとする。
- 2 無国籍者が既に取得した権利であって属人法に基づくもの、特に婚姻に伴う権利は、無国籍者が締約国の法に定められる手続に従うことが必要な場合にはこれに従うことを条件として、当該締約国により尊重される。ただし、この権利は、

当該無国籍者が無国籍者でないとした場合においても、当該締約国の法により認められるものでなければならない。

第十三条【動産及び不動産】

締約国は、無国籍者に対し、動産及び不動産の所有権並びに動産及び不動産についてのその他の権利の取得並びに動産及び不動産に関する賃貸借その他の契約に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十四条【著作権及び工業所有権】

無国籍者は、発明、意匠、商標、商号等の工業所有権の保護並びに文学的、美術的及び学術的著作物についての権利の保護に関しては、常居所を有する国において、その国の国民に与えられる保護と同一の保護を与えられるものとし、他のいずれの締約国の領域においても、当該無国籍者が常居所を有する国の国民に対して当該締約国の領域において与えられる保護と同一の保護を与えられる。

第十五条【結社の権利】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、非政治的かつ非営利的な団体及び労働組合にかかわる事項に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十六条【裁判を受ける権利】

- 1 無国籍者は、すべての締約国の領域において、自由に裁判を受ける権利を有する。
- 2 無国籍者は、常居所を有する締約国において、裁判を受ける権利に関する事項(法 律扶助及び訴訟費用の担保の免除を含む。)につき、当該締約国の国民に与えられ る待遇と同一の待遇を与えられる。
- 3 無国籍者は、常居所を有する締約国以外の締約国において、2 に規定する事項に つき、当該常居所を有する締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えら れる。

第三章 職業

第十七条【賃金が支払われる職業】

1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、賃金が支払われる 職業に従事する権利に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる 場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を 与える。 2 締約国は、賃金が支払われる職業に関し、すべての無国籍者、特に、労働者募 集計画又は移住者受入計画によって当該締約国の領域に入国した無国籍者の権利 を自国民の権利と同一のものとすることについて好意的考慮を払う。

第十八条【自営業】

締約国は、合法的にその領域内にいる無国籍者に対し、独立して農業、工業、手工業及び商業に従事する権利並びに商業上及び産業上の会社を設立する権利に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十九条【自由業】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者であって、当該締約国の権限のある機関が承認した資格証書を有し、かつ、自由業に従事することを希望する者に対し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四章 福祉

第二十条【配給】

無国籍者は、供給が不足する物資の分配を規制する配給制度であって住民全体に適用されるものが存在する場合には、当該配給制度の適用につき、国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

第二十一条【住居】

締約国は、住居に係る事項が法令の規制を受け又は公の機関の管理の下にある場合には、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、住居に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第二十二条【公の教育】

- 1 締約国は、無国籍者に対し、初等教育に関し、自国民に与える待遇と同一の待 遇を与える。
- 2 締約国は、無国籍者に対し、初等教育以外の教育、特に修学の機会、学業に関する証明書、資格証書及び学位であって外国において与えられたものの承認、授業料その他納付金の減免並びに奨学金の給付に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第二十三条【公的扶助】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、公的扶助及び公的援助に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

第二十四条【労働法制及び社会保障】

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、次の事項に関し、 自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。
 - (a) 報酬(家族手当がその一部を成すときは、これを含む。)、労働時間、時間外労働、有給休暇、家内労働についての制限、雇用についての最低年齢、見習及び訓練、女子及び年少者の労働並びに団体交渉の利益の享受に係る事項であって、法令の規律を受けるもの又は行政機関の管理の下にあるもの。
 - (b) 社会保障(業務災害、職業病、母性、疾病、廃疾、老齢、死亡、失業、家族的責任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付事由に関する法規)。ただし、次の措置をとることを妨げるものではない。
 - (i) 当該無国籍者が取得した権利又は取得の過程にあった権利の維持に関 し適当な措置をとること。
 - (ii) 当該無国籍者が居住している当該締約国の国内法令において、公の資金から全額支給される給付の全部又は一部に関し及び通常の年金の受給のために必要な拠出についての条件を満たしていない者に支給される手当てに関し、特別の措置を定めること。
- 2 業務災害又は職業病に起因する無国籍者の死亡について補償を受ける権利は、 この権利を取得する者が締約国の領域外に居住していることによる影響を受けな い。
- 3 締約国は、取得された又は取得の過程にあった社会保障についての権利の維持 に関し他の締約国との間で既に締結した協定又は将来締結することのある協定の 署名国の国民に適用される条件を無国籍者が満たしている限り、当該協定による 利益と同一の利益を当該無国籍者に与える。
- 4 締約国は、取得された又は取得の過程にあった社会保障についての権利の維持に関する協定であって非締約国との間で現在効力を有し又は将来効力を有することのあるものによる利益と同一の利益をできる限り無国籍者に与えることについて好意的考慮を払うものとする。

第五章 行政上の措置

第二十五条【行政上の援助】

1 無国籍者がその権利の行使につき通常外国の機関の援助を必要とする場合において当該外国の機関の援助を求めることができないときは、当該無国籍者が居住

している締約国は、自国の機関により同様の援助が当該無国籍者に与えられるように取り計らう。

- 2 1 にいう自国の機関又は国際機関は、無国籍者に対し、外国人が通常本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける文書又は証明書と同様の文書又は証明書を交付するものとし、また、その監督のもとにこれらの文書又は証明書が交付されるようにする。
- 3 2の規定により交付される文書又は証明書は、外国人が本国の機関から又は本国 の機関を通じて交付を受ける公文書に代わるものとし、反証のない限り信用が与 えられるものとする。
- 4 生活に困窮する者に対する例外的な取扱いがある場合には、これに従うことを 条件として、この条に規定する事務については手数料を徴収することができるが、 その手数料は、妥当な、かつ、同種の事務について国民から徴収する手数料に相 応するものでなければならない。
- 5 この条の規定は、第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げるものではない。

第二十六条【移動の自由】

締約国は、合法的にその領域内にいる無国籍者に対し、当該無国籍者が同一の事情の下で一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を 選択する権利及び当該締約国の領域内を自由に移動する権利を与える。

第二十七条【身分証明書】

締約国は、その領域内にいる無国籍者であって有効な旅行証明書を所持していない者に対し、身分証明書を発給する。

第二十八条【旅行証明書】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、国の安全又は公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給するものとし、この旅行証明書に関しては、附属書の規定が適用される。締約国は、その領域内にいる他の無国籍者に対してもこの旅行証明書を発給することができるものとし、特に、その領域内にいる無国籍者であって合法的に居住している国から旅行証明書の発給を受けることができない者に対して旅行証明書を発給することについて好意的考慮を払う。

第二十九条【公租公課】

1 締約国は、無国籍者に対し、同様の状態にある自国民に課している若しくは課することのある租税その他の公課(名称のいかんを問わない。)以外の公課を課してはならず、また、租税その他の公課(名称のいかんを問わない。)につき同様の状態にある自国民に課する額よりも高額のものを課してはならない。

2 1の規定は、行政機関が外国人に対して発給する文書(身分証明書を含む。)の 発給についての手数料に関する法令を無国籍者について適用することを妨げるも のではない。

第三十条【資産の移転】

- 1 締約国は、自国の法令に従い、無国籍者がその領域内に持ち込んだ資産を定住 のために入国を許可された他の国に移転することを許可する。
- 2 締約国は、無国籍者が入国を許可された他の国において定住するために必要と なる資産(所在地のいかんを問わない。)につき当該無国籍者から当該資産の移転 の許可の申請があった場合には、この申請に対し好意的考慮を払う。

第三十一条【追放】

- 1 締約国は、国の安全又は公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその 領域内にいる無国籍者を追放してはならない。
- 2 1の規定による無国籍者の追放は、法の適正な手続に従って行われた決定によってのみ行う。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、1に規定する無国籍者は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のある機関又はその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。
- 3 締約国は、1の規定により追放されることとなる無国籍者に対し、他の国への入 国許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間 中必要と認める国内措置をとることができる。

第三十二条【帰化】

締約国は、無国籍者の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続に係る手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。

第六章 最終条項

第三十三条【国内法令に関する情報】

締約国は、国際連合事務総長に対し、この条約の適用を確保するために制定する 法令を送付する。

第三十四条【紛争の解決】

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって他の方法によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第三十五条【署名、批准及び加入】

- 1 この条約は、千九百五十五年十二月三十一日まで国際連合本部において署名の ために開放しておく。
- 2 この条約は、次の国による署名のために開放しておく。
 - (a) 国際連合の加盟国
 - (b) 無国籍者の地位に関する国際連合会議に出席するよう招請された他の国
 - (c) 国際連合総会により署名又は加入するよう招請される国
- 3 この条約は批准されなければならず、批准書は国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、この条の2に定める国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第三十六条【適用地域条項】

- 1 いずれの国も、署名、批准、又は加入の際に、自国が国際関係について責任を 有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することがで きる。宣言は、その国についてこの条約の効力が生ずる時に効力を生ずる。
- 2 いずれの国も、署名、批准又は加入の後1の宣言を行う場合には、国際連合事務総長にその宣言を通告するものとし、当該宣言は、国際連合事務総長が当該宣言の通告を受領した日の後九十日又はその国についてこの条約の効力が生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
- 3 関係国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用することをしなかった領域についてこの条約を適用するため、憲法上必要があるときはこれらの領域の政府の同意を得ることを条件として必要な措置をとることの可能性について検討する。

第三十七条【連邦条項】

締約国が連邦制又は非単一制の国である場合には、次の規定を適用する。

- (a) この条約の規定であってその実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の 義務と同一とする。
- (b) この条約の規定であってその実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあり、かつ連邦の憲法制度上、邦、州又は県が立法措置を取ることを義務づけられていないものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。
- (c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて他の締約国から要請があったときは、この条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこの条約の規定の実施が行われている程度を示す。

第三十八条【留保】

- 1 いずれの国も、署名、批准又は加入の際に、第一条、第三条、第四条、第十六 条1及び第三十三条から第四十二条までの規定を除くほか、この条約の規定につ いて留保を付することができる。
- 2 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長にあてた通告により、 いつでも当該留保を撤回することができる。

第三十九条【効力発生】

- 1 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する 国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を 生ずる。

第四十条【廃棄】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの条約 を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で当該通告を行った締約国について効力を生ずる。
- 3 第三十六条の規定に基づいて宣言又は通告を行った国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、同条の規定に基づく宣言又は通告により指定した領域についてこの条約の適用を終止する旨の宣言を行うことができる。当該宣言は、国際連合事務総長がこれを受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十一条【改正】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの条約 の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請についてとるべき措置があるときは、その措置を勧告する。

第四十二条【国際連合事務総長による通報】

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で 第三十五条に規定するものに対し、次の事項を通報する。

- (a) 第三十五条の規定による署名、批准及び加入
- (b) 第三十六条の規定による宣言及び通告
- (c) 第三十八条の規定による留保及びその撤回
- (d) 第三十九条の規定に基づきこの条約の効力が生ずる日
- (e) 第四十条の規定による廃棄及び通告
- (f) 前条の規定による改正の要請

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名 した。

千九百五十四年九月二十八日にニューヨークで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第三十五条に規定するものに送付する。

〔附属書〕

第一項

- 1 第二十八条に規定する旅行証明書は、その名義人がこの条約に基づく無国籍者であることを示すものとする。
- 2 1の旅行証明書は、少なくとも二の言語で作成するものとし、そのうちの一の言語は、英語又はフランス語とする。
- 3 締約国は、この附属書の附録に定める旅行証明書の様式を採用することが望ま しいことを考慮するものとする。

第二項

旅行証明書の発給国の規則に別段の定めがある場合を除くほか、子は、両親のいずれか一方の旅行証明書に又は例外的な事情のある場合には成人である他の者の旅行証明書に併記することができる。

第三項

旅行証明書の発給について徴収する手数料の額は、国民に対する旅券の発給についての手数料の最低額を超えてはならない。

第四項

特別の場合又は例外的な場合を除くほか、旅行証明書は、できる限り多数の国について有効なものとして発給する。

第五項

旅行証明書の有効期間は、三箇月を下らず二年を超えないものとする。

第六項

1 旅行証明書の有効期間の更新又は延長は、当該旅行証明書の名義人が合法的に 他の国の領域内に居住するに至っておらず、かつ、当該旅行証明書の発給機関の ある国の領域内に合法的に居住している限り、当該発給機関の権限に属する。新 たな旅行証明書の発給は、前段の条件と同一の条件が満たされる限り、従前の旅 行証明書の発給機関の権限に属する。

- 2 外交機関又は領事機関で特にその権限を与えられているものは、自国の政府が 発給した旅行証明書の有効期間を六筒月を超えない範囲で延長する権限を有する。
- 3 締約国は、既にその領域内に合法的に居住していない無国籍者であって合法的 に居住している国から旅行証明書を取得することができないものに対し、旅行証 明書の有効期間の更新若しくは延長又は新たな旅行証明書の発給について好意的 考慮を払う。

第七項

締約国は、第二十八条の規定により発給された旅行証明書を有効なものとして認める。

第八項

無国籍者が赴くことを希望する国の権限のある機関は、当該無国籍者の入国を認める用意があり、かつ、当該無国籍者の入国に査証が必要であるときは、当該無国籍者の旅行証明書に査証を与える。

第九項

- 1 締約国は、最終の目的地である領域の査証を取得している無国籍者に対し、通 過査証を発給することを約束する。
- 2 1の通過査証の発給は、一般に外国人に対して査証の発給を拒むことのできる正 当な事由によって拒むことができる。

第十項

出国査証、入国査証又は通過査証の発給についての手数料の額は、外国の旅券に 査証を与える場合の手数料の最低額を超えてはならない。

第十一項

いずれかの締約国から旅行証明書の発給を受けていた無国籍者が他の締約国の領域内に合法的に居住するに至ったときは、新たな旅行証明書を発給する責任は、第二十八条の規定により当該他の締約国の領域の権限のある機関が負うものとし、当該無国籍者は、当該機関に旅行証明書の発給を申請することができる。

第十二項

新たな旅行証明書の発給機関は、従前の旅行証明書を回収するものとし、当該従前の旅行証明書にこれを発給国に返送しなければならない旨の記載があるときは、当該従前の旅行証明書を当該発給国に返送する。そのような記載がないときは、当該発給機関は、回収した旅行証明書を無効なものとする。

第十三項

- 1 別段の定めがある場合を除くほか、第二十八条の規定により発給された旅行証明書は、その名義人に対し、当該旅行証明書の有効期間内のいずれの時点においても当該発給国の領域に再び入る権利を与える。いずれの場合においても、旅行証明書の名義人が当該旅行証明書を発給した国に戻ることのできる期間は三箇月を下ってはならない。ただし、無国籍者の旅行しようとする国が再入国の権利を与える旅行証明書を求めないときは、この限りでない。
- 2 締約国は、1 の規定に従うことを条件として、旅行証明書の名義人に対し、出入 国について定める手続に従うことを要求することができる。

第十四項

前項の規定のみを例外として、この附属書の規定は、締約国の領域にかかわる入国、通過、滞在、定住及び出国の条件を規律する法令に何ら影響を及ぼすものではない。

第十五項

旅行証明書の発給があったこと及び旅行証明書に記入がされていることは、その 名義人の地位(特に国籍)を決定し又はこれに影響を及ぼすものではない。

第十六項

旅行証明書の発給は、その名義人に対し、当該旅行証明書の発給国の外交機関又は領事機関による保護を受ける権利をいかなる意味においても与えるものではなく、また、これらの機関に対し、保護の権利を与えるものでもない。

付録2:1961年無国籍の削減に関する条約

Annex 2 - 1961 Convention on the Reduction of Statelessness

作 成 1961 年 8 月 30 日、ニューヨークにおいて 効力発生 1975 年 12 月 13 日(この条約第 18 条に依る) 典 拠 国連文書 A/CONF.9/15.1961

締約国は、

千九百五十四年十二月四日、国際連合総会によって採択された決議八九六(IX)に従って行動し、

国際的な協定によって無国籍を削減することが望ましいことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条

- 1 締約国は、その領域内で出生した者であってその国籍を付与しなければ無国籍 となる者に対してその国籍を付与する。この国籍は、次のいずれかによって付与 される。
 - (a) 出生時に、法の作用によって。
 - (b) その者により、又はその者のために、自国の国内法が定める方式で適当な機関に対してなされた申請によって。その申請は、この条の2の規定に従うことを条件として棄却されてはならない。
 - この(b)の規定に基づくその国籍の付与を規定する締約国は、その国内法が定める年齢において及びその国内法が定める条件に従って、法の作用によるその国籍の付与を規定することもできる。
- 2 締約国は、この条の1(b)の規定に基づくその国籍の付与を次の一又はそれ以上の条件に従わせることができる。
 - (a) 申請が、締約国によって定められる十八歳以前に始まり二十一歳以後に終わる期間内に提出されること。ただし、その者は、法的な許可の取得を必要とせずに自ら申請できる少なくとも一年の期間を認められなければならない。
 - (b) その者が、申請の提出の直前の五年を超えず、かつ、通算十年を超えない 期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居 所を有していたこと。
 - (c) その者が、国家の安全に対する罪で有罪の判決を受けたことがなく、また、 刑事上の罪により五年以上の拘禁刑を宣告されていないこと。
 - (d) その者が、それまで常に無国籍であったこと。
- 3 この条の1(b)及び2の規定にかかわらず、締約国の領域内において婚内子として出生した子であってその母がその国の国籍を有している者は、その国籍を付与しなければ無国籍となる場合には、出生の時にその国籍を取得する。

- 4 締約国は、その国籍を付与しなければ無国籍となる者であって、かつ、申請の提出のための年齢を超えていること又は必要な居住条件を満たしていないことによってその領域内で出生した別の締約国の国籍を取得できない者に対して、その者の出生時にその両親の一方の国籍が自国の国籍であった場合、その国籍を付与する。その者の出生時にその両親が同一の国籍を有していなかった場合、その者の国籍が父の国籍に従うか母の国籍に従うかという問題は、当該締約国の国内法によって決せられる。この国籍の申請が必要とされる場合、その申請は、申請者により、又は申請者のために、当該締約国の国内法が定める方式で適当な機関に対してなされなければならない。この条の5の規定に従うことを条件として、この申請は棄却されてはならない。
- 5 締約国は、次の一又はそれ以上の条件に従って、この条の4の規定に基づくそ の国籍の付与をすることができる。
 - (a) 申請が、締約国によって定められる二十三歳以上の年齢に申請者が達する前に提出されること。
 - (b) その者が、申請の提出の直前の三年を超えない期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。
 - (c) その者が、常に無国籍であったこと。

第二条

締約国の領域内で発見された父母がともに知れない児童*は、反対事実の証明がなされない限り、その領域内で、その国の国籍を有する両親から生まれたものと認められる。

第三条

この条約に基づく締約国の義務を決するため、船舶又は航空機における出生は、 それぞれ、その船舶が旗国とする国又はその航空機が登録されている国の領域内で 生じたものとみなされる。

第四条

1 締約国は、その領域内で出生しなかった者であってその国籍を付与しなければ 無国籍になる者に対し、その者の出生時に両親の一方の国籍がその締約国の国籍 である場合、その国籍を付与する。

^{*} 日本語訳注:原文の foundling という用語は従来日本語では「棄児」又は「遺棄された児童」と訳されることも多かった(本間浩監修(1987)、『難民に関する国際条約集』(UNHCR 駐日事務所)等)。しかし、無国籍削減条約特に第2条の趣旨及び目的、起草の歴史的経緯、各国国籍法における条約第2条に相当する規定の文言、並びに国際人権法基準等に照らして「父母がともに知れない児童」と訳すこととした。参考文献として、金児真依「『父母がともに知れない子』(foundling)の無国籍の防止」『国際人権』第33号(2022年)等を参照。

その者の出生時にその両親が同一の国籍を有していなかった場合、その者の国籍が父の国籍に従うか母の国籍に従うかという問題は、その締約国の国内法によって決せられる。この1の規定に基づく国籍は、次のいずれかによって付与される。

- (a) 出生時に、法の作用によって
- (b) その者により、又はその者のために、自国の国内法が定める方式で適当な 機関に対してなされた申請によって。その申請は、この条の2の規定に従 うことを条件として棄却されてはならない。
- 2 締約国は、この条の1の規定に基づくその国籍の付与を次の一又はそれ以上の 条件に従わせることができる。
 - (a) 申請が、申請者が締約国によって定められる二十三歳以上の年齢に達する前に提出されること。
 - (b) その者が、申請の提出の直前の三年を超えない期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。
 - (c) その者が、国家の安全に対する罪で有罪の判決を受けたことがないこと。
 - (d) その者が、常に無国籍であったこと。

第五条

- 1 締約国の法が婚姻、婚姻の終了、準正、認知又は養子縁組等、個人の身分の変動の結果として国籍の喪失を伴う場合、この喪失は、他の国籍の保有又は取得を 条件としなければならない。
- 2 締約国の法のもとにおいて、婚外子について親子関係の認知がなされた結果として、その国の国籍を喪失する場合、その者は、適当な機関に対する書面による申請によってその国籍を回復する機会を与えられるものとし、また、この申請を規律する条件は、この条約の第一条2の規定に定める条件より厳格であってはならない。

第六条

締約国の法が個人の国籍の喪失又は剝奪の結果としてその者の配偶者又は子が国籍を喪失することを規定している場合、この喪失は、他の国籍の保有又は取得を条件としなければならない。

第七条

- 1 (a) 締約国の法が国籍の放棄を認める場合、その放棄は、その放棄に係る者が 他の国籍を保有し、又は取得することのない限り、国籍の喪失という結果 を生ずるものであってはならない。
 - (b) (a) の規定は、その適用が千九百四十八年十二月十日に国際連合総会により承認された世界人権宣言の第十三条及び第十四条に定められた原則に適合しない場合には適用してはならない。

- 2 外国への帰化を求める締約国の国民は、その者が当該外国の国籍を取得し、又 はその取得の保障を与えられたのでない限り、その国籍を喪失しない。
- 3 この条の4及び5の規定に従うことを条件として、締約国の国民は、出国、外国での居住、登録がないことその他同様の理由に基づいて、国籍を喪失し、無国籍になることはない。
- 4 帰化した者については、その者がその国籍を維持する意思を適当な機関に対して申告しない場合、当該締約国の法により定められる継続した七年以上の期間外国に居住したことを理由として国籍を喪失させることができる。
- 5 締約国の法は、当該締約国の領域外で出生した当該締約国の国民について、その者が成人に達してから一年を経過した後その国籍を保有するために、その時点で当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる。
- 6 この条に定められた場合を除き、個人は、一の締約国の国籍を喪失することにより無国籍となる場合、その国籍の喪失がこの条約のいずれかの他の規定によって明示的に禁止されていなくとも、当該締約国の国籍を喪失することはない。

第八条

- 1 締約国は、国籍の剝奪が当該個人を無国籍にする場合は、その者から国籍を剝奪してはならない。
- 2 この条の1の規定にかかわらず、次の場合には、締約国は、個人からその国籍 を剝奪することができる。
 - (a) 第七条 4 及び 5 の規定に基づいて個人が国籍を喪失することが認められる 場合
 - (b) 国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得された場合
- 3 この条の1の規定にかかわらず、締約国は、署名、批准又は加入の時に、その時点で国内法上存在する次の一又はそれ以上の理由に基づいて個人の国籍を剝奪する権利を留保することを明示する場合、その権利を留保することができる。
 - (a) 当該個人が、当該締約国に対する忠誠義務に反して次のことを行った場合
 - (i) 締約国の明示の禁止を無視して、他の国に対して役務を提供したか、若しくは引き続き役務を提供していること、又は他の国から給与を受領したか、若しくは引き続き受領していること。
 - (ii) 国家の重大な利益を深刻に害するような行為を行ったこと。
 - (b) 当該個人が、他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、若しくは正式 な宣言をしたか、又は締約国に対する忠誠を拒否する決意の明白な証拠を 示したこと。
- 4 締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問を 受ける権利を与える法に従う場合を除き、この条の2又は3の規定によって認め られる剝奪の権限を行使してはならない。

締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問を 受ける権利を与える法に従う場合を除き、この条の2又は3の規定によって認め られる剝奪の権限を行使してはならない。

第九条

締約国は、人種的、民族的、宗教的又は政治的な理由に基づいて、いかなる個人 又は個人の集団からも国籍を奪うことはできない。

第十条

- 1 領域の割譲を規定する締約国間のすべての条約は、何人も当該割譲の結果として無国籍にならないことを確保するための規定を設けるものとする。締約国は、この条約の締約国でない国との間で締結するいずれの条約もかかる規定を設けることを確保するよう最大限努める。
- 2 かかる規定が存在しない場合、領域の割譲を受けることその他領域を取得する こととなる締約国は、その国籍を付与しなければ割譲又は取得の結果として無国 籍となる者に対して、その国籍を付与するものとする。

第十一条

締約国は、六番目の批准書又は加入書の寄託の後できる限り速やかに、この条約の利益を請求する者が、その請求の審査及びその請求を適当な機関に提出する場合の援助を要求できる機関を国際連合の枠内で設立することを促進する。

第十二条

- 1 この条約の第一条1又は第四条1の規定に基づいて出生時に法の作用により国籍を付与することをしない締約国に関しては、第一条の1又は第四条1の規定は、それぞれ、この条約の効力発生後に出生した者と同様にその効力発生前に出生した者にも適用する。
- 2 この条約の第一条4の規定は、その効力発生後に出生した者と同様にその効力 発生前に出生した者にも適用する。
- 3 この条約の第二条の規定は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後に 当該締約国の領域内で発見された父母がともに知れない児童についてのみ適用す る。

第十三条

この条約は、現在若しくは将来効力を有する締約国の法、又は現在若しくは将来 効力を有する二若しくはそれ以上の締約国間の他の条約又は協定に含まれうる無国 籍の削減に一層貢献するいかなる規定にも影響を与えるものと解してはならない。

第十四条

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって、他の方法によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請によって国際司法裁判所に付託する。

第十五条

- 1 この条約は、いずれかの締約国がその国際関係について責任を有するすべての 非自治地域、信託統治地域、植民地地域及び他の非本土領域について適用する。 当該締約国は、この条の2の規定に従うことを条件として、署名、批准又は加入 の時に、非本土領域又は本条約がその署名、批准又は加入の結果として適用され る領域を宣言する。
- 2 国籍の適用上、非本土領域が本土領域と一体として取扱われない場合、又は非本土領域に条約を適用するためには当該非本土領域の事前の同意が締約国又はその非本土領域の憲法又は憲法的慣行によって要請されている場合には、当該締約国はこの条約に署名した日から十二箇月の期間内に、非本土領域の必要な同意を確保するよう努める。この同意が得られた場合、締約国は国際連合の事務総長に通告する。この条約は、事務総長が通告を受理した日から当該通告で指定された領域に適用する。
- 3 この条の2の規定に定める十二箇月の期間が経過した後、当該締約国は、事務 総長に対して、その締約国がその国際関係に関して責任を有する非本土領域であっ て本条約の適用についての同意が留保されることのあるその非本土領域との協議 の結果を通知する。

第十六条

- 1 この条約は、千九百六十一年八月三十日から千九百六十二年五月三十一日まで 国際連合本部において署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、次の国による署名のために開放しておく。
 - (a) 国際連合のすべての加盟国
 - (b) 将来の無国籍の撤廃又は削減に関する国際連合の会議に出席を招請された 他のすべての国
 - (c) 国際連合総会により署名又は加入するよう招請されうるすべての国
- 3 この条約は批准されなければならず、批准書は国際連合事務総長に寄託される。
- 4 この条約は、この条の2に定める国による加入のため開放しておく。加入は、 国際連合事務総長に加入書を寄託することによって効力を生ずる。

第十七条

- 1 いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、第十一条、第十四条又は第十五条 に関して留保することができる。
- 2 この条約に対する他のいかなる留保も認められない。

第十八条

- 1 この条約は、六番目の批准書又は加入書の寄託の日から二年後に効力を生ずる。
- 2 この条約は、六番目の批准書又は加入書の寄託後にこの条約を批准し、又は加入する国については、当該国が批准書又は加入書を寄託した日から九十日目の日 又はこの条約がこの条の1の規定に従って効力を生ずる日のいずれか遅い方の日 に効力を生ずる。

第十九条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に宛てた書面による通告によっていつでもこの条約を廃棄することができる。この廃棄は、事務総長がその通告を受理した日から一年後に、当該締約国について効力を生ずる。
- 2 締約国は、第十五条の規定に従って、この条約が当該締約国の非本土領域で適用されている場合には、その後いつでも、その非本土領域の同意を得て、国際連合事務総長に対し、当該非本土領域に関して別個にこの条約を廃棄することを通告することができる。廃棄は、事務総長がこの通告を受理した日から一年後に効力を生ずるものとし、事務総長は、すべての他の締約国に対してこの通告及びその受理した日を通知するものとする。

第二十条

- 1 国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びそれらの加盟国以外の国であって第十六条に定めるものに対し、次のことを通告する。
 - (a) 第十六条の規定による署名、批准及び加入
 - (b) 第十七条の規定による留保
 - (c) この条約が第十八条の規定に従って効力を生ずる日
 - (d) 第十九条の規定による廃棄
- 2 国際連合事務総長は、遅くても第六番目の批准書又は加入書の寄託の後に、第 十一条に従って、第十一条に言及された組織の設立の問題について総会の注意を 喚起する。

第二十一条

この条約は、その効力発生の日に国際連合事務総長によって登録される。

以上の証拠として、以下に署名した全権委員は本条約に署名した。

千九百六十一年八月三十日、ニューヨークにおいて、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語、及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、国際連合事務総長が国際連合のすべての加盟国及び本条約の第十六条にいう非加盟国に送付するものとする。

〔付録〕

将来の無国籍の根絶又は削減に関する国際連合会議 最終文書(省略)

付録3:1954年の無国籍者の地位に関する条約・ 1961年の無国籍の削減に関する条約の 締約国一覧

(2022年10月末現在)

国 名	無国籍者地位条約*	無国籍削減条約*
アイスランド共和国	2021年1月26日a	2021年1月26日a
アイルランド共和国	1962年12月17日a	1973年1月18日a
アゼルバイジャン共和国	1996年8月16日a	1996年8月16日a
アルジェリア民主人民共和国	1964年7月15日a	
アルゼンチン共和国	1972年6月1日a	2014年11月13日a
アルバニア共和国	2003年6月23日a	2003年7月9日a
アルメニア共和国	1994年5月18日a	1994年5月18日a
アンゴラ共和国	2019年10月7日a	2019年10月7日a
アンティグア・バーブーダ	1988 年 10 月 25 日 d	
イスラエル国	1958年12月23日	
イタリア共和国	1962年12月3日	2015年12月1日a
ウガンダ共和国	1965年4月15日a	
ウクライナ	2013年3月25日a	2013年3月25日a
ウルグアイ東方共和国	2004年4月2日a	2001年9月21日a
エクアドル共和国	1970年10月2日	2012年9月24日a
エスワティニ王国	1999年11月16日a	1999年11月16日a
エルサルバドル	2015年2月9日	
オーストラリア連邦	1973年12月13日a	1973年12月13日a
オーストリア共和国	2008年2月8日a	1972 年 9 月 22 日 a
オランダ	1962年4月12日	1985年5月13日
カナダ		1978年7月17日a
ガンビア共和国	2014年7月1日a	2014年7月1日a
北マケドニア共和国	1994年1月18日d	2020年1月3日a
キリバス共和国	1983 年 11 月 29 日 d	1983年11月29日d
ギニアビサウ共和国	2016年9月19日a	2016年9月19日a
ギニア共和国	1962年3月21日a	2014年7月17日a
ギリシャ共和国	1975年11月4日a	
クロアチア共和国	1992年10月12日d	2011年9月22日a
グアテマラ共和国	2000年11月28日	2001年7月19日a
グレートブリテン及び 北アイルランド連合王国	1959 年 4 月 16 日	1966年3月29日
コートジボワール共和国	2013年10月3日a	2013年10月3日a
コスタリカ共和国	1977年11月2日	1977年11月2日a
コロンビア共和国	2019年10月7日	2014年8月15日a
ザンビア共和国	1974年11月1日d	
シエラレオネ共和国	2016年5月9日a	2016年5月9日a

^{*} 加入 (a)、継承 (d)、批准 (r)

国 名	無国籍者地位条約*	無国籍削減条約*
ジャマイカ		2013年1月9日a
ジョージア	2011年12月23日a	2014年7月1日a
ジンバブエ共和国	1998年12月1日d	
スイス連邦	1972年7月3日	
スウェーデン王国	1965年4月2日	1969年2月19日a
スペイン王国	1997年5月12日a	2018年9月25日a
スロバキア共和国	2000年4月3日a	2000年4月3日a
スロベニア共和国	1992年7月6日d	
セネガル共和国	2005年9月21日a	2005年9月21日a
セルビア共和国	2001年3月12日d	2011年12月7日a
セントビンセント・グレナディーン諸島	1999年4月27日d	
大韓民国	1962 年 8 月 22 日 a	
チェコ共和国	2004年7月19日a	2001年12月19日a
チャド共和国	1999年8月12日a	1999 年 8 月 12 日 a
中華人民共和国		
チュニジア共和国	1969年7月29日a	2000年5月12日a
チリ共和国	2018年4月11日a	2018年4月11日a
デンマーク	1956年1月17日	1977年7月11日a
トーゴ共和国	2021年7月14日a	2021年7月14日a
トリニダード・トバゴ共和国	1966年4月11日d	
トルクメニスタン	2011年12月7日a	2012年8月29日a
トルコ共和国	2015年3月26日a	
ドイツ連邦共和国	1976年10月26日	1977年8月31日a
ナイジェリア連邦共和国	2011年9月20日a	2011年9月20日a
ニカラグア共和国	2013年7月15日a	2013年7月29日a
ニジェール共和国	2014年11月7日a	1985年6月17日a
ニュージーランド		2006年9月20日a
ノルウェー王国	1956年11月19日	1971年8月11日a
ハイチ共和国	2018年9月27日a	2018年9月27日a
ハンガリー	2001年11月21日a	2009年5月12日a
バルバドス	1972年3月6日d	
パナマ共和国	2011年6月2日a	2011年6月2日a
パラグアイ共和国	2014年7月1日a	2012年6月6日a
フィジー共和国	1972年6月12日d	
フィリピン共和国	2011年9月22日	2022 年 3 月 24 日 a
フィンランド共和国	1968年10月10日a	2008年8月7日a
フランス共和国	1960年3月8日	
ブラジル連邦共和国	1996年8月13日	2007年10月25日a
ブルガリア共和国	2012年3月22日a	2012年3月22日a
ブルキナ・ファソ	2012年5月1日a	2017年8月3日a

[†] 香港に対する主権行使の再開に伴い、中国は 1997 年 6 月 10 日、無国籍者地位条約に関する香港の国際 的な権利と義務に対する責任を中華人民共和国政府が負うと国連事務総長に通告した。

国名	無国籍者地位条約*	無国籍削減条約*
ベナン共和国	2011年12月8日a	2011年12月8日a
ベリーズ	2006年9月14日a	2015年8月14日a
ベルギー王国	1960年5月27日	2014年7月1日a
ペルー共和国	2014年1月23日a	2014年12月18日a
ホンジュラス共和国	2012年10月1日	2012年12月18日a
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1993年9月1日d	1996年12月13日a
ボツワナ共和国	1969 年 2 月 25 日 d	
ボリビア多民族国	1983年10月6日a	1983年10月6日a
ポルトガル共和国	2012年10月1日a	2012年10月1日a
マダガスカル共和国 [‡]	[1962年2月20日a]	
マラウイ共和国	2009年10月7日a	
マリ共和国	2016年5月27日a	2016年5月27日a
マルタ共和国	2019年12月11日a	
メキシコ合衆国	2000年6月7日a	
モザンビーク共和国	2014年10月1日a	2014年10月1日a
モルドバ共和国	2012年4月19日a	2012年4月19日a
モンテネグロ	2006年10月23日d	2013年12月5日a
ラトビア共和国	1999年11月5日a	1992 年 4 月 12 日 a
リトアニア共和国	2000年2月7日a	2013年7月22日a
リヒテンシュタイン公国	2009年9月25日	2009年9月25日a
リビア国	1989年5月16日a	1989年5月16日a
リベリア共和国	1964年9月11日a	2004年9月22日a
ルーマニア	2006年1月27日a	2006年1月27日a
ルクセンブルグ大公国	1960年6月27日	2017年9月21日a
ルワンダ共和国	2006年8月4日a	2006年10月4日a
レソト王国	1974年11月4日d	2004年9月24日a

^{‡ 1965} 年 4 月 2 日に国連事務総長が受け取った通知により、マダガスカル政府はこの条約の破棄を通告し、1966 年 4 月 2 日に破棄の効力が生じた。

付録4:国連総会決議抜粋

総会によって 1994年 12月 23 日に採択された決議

A/RES/49/169 (1995年2月24日)

49/169 国連難民高等弁務官事務所

総会は、(……)

20 各国に対し、1974年12月10日の総会決議3274(XXIX)に基づいて高等弁務官に委ねられた無国籍の削減に関わる責務(無国籍関連の国際文書への加入およびその全面的実施の促進を含む。)の遂行に関して、高等弁務官を援助するよう求める。

総会によって 1995年 12月 21日に採択された決議

A/RES/50/152 (1996年2月9日)

50/152 国連難民高等弁務官事務所

総会は、(……)

無国籍であること(国籍が証明できない場合を含む。)によって避難を余儀なくされる場合があることを懸念するとともに、これとの関連で、無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護が潜在的な難民状況の防止のために重要であることを強調し、(……)

- 14 高等弁務官に対し、国際保護の提供および防止活動の追求という規程上の任務 ならびに1974年12月10日の総会決議3274(XXIX)および1976年11月30日 の総会決議31/36に基づいて委ねられた責務の一環として、無国籍者のための活 動を継続するよう奨励する。
- 15 これらの文書の締約国数が限られていることに鑑み、高等弁務官事務所に対し、 無国籍者の地位に関する 1954 年条約¹および無国籍の削減に関する 1961 年条約² への加入を積極的に促進するとともに、関係国に対して、国籍法の制定・改正お よび運用について妥当な技術的および助言的サービスを提供するよう要請する。 (……)

United Nations, Treaty Series, vol.360, No.5158.

² Ibid., vol. 989, No. 14458.

総会によって 2006年 12月 19日に採択された決議

A/RES/61/137 (2007年1月25日)

61/137 国連難民高等弁務官事務所

総会は、(……)

- 2 国連難民高等弁務官事務所およびその執行委員会がこの1年間に行った重要な活動を歓迎するとともに、この文脈において、危機に瀕する可能性のある女性および少女に関する結論ならびに無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論³が採択されたことに留意する。これらの結論は、「難民保護への課題」(Agenda for Protection) ⁴に則って国際保護体制を強化することとともに、国際社会に支持される関連の国内公共政策を通じた諸メカニズムおよび諸基準の漸進的実施を促進する等の手段により、変化しつつある今日の国際的環境において保護に関する自国の責任を履行するにあたって各国政府を援助することを目的とするものである。(……)
- 4 現時点で62か国が無国籍者の地位に関する1954年条約の締約国に、また33か 国が無国籍の削減に関する1961年条約の締約国になっていることに留意し、これ らの文書にまだ加入していない国に対して加入を検討するよう奨励し、無国籍者 の特定、無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関わる高等弁務官の 活動に留意し、かつ、高等弁務官事務所に対し、関連の総会決議および執行委員 会結論に従ってこの分野における活動を継続するよう促す。(……)

³ Ibid. [Official Records of the General Assembly, Sixty-first Session, Supplement No. 12A (A/61/12/Add.1)], chap. III, sects. A and B.

⁴ Ibid., Fifty-seventh Session, Supplement No. 12A (A/57/12/Add.1), annex IV.

付録5:UNHCR執行委員会結論抜粋

無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論

第 78 号 (XLVI) - 1995年 - 1995年 10 月 20 日

執行委員会は、

すべての者が、国籍をもつ権利、および、その国籍を恣意的に奪われない権利を 有することを認め、

無国籍であること(国籍が証明できない場合を含む。)により、避難を余儀なくされる場合があることを懸念し、

無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護が、難民状況の発生を防止する ために重要であることを強調し、

- (a) 無国籍の難民のためにおよび無国籍の削減に関してすでに高等弁務官に委託されている責務を認め、UNHCRに対し、無国籍者のために行う活動を、国際的保護を提供しおよび防止活動を行う規程上の任務の一部として、ならびに、総会により委託された無国籍の削減に関する1961年条約第11条に基づき予定された任務を遂行する責務の一部として継続するよう奨励し、(……)
- (c) UNHCR に対し、無国籍者の地位に関する 1954 年条約および無国籍の削減に 関する 1961 年条約の締約国数が限られている事実に照らし、これらの条約へ の加入を積極的に促し、ならびに、関係国に対して、国籍法の制定・改正お よび運用について妥当な技術的および助言的サービスを提供するよう要請し、 (……)

国際保護に関する一般的結論

第 95 号 (LIV) - 2003年 - 2003年 10 月 10 日

執行委員会は、(……)

各国に対し、無国籍の事案の解決方法に関して UNHCR と協力するとともに、無国籍者の状況が、現在の受入国またはかつて常居所を有していた他の国で解決することができずに不安定なままになっている場合、第三国定住の場所を提供する可能性を検討するよう奨励する。

無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論

第 106 号 (LVII) - 2006年 - 2006年 10 月 6 日

執行委員会は、

世界の諸地域で無国籍の問題が根強く残っており、かつ新たな無国籍状況が生じつつあることを依然として深く懸念し、(……)

国際連合総会によって高等弁務官に委ねられた、無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護の増准に関する責任を再確認し、

無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論第78号 (XLVI)、ならびに、長期化した無国籍状況の解決について結論第90号 (LII)、第95号 (LIV)、第96号 (LIV) ならびに結論第99号 (LV) および第102号 (LVI) を想起し、

(a) UNHCR に対し、各国政府、他の国際連合機関および国際機関、関連の地域機関ならびに非政府組織と協力しながら、無国籍の特定、防止および削減を支援し、かつ無国籍者の保護を増進させるための目標を明確に定めた活動を継続することにより、この分野における努力を強化するよう促す。

無国籍の特定

- (b) UNHCR に対し、国別プログラムの枠組みの中で他の国連機関、特に UNICEF、UNFPA、DPA、OHCHR ならびに UNDP と協力しながら、各国 の領域に在留している無国籍の集団および国籍未確認の集団を特定するため の努力 (これには、適当な場合には、出生登録および人口データの更新と連携したプロセスを含む場合がある)を行いまたは再開するため、関係国政府 と引き続き協働するよう求める。
- (c) UNHCR に対し、無国籍問題の性質および規模に関する理解の増進を促進し、 無国籍の集団を特定し、かつ、無国籍の発生につながった理由を理解すること(これらはいずれも、問題への対処戦略を策定する際の基盤となる)を目的として、特に無国籍についてほとんど調査研究が行われていない地域で調査研究を実施し、かつ関連の研究機関または専門家および各国政府と共有するよう奨励する。
- (d) 無国籍者または国籍未確認者に関する統計を保有している国々に対し、これらの統計を UNHCR と共有するよう奨励するとともに、UNHCR に対し、情報の収集、更新および共有のための、より公式、かつ体系的な方法論を確立するよう求める。

- (e) UNHCR に対し、無国籍者関連の活動について2年ごとに執行委員会に提出する報告書に、各国から提供された統計、および、無国籍の規模に関して学術機関および専門家、市民社会ならびにUNHCR 現地職員が実施した調査研究を含めるよう奨励する。
- (f) UNHCR に対し、技術的助言および運用面での支援を引き続き各国に提供するとともに、国際的および地域的レベルで関係諸国間の対話を推進することにもつながる、無国籍問題に関する理解の促進を図るよう奨励する。
- (g) 国籍および無国籍の分野で列国議会同盟(IPU)との間に確立された協力関係に留意するとともに、さらに、国の行政機関および市民社会の間で意識啓発および能力構築を図るために国および地域の議会によって活用されている、2005年の『国籍と無国籍 議員のためのハンドブック』(Nationality and Statelessness Handbook for Parliamentarians)に留意する。(……)

無国籍者の保護

- (s) 各国に対し、無国籍者の地位に関する1954年条約への加入を検討するよう奨励するとともに、締約国については留保の撤回を検討するよう奨励する。
- (t) UNHCR に対し、情報を積極的に普及するとともに、適当な時は、無国籍者を特定し、記録し、かつ無国籍者に何らかの地位を付与するための適当なメカニズムについて政府の担当者を訓練するよう要請する。
- (u) 無国籍者の地位に関する1954年条約をまだ締結していない国に対し、その国の領域に合法的に在留している無国籍者を国際人権法に従って処遇するよう奨励するとともに、その国を常居所地国として合法的に在留している無国籍者の帰化を、国内法に従って適宜容易にすることを検討するよう奨励する。
- (v) UNHCR に対し、特に無国籍者が自己の無国籍状況を解消するための法的救済にアクセスできるよう援助することによって無国籍者の保護および援助に貢献するプログラムを、関係国の要請に応じて実施するとともに、この文脈において、法律相談その他の援助の提供に関して適宜 NGO と協働するよう奨励する。
- (w) 各国に対し、無国籍であることのみを理由として無国籍者の身柄を拘束しないこと、および、無国籍者を国際人権法に従って処遇することを求めるとともに、無国籍者の地位に関する1954年条約の締約国に対し、同条約の規定を全面的に実施することも求める。

(x) UNHCR に対し、無国籍者地位条約の規定の一貫した実施を確保する目的で、同条約の実施に関する技術的助言を UNHCR が締約国に対して提供できるようにするため、UNHCR 自身の職員および他の国際連合機関の職員を対象とした、無国籍に関連する問題についての研修をさらに向上させるよう要請する。

ハンドブック原文:

UNHCR, Handbook on Protection of Stateless Persons under the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons (June 2014)

Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) P.O. Box 2500 1211 Geneva 2 www.unhcr.org © 2014 UNHCR

All rights reserved for all countries.

ガイドライン第4号原文: UNHCR, "Guidelines on Statelessness No. 4: Ensuring Every Child's Right to Acquire a Nationality through Articles 1-4 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness" (December 2012)

ガイドライン第5号原文: UNHCR, "Guidelines on Statelessness No. 5: Loss and Deprivation of Nationality under Articles 5-9 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness" (May 2020)

1954年の無国籍者の地位に関する条約下における

無国籍者の保護に関するハンドブック

日本語版付属資料:無国籍に関するガイドライン第4号・第5号

日本語版 2022 年 12 月 第 1 版発行 2023 年 12 月 第 2 版発行

翻訳・編集・発行:

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

〒 107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター

TEL: 03-3499-2011 FAX: 03-3499-2272

URL: www.unhcr.org/jp

印 刷:(株)トライ



1954年の無国籍者の地位に関する条約下における

無国籍者の保護に関する ハンドブック

日本語版付属資料:

無国籍に関するガイドライン第4号・第5号



www.unhcr.org

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

www.unhcr.org/jp